

第三十八回国会 文教委員会 會議録 第二十二号

昭和三十六年五月十日(水曜日)

午前十時四十四分開議

出席委員

委員長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

五月十日

委員原田憲君、伊藤郷一君、田川誠一君、千葉三郎君及び鈴木義男君辭任につき、その補欠として宇野宗佑君、藤井勝志君、尾関義一君、尾関高夫君及び内海清君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員宇野宗佑君、尾関義一君、尾関高夫君、藤井勝志君及び内海清君辭任につき、その補欠として原田憲君、田川誠一君、千葉三郎君、伊藤郷一君及び鈴木義男君が議長の指名で委員に選任された。

長野県に第十回冬季オリンピック招致に関する請願(下平正一君紹介)(第三三七八号)

同(井出一太郎君紹介)(第三六〇九号)

同(小川平二君紹介)(第三六一〇号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

同(原茂君紹介)(第三六一一号)

教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四二号)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますから、これを許します。小林信一君。

○小林(信)委員 この国会は、政府の方としては、一般社会の要請に応じて工業技術科を作るということに非常に終始されたような形なのですが、教員の不足というような問題、あるいは工業技術科の不足というような問題、そのことから関係して、この免許法も一部改正がなされるわけなのですが、特別にお聞きしたい点は、大抵最近の教育学部あるいは学芸学部というところを卒業する人たちが、必ずしも希望が達せられないような状態で、先生にもなれないような人も相当あるわけですね。本年あたり、こういうところを出て、先生になろうとしてなれなかった人がどのくらいあるか、お聞きしたいのです。

○村山説明員 教員養成を目的としております国立大学の卒業生で、教員になれない者の数は、毎年約卒業者の一割程度でございます。卒業者が約一万五千程度でございますので、千五百名内外の者が教員になれないで未就職の状態に終わることになっております。

○小林(信)委員 この千五百名がはたして確実かどうか、われわれの想像す

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

第一類第六号 文教委員会會議録第二十二号 昭和三十六年五月十日

るところでは相当にあるんじゃないかと思うのです。さらに、一般私立大学等で資格をもらった人たちが、就職しようとして就職できない人も非常に多いわけなのです。これらを入れますと、相当な数になると思うのです。しかもこの人たちが卒業して、簡単にその卒業した地域で先生になれるかというと、必ずしもそうではない。私の県あたりでは、東京とか神奈川とか、千葉、埼玉というようなところに行きまして採用試験を受けて、辛うじて先生になるというような苦勞をして、大体一割程度に食い止められるというところだと思ひます。こういうような人たちがいて、今工業教員が足りないというふうなことが言われておるのです。この人たちが活用するということとしては考へておるのか、活用しようとしてもそういうことはむだなのかという点をお聞きしたいと思ひます。

○村山説明員 高等学校の工業教員になる場合に、基本的に必要になるものは、やはり工学に関する専門教育だと考へられます。従ひまして、一般の教員養成を目的とする大学卒の卒業者は、工学の専門教育という点では全然欠けておりますので、これを活用して工業教員に転換させるということは非常にむずかしいと考へます。ただ現職教員の中に、工業教員としての資格を有する者が、現在工業以外の教科を担当している者が相当数あります。これらにつきましては、現職教育等によりまして、最近の工学教育に関する知識、技術を付加いたしました、これを工業教員に転換させる方法につきましては研究も実施するつもりであります。

○小林(信)委員 政府は三年制の養成所を建ててまで教員を充足しようとしております。もちろん工業課程の勉強はしておらないからすぐそれを使うというものは無理でしょうが、そういう人たちは、四年間の課程を経ておるわけ、それに特別の養成期間というものを付けて、そこで必要な単位をとられるような、そういうことを考へることは必ずしもむだではないと思ひます。無理な三年制の先生を作つて、そのために免許法を無理な改正をしていくというふうなことも私はどうかと思うのですが、そういうような養成機関を特設するというようなことはお考へになつていないのですか。

○村山説明員 一般に小学校及び中学校の教員となる目的で教育を受けて、卒業後教員になれなかった者というものは、先ほど申しましたように卒業者の一割程度おるわけでございますが、これらの者が教員になれなかった事情につきましては、いずれの県におきましても教員の採用試験というものをやつて、その結果成績のいい者は採用されておるわけでございます。教員になれなかった者ににつきましては、必ずしも成績の面で十分でない者も相当数おるわけでございます。これらの者を工業教員に転換させるということは、そもそも工業教育の基礎を受けておらなかったという事情のほかにもなかなかむずかしい点があるかと思ひます。そこで、これらの者を転換させて工業教員となるための教育機関というものは計画しておらないわけでございますが、さらに進んで現職教員の中から工業以外の教員を工業教員に転換させるという計画につきましては、若干の基

礎を有する者はそのような方法を講ずることを考へておるわけでございますが、基礎のない者につきまして工業教員に転換させるための教育機関というふうなものを作ることにつきましては、現在までのところ計画をいたしておりません。

○小林(信)委員 それは、基礎がないから無理だといへばそれまでなんです。が、考へようではないいろいろな問題が出てくると思うのですよ。というのは、大體統計的に見て一割程度が常に余る。これは先生にならうとする人たちの質をだんだん低下させることにもなるし、先生になる人たちに希望を失わせることにもなるのです。そういう余剰な教員が出るということを見越したならば、その人たちに對してもう入学当初から手を打つというふうなことが――工業関係に就職するような、工業教員になるような方法を講じなくて、こっちは余るままにして置いて、そうしてそういうふうな基礎が確立しておらぬから仕方がないのだということでは、教員そのものに對する養成機関としての施策として私は非常に思ひやうがないと思ひます。今のお話は、採用試験に合格しなかったのは質が悪いのだ、こういうふうにもとれるわけなんです。しかし卒業すればもう免許状を取っておるわけなんです。十分な資格があるわけなんです。しかしそれは数が多から各府県とも採用試験等が行なわれるわけなんです。一体採用試験なんかやるのが、どっちかといへば、私は教育の人事問題にはあまりいい影響を持っておらぬと思ひます。最近の教育委員のいわゆる任命制というふうなことから、相当地方

の教育委員の中には政党的な色彩を持ったり、あるいはそれに類するような性格を持つておる者があつて、ある学芸部の生徒の話を聞きますという、おれは三十万円持つてないから教員になれないのだ。つまり採用試験というものが、今、学生の印象では、試験を受けるために金を出さなければ、まあ教育委員のところへ手みやげでも持つていかなければ、採用してくれないというふうなことにまで問題が及ぶというところは、これは非常に遺憾なことなんです。そういうような事態となんて、やはり一方において考へて、せつかく教員にならうとする人たちが一割も毎年々々余つて、それが放置されておる。一方では工業教員が足りぬから三年制という無理な制度を作つて養成しよう、何かそこに一貫しない教育行政が考へられるわけなんです。そこで大臣にお伺ひしたいのです。

○荒木国務大臣 所得倍増計画は、すでに御案内の通り、一応今までの日本の経済の成長力と申しましようか、そういう実績に立脚して一応の推定をして民間の経済力に協力すべきこと、でき得ることを組み合わせ推定した政治目標であることは、申し上げるまでもございせん。従ひまして、それはあくまでも推定に基づく平均数値によつて年次計画を想定しておるわけだと思ひますが、御指摘のように、設備投資が予想外にふえつつある。そのことと自体が過熱になるかどうかという考慮も別途されつつはありますが、ただいまの御指摘は、日本の経済力の十年後の所得倍増計画に推定しましたもの

の要請されると思うのです。私は経済企画庁のあの数字を見ただけでも、一体文部大臣はこれに對してどういふ見解を持ち、今後どういふふうに対処しようとしておるのか、こんな強硬的な策を弄しておつて、はたしてそれに沿うような人間というものを提供できるかどうかということが心配だつたわけですが、このことについて、経済事情とにらみ合わせた大臣の考へと、そしてこの国会ずっと政府の意見を聞いておりますと、所得倍増計画というものに立った教育行政であるか、あるいはそうした自然の経済伸展の必然のものと、今文教行政の方がそれに應じておるというふうにも私たちに思はれるわけなんです。両者というふうなことでお答へがあるかもしれせんけれども、そこら辺、この際大臣に明確にお伺ひをしたいと思います。

○荒木国務大臣 所得倍増計画は、すでに御案内の通り、一応今までの日本の経済の成長力と申しましようか、そういう実績に立脚して一応の推定をして民間の経済力に協力すべきこと、でき得ることを組み合わせ推定した政治目標であることは、申し上げるまでもございせん。従ひまして、それはあくまでも推定に基づく平均数値によつて年次計画を想定しておるわけだと思ひますが、御指摘のように、設備投資が予想外にふえつつある。そのことと自体が過熱になるかどうかという考慮も別途されつつはありますが、ただいまの御指摘は、日本の経済力の十年後の所得倍増計画に推定しましたもの

よりも、今年度の経済の膨張度合いが、平均数値よりは高い方向へ向きつつあるということだと思ひます。計画経済下にございせんので、予想平均数値が上回ったり下回ったりすることは、現実問題として当然あることも一方においては予想しておるわけでございまして、十年を通じてはたして妥当であるかという觀察でなければ適當でなからうかと思ひます。しかしながら、そういう考え方に応ずるべく科学技術者の養成にもこたえねばならぬ。それについては教員組織等の整備が事実問題として困難だということございまして、十七万の不足に対して七万あまりしか充足できないという一応の推定をいたしておりまして、苦慮しておるわけであります。そのことが日本の経済の発展に教育の面で追いつけないで、そういう御指摘も私もそうだと認めるを得ないと思ひます。これはいつかもし上げましたように、予想しないような新しい科学技術の発展分野の展開、あるいはその発展のテンポの早さ、そのことが予想できなかったために、御指摘のような欠陥が現実にあることはなほ遺憾でございしますが、そのことを承知します。がゆえに、できるだけスピード・アップをしなから、さりとてそれは単に線にかいたものでは申しわけないことです。から、誠に、教員組織等も現実に照らしながら、しかも一方それを整備しながら、漸進的に、しかもなるべく早く充足するようにという苦慮をいたしておる最中にあると申し上げ得ると思ひます。そういうことで、たださえ足りない教育面の努力の成果が、今年度の設備投資の状況に顧みてさらに一そうひど

くなるのじゃないかという御指摘であるならば、その点は遺憾ながらそうだと申し上げざるを得ないと思ひます。であればこそ、なお一そうの努力を積み重ねまして、現実の国の経済力からくる要請に應ずる努力がなされねばならぬ、こういう考え方から諸般の法案等の御審議もお願いしておるようなわけでございます。

○坂田委員 ちよつと関連して。たゞいま小林君の御質問の中で、大学を卒業して採用の際に、これは工業教員として採れないという事情、これはなかなか傾聴すべき問題であつて、これは文部省の方でも、この際でございますので、何とか一つ行政的な措置をとられてしかるべきではなからうかと考える一員であります。同時に、現在工業教員であり、あるいは工業教員の資格を持った人で校長である方々が、各県の定年制、定年制をしておるし、あるいは別といたしまして、実際上五十五才とかあるいは六十才ということでは先生をやめていかれるところがございます。こういうような際でございますので、私は、文部省とされても、工業教員を確保するということの意味において、工業教員に關してはこういう措置をもう少し延ばす、相當の年令まで能力の許す限り勤めてもらうというような指示をされたならば、やはりその一助になるのじゃないかという気もするのでございます。この点につきまして、文部大臣はそういうようなお考えがあるかどうかというところを、この際お尋ねしておきたいと思ひます。

○荒木国務大臣 今の御質問の点につきましては、いつでございしたか、最近、文部省の初等中等教育局長の名

前でもって各都道府県に通牒を出しまして、定年制のあるところでも、その運用上は当面の必要にらみ合わせて弾力的な運営をせよというようにという趣旨の通牒を出しております。

○小林信 委員 大臣の今のお話を聞きますと、要するに、率直にこの際文教行政をお互いに反省をしてみ、決して政府の所得倍増計画による今度の技術者養成の措置でなくて、今まで文教行政がおくれおつたために、手抜きがあらつたために、こういうような措置をしなければならぬ。これは異常な経済界の発展ということもあつたでしょうが、そういうことに対する見通しが欠けておつたのか、できないか、欠けておつたのか、この点がお聞きしたいところなんです。が、何ともしも手落ちであつたといふことは、この際お互いが考えなければ、今後の文教行政はこの経済の伸展に沿っていかないと考えるのです、いかがですか。

○荒木国務大臣 率直に申し上げまして、先ほども申し上げました通り、当面、特に教育の面に集約して申し上げるならば、科学技術者の養成計画といふものが過小であつた、またその下準備すべき諸要件の積み重ねが、こういう状況を含んで置いたのあらかじめの施策がなかつた、言いかえれば見通しがなかつたために欠陥が生じておるといふことは、率直に認めるを得ないと思ひます。今申し上げました通り、いささか弁解がましくなりますけれども、むしろ文部当局の見通しの悪さもおおむねならぬものでございまして、考え合はれまことは、たとへば電子科学工業にいたしましても、二、

三年前までは概念的にはいわれておりました。現実地上のものとなり、實際生活にも密着してくるような現実工業としてこれほどまでに進展し、貿易の面にも外貨かせぎに相當の役割を果たすがごとき発展性はほとんど人の想像でできなかったことだらうと思ひます。そういうことでございまして、見通しの悪かつたことは結果的にまさしくそうですけれども、見通しをしようにもし得なかつた実績もあつた、そのことが結果として遺憾であつたと申し上げるゆゑでございます。それから、だからといって傍觀するわけにも參らない、あわせて所得倍増の政治目標からみ合わせて考えますれば、一応の科学技術者の養成といふものも計画されなければ、所得倍増すらその方面からくずれおそれありと考へまして、なおかつ穴があかないようにということとは事実上困難でございます。ので、できる限りのベストを尽くしてやつていこうというやり方

たらざるを得なかつたわけでありまして、従つて、それに關連する教員養成にいたしまして、御指摘のように昨年なり今年ぐらゐまではどうやらつじつまが合いますけれども、やがてくるであらうところの生徒急増、さらには所得倍増に關連しまして工業高校の増設を當然もくるまざるを得ないということとあわせて、今後には相當の工業教員の不足を来すことは、先ほども御指摘のように、設備投資までも予想外に伸びていきやうな形勢を考へれば考へるほど、一般経済界、産業界等からの科学技術者あるいは技能者の要請も予想を上回ることあり得るであらうということまで考え合はれます

れば、いよいよもつてそれを養成すべき教員の充足もむしろ困難性を加えるぐらゐのものだから、従つてこの臨時便法、改善の策ではございしますが、こういう制度もお認めいただいて、その必要に應じさせるといふこともやむを得ないことかと考へて、御審議を願つておるわけでありまして。先ほどいささか舌足らずではございましたが、お話の通りこれだけが唯一の方法とはむしろ思ひません、これはあくまでも臨時的な便法でございまして、本来の四年制大学の教員養成制度の現実の充実に、できるだけ従ひまして、これは当然

心を得て御提案を申し上げておる次第であります。しかれば、その本来の教員養成の面はどうするかということですが、これも、これはまあ一般の大学制度の再検討の意味合いともからんで、御案内の通り中教審で昨年来真剣に検討中でございます。本年中には結論を出していただきたいと期待いたしております。が、そういう専門的な検討を待ちまして、答申を待つて、大学制度全体の構想が改善されるべきものはさるべきものとして出てくるであらうと期待しますが、それとの関連においても、一般の教員養成の本来の制度の充実は並行的にむしろあらゆる努力をして、この臨時教員養成所が一年でも早く要らなくなる努力があはせ行なはるべきことは当然だと考へて、やむを得ざる措置として御審議をお願い申す、こういうことでございまして。

○小林信 委員 大臣の率直な御説明で、私も一応了とするわけですが、この免許法一部改正そのものは大した問題じゃないのですが、そのよつて来

ることを考えれば、私は非常に重大な文教行政の反省をしなければならぬときたと思つたのでお聞きしたのですが、懇切な大臣の率直な御答弁を受けてまして、その点につきましては私も一応了解をするわけです。ただそれが大臣の抽象的な一つの御答弁にすぎないようなことになるならば、私たちはなおこれを問題にしなければならぬと思うのです。

具体的に申し上げれば、こういうふうには異常な伸展をしますと、政府でもおそらく今後、農業基本法等でも明確にしました通り、相当地方にも工場分散をやるとかいろいろな計画をなされておるわけですが、この問題と教育行政とを考へてみても非常に問題があるわけです。現に地方の山間地帯のところを見ますというと、工場疎開等がなされておる。ところが、何ら考慮せずに工場の誘致というようなことを地方もやっておるし、また事業家も喜んでやっておるわけです。そういうところの汚水というようなものがどんどん川の中へ流れていく。川は子供にとりましては夏の季節には最も楽しい遊び場であつたわけです。ところが最近では遊ぶことができない。水泳は禁止というようなことになる。ところがああいふところの子供たちには何ら施設がない。やむを得ず父兄の負担でプールを作っておるようなことをやっておるわけです。こういうような問題も、この経済の伸展に伴つて、文教行政が考へていかなければならぬわけなので、学校の校舎の建築と同じように、プールを設置する場合には国が補助金を出すというようなところまで御配慮を願わ

なければ、満足な経済発展の計画とはいわれないわけです。

そのほかいろいろな問題があるわけ
です。たとえば今大臣がおっしゃつた
ように、工業高校を新設しなければな
らぬ。ところが、校舎を建てるという
ふうなことだけを政府当局はお考えに
なっておるかもしれませんが、今はそ
の敷地を獲得するのに非常な困難を来
たしておるわけなんです。大体最近の
各自自治体の構想というものを聞きし
ますと、将来この地方を工場地帯にす
るとか、あるいは住宅地にするとい
ふような計画があるときには、まずその
中心地に学校の敷地を予定する、幾年
後に校舎を建てるかわからぬけれど
も、人間がふえたり工場が建つてから
学校を建てるというふうなことになる
と非常に不便なものができるわけで
す。だからあらかじめここは校舎の敷
地にするというようにするためには、
政府の補助等を行つておることはでき
ないから、仕方がない、大事件財政を
それに投じて敷地を獲得するというよ
うな、万般の問題に大きな影響が来て
いるわけです。こういうことに政府当
局が手をつけていくような、そういう
ものを持って工業教員の養成も考へる
とか、あるいは免許法の改正もやると
か、あるいは、私たちはまたこれに登
成しないわけでもないのですが、根本
においてどうもそういうふうなものが
なされずに、何か追いかけてられて文
政政策がなされているような気がするの
は非常に遺憾なところでございます。
大臣が今おっしゃつたようなことをほ
んとにやろうとするならば、そうい
う小さいところまで御配慮願わなけれ
ば十分な施策はできないと私は思うの

です。大臣もおっしゃった通り、政治は見通しが最も大事な条件だと思うののです。見通しのない政治というようなものがあつたら、これは意味のないこととであります。教育行政はその全般的な見通しよりも、もっと先の見通しを持たなければほんとうの教育行政ではないというふうな考えを私は持つものでございまして、この点善処をお願いしたいと思うのです。

そこで事務当局にお伺いいたしますが、企画庁の発表されましたものと、昨年よりも三〇%の設備投資の増加である、昨年一兆四千億のものが今年は一兆九千億になる。これも経済家等の話では、三兆以上になるというお話もあるのですが、この経済企画庁の発表したものによって検討してみても、これは非常に問題があると思うのです。これは従来のようにすべてそのために人が要するということでなくて、相当機械化されて従来よりもそう人は要らぬかもしれませんが、大体三〇%の設備投資の増加というようなことがあるとすれば、一体どれくらい技術家が必要になるか、これについてのお考えをお聞きたいのです。

○**村山説明員** 設備投資のテンボが非常に大きくなったために、どの程度の技術者が要るかという御質問でございますが、それに対して的確なお答えを申し上げることは困難かと存じます。私どもといたしましては、一応所得倍増計画におきまして大学卒業程度の技術者が十七万人、高等学校卒業程度の技術者が四十四万人、昭和四十五年度までに必要であるということを経済目標といたしまして、それにできるだけ近づけることを目途といたしまし

て、技術者の増募計画なりあるいは教員の養成計画なりを立てておるわけでごさいます。そのテンポが高まるといふことが明らかになりますれば、計画自体につきましても再検討が必要かと存じますが、それがどの程度になりますかは、今後の検討によらないと的確な数字を申し上げることはできないかと存じます。

○小鉢信(委員) その四十何万というのはどういう計画から出たものですか。私はそういう毎年の増加率というふうなものが検討されて、それが積み重ねられて十年後には四十何万要るといふような勘定ができたものだと思うのですが、ばく然と四十何万というふうなものをお持ちになっているようにも承るのですが、これは問題なんですかね。

○小林(行)政府委員 科学技術者の人材養成につきまして科学技術庁でいろいろ御策定になったわけでありますが、ただいま申しましたように中堅技術者の四十四万人、これは高校卒業程度、それから大学卒業程度の科学者の不足数十七万、これは十年間の不足数でございます。これは文部省で従来実施をいたしておりました社会的要請に基づく人材養成の調査に基づきまして、現在と昭和四十五年との開きを算定いたしましたして、それに経済の成長率を乗じてそれぞれの部門別に推計をいたしましたものの数字の集計でございます。この数字の集計は、先ほど大学課長からもお答えいたしましたように、一応現在の経済情勢に、当時推定されました経済の成長率というものを平均的にかけておるわけでございますして、実際の経済の成長度合いがどうなる

か、あるいは成長の度合いが非常に急ぐ
速に上昇するというような事態が出て
参りますれば、これに感じてやはりあ
る程度改善されていかなければならぬ
ものと私どもは考えております。

【小村(信)委員】 そういう数字が仕入のですから、設備投資は昨年よりも三〇％増加するということが現実には政府から発表があった場合には、それじゃことしの技術家は一体どれくらい必要であるかという、それが出てこなければならぬわけですが、今のようにそういうお答えがなくて、今のような、何か数字を積み重ねた上に四十何万というものが出ているのだということをお聞きしますと、それがすでに何か架空的なもので、現実に沿わないような感がするわけなんです。どうも文部行政がそういう現実の姿というものを見ないで行なわれておるから、今大臣がおっしゃられるように、残念ながらわれわれの見通しがなかったんだ、手落ちであったというような結果になるのだと思うのです。この際、一方において企画庁がそういう数字を出されたら、それじゃことしは何人の人間が必要なんだ、ところが実際においてはこれこれしき教育できないということが、すぐ当局の責任者によつてはつきりされるところに、私は教育の現実性というものがあると思うのです。だから、三〇％ふえたら何人技術家が必要なんだ、それにことしは何人しか供給できないんだということがお答えできないというようなことでは、私は非常に文部省の権威というものがなくなると思うのです。できないならばできないでいいんですが、どうですか、その点は。

○小林(行)政府委員 御承知のように、今度の所得倍増計画以前に経済自立の五カ年計画を実施されたわけでございますが、その当時やはり科学技術者の養成ということで、八千人計画というものを樹立して、これを四年間に実施したわけでございます。この八千人の養成計画はほぼ完成されたわけでございますが、それをもつてしても十年間に高級技術者としては約十七万人、一年間平均で約一万六千人程度不足するというところで、文部省といましては、四十五年度の不足数を勘案いたしまして、一応一万六千人養成計画というものを作ったわけでございます。従って、ただいま申しましたように、現在の所得倍増計画に基づく技術者養成が行なわれなければならない、年々一万五、六千ずつ不足するという実情でございます。これに従って、先般来申しておりますような科学技術者の養成ということで、国立、私立を通じてそれぞれの大学において学生の増募を行なっておるわけでございます。ただ、先ほどお尋ねのございましたように、三〇%の設備投資の増加がある、これに比例して現在科学技術者が何人要るかという、そういう関連した数字というものは、直接は私も把握いたしておりません。

○小林(信)委員 せっかく大臣からいい御答弁を承ったのですが、内容をお聞きしますと、非常にたよりのないものであります。もしこの状態ならば、政府の十カ年計画、所得倍増計画というふうなものは、もう計画そのものが意味をなさなくなつて、現にもう十カ年後の政府の希望というものが今日実現する状態だというふうなことが

言われておるときであつて、現実というものはもつともものすごい勢いで進展をするような状態だ。そうすると、今の局長の御答弁のような態度を持つておいでになると、来年は三年制でなく二年制の工業教員養成所でも建てるといふ形になつてきて、時代に追いついて教育行政がめちやめちやになつてしまふ。やはり私は、数字の問題でなく、それに対して明確な御答弁がでないといふことであつては、将来が思いやられるわけです。そこでこういう点も、今後もっと私たちに文部省自体の方から明確な資料を出していただくのが私どもの希望であるわけですが、そういう一般技術者でなく、今度は高度の科学技術を進展させなければならぬといふことが半面重要になつてくると思うのです。そこで、この点で具体的に、設備を整備するとか、あるいは新しい施設をするとかいふような問題としては、大学院とか、あるいは研究所とか、あるいは特別研究機関を設けるというふうなことが必要になつてくるわけですが、こういう点についての構想、また、幾ら高等学校程度の科学技術を盛んにしようとしてしまつても、やはり小、中学校の子供たちに対して基礎づけていくといふこともあわせ考えられていかなくてはならぬ問題だと思ふのです。ところが小、中学校には理振法、あるいは産振法というふうなものが一応講ぜられてはおりますが、機械はほとんど古くなくなつていく、だが、新しくすることはできない、その機械もこれればこれを修理することができないままに放置されておるわけですが、こういう点につ

いて何かお考えがあつたら、この際お聞きしたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 お話にございましたように、科学技術の進展を促進するという意味から、いろいろな研究機関の充実をはかつていかなければならぬことは、御指摘の通りだと思ひます。大学院について申しますと、現在では大学院に残つて研究をするという学生の数が、私どもの期待しておりますほど実は確保されておらぬということがございまして、これはいろいろ原因もあるかと思ひますが、一つはやはり、学生に対する奨学金というふうなものも考えられるわけでございます。今年度においては、そのために大学院の修士課程、博士課程に籍を置いて勉強する学生に対する特別奨学金を増加いたしました次第でございます。なお、大学院ばかりでございせんが、こういった大学院を終わらして、あるいは大学を終わらして就職につくという者については、返還免除の範囲を広げるといふ措置を講じておるわけでございます。もちろんそのほかに、基礎になりますところの小、中学校の理科教育を充実しなければならぬという意味から、従来の理振法に基づく設備の補助も、三十六年度においては増額をいたしております。また、大学その他の高等教育機関における老朽設備、これはかなり大きな経費をその更新のためには要するわけでございますが、私もいたしましては、五カ年計画を立てまして、現在ありますところの大学の老朽設備の更新をなるべく短かい期間で実施いたしたいというふうな考えでおるわけでございます。

○小林(信)委員 この免許法そのものを

をこうして無理なことをしなければならぬ、そういうことが實際は文部行政の欠陥から出ておるのだ、こんな便法を講じてくてもいいやうな、そういう教育行政を確立していかなければならぬやうな情勢に日本があるのだといふことを私は痛感してやまないために、一応そういう根本的な問題についてお聞きしたのでありますが、大臣から率直にそれを認めて、これに対して格段の努力をされるやうな御意図を承つたのですが、残念ながら今までの文部行政のあり方というものが、非常に強くなつたために、文部省の役人の方たちには、今局長がおっしゃつたやうに、局長としてはおそろしく御満足かもしれせんけれども、希望者がいから云云といふやうなことでおっしゃつておられますが、これこそ私は大問題だと思ふのです。ただ徒弟的な技術家を工業界に送るというやうなことでもって文教行政が満足しておつてはならないと思ふのです。もっと高度な科学技術を――文部省自体が、政府自体が、財界から、事業界から要請を受けて、それにこたえていくというやうな行政でなく、もっとこれを引っぱつていくやうな措置がなくてはならぬわけですが、それが単に希望者が少ないのは奨学資金がないからというやうなことではうておいてはならないと私は思ふのです。あるいは基礎的な学習を受けております小、中学校の生徒のために、理振法をもつと促進するために増額した、幾ら増額したか、實際子供たちを扱つておる先生なりあるいは自治体の諸君の要望するものももっと大きなものです。小さな中学校においてすら、何とか一つ東京へ行つておる先輩

に古い自動車でもいいから寄付をしてくれるやうにお願いしてくれぬかといふやうなことを、私たちにさえも言つてきておる。こんなのはほんとうの幼稚な程度なんです、そんなやうな科学的な技術を向上させる意欲というやうなものは、實際においてはもっと大きなものがあるわけですが、多少の費用を増額したくらいで文部省が満足しておれば、またこういう免許法の一部改正、当分の間というふうなもの、あるいは工業教員養成に見るやうなでたらめなことをしていかなければならぬ。おそろしく文部省当局におきましてもおもしろくない制度だと私は思ふのです。それをやはりやつていかなければならぬやうになつてしまふわけで、この際果敢な文教行政を確立するようにして、こんな問題について討議をしないように私はお願いをしたいと思ふのです。質問をする人がまだたくさんありますので、私は以上で終わります。

○演習委員長 村山喜一君。

○村山委員 この教育職員免許法等の一部を改正する法律案についてお尋ねをいたすわけでございますが、提案理由を見てみますと、その中で今日まで政府が提案をいたしました法律の内容と思想的な食い違いがある点があるわけでございます。その点についてまず第一にお尋ねをしたいと思ふのでござい

ますが、先ごろ衆議院で通過いたしました工業教員養成制度の中で三カ年間のインスタンツ工業教員養成をやらうという法律案が提案をされ、可決を見たわけでございますが、その中において、御承知のように免許法の一部改正がなされております。教職課程については従来の免許法の定めるものの二分の一

の単位修得で足りるというようなものでございまして、われわれ社会党はこれに対して、これは免許法の精神を無視するものであるというようなことを意見として申し上げたわけでございします。そのときにはまだ十四単位のうちの半分七単位は、教職教育科目として工業教員の三カ年間の養成制度の上においては残されていたのでございします。ところが今回の免許法の改正案を見ますと、工業の教員にならうとする者は、この教職コースについては十四単位の単位を一つもとらなくてはよろしい、ゼロであつてよろしいということでございます。ところが工業の教員が、その教職科目の中から、中身にあります教育原理とか、あるいは教育心理、さらに工業科の教育法というような内容のものを全然知らないで、工業の教育ができるかということになって参りますと、これは非常におかしなものが生まれてくる。提案説明のときに話がありました。七百人が免許状を取得する、だから残りの一万九千三百人について学校の教員になる道を開いたのだ、こういうような説明があつたわけでございます。そういういたしますならば、今回の免許法のこの点につきましては、教職教育というものが完全に無視されて、だれでもかかれでも、そういうような教育原理とか、あるいは教育心理、教育教授法、そういうような内容のものは一つも知らなくてよろしいというような結論が出て参りますと、免許法を全く無視したのになつてくるということになるわけでございますが、さきに工業教員の養成制度の三カ年間の教育期間で取り上げられた免許法に対するところの

思想と、今回のこの免許法改正案に出されたところの思想との間において、同一の国会に提案をされながら、その点が食い違つておる、こういう点は、大臣はそういうふうな考え方を、どういふふうにして今日国会において説明をされることが可能であるか、その点を大臣から承りたい。

○荒木国務大臣 ちよつと具体的に答へねばならないようでございますから、政府委員からお答えすることをお許しいただきます。

○小林(行)政府委員 工業教員の養成所の考え方といたしましては、御承知のように、本来の教員養成の建前からいたしますれば、やはり大学で四年課程を出たものが原則である、しかし現状やむを得ない臨時的な例外的な措置として養成所を置くということにいたしましたので、従つてこの養成所におきましては、電気、機械、工業その他いろいろな学科を置くわけでございします。その学科の共通必須科目の中に教職教育科目を大体七単位程度勉強してもらふという考えでございますが、現在御審議を願つておりますこの教育職員免許法の一部改正におきましては、この法の場合には、教職専門科目の単位の修得を全然緩和して、なくてもよろしいということにしたいと思つております。一つはこれは養成所の学生とは違ひまして、大学の工学部で四年間の正規の勉学をするものでございまして、工業教員養成所の修業年限とは根本的に違つておりますので、これと工業教員養成所との間に差等をつけることも妥当なわけではなからうか、かように考えたわけでございします。

間には三カ年で臨時的なものなんだから、それと比較検討した上、四カ年のあたりまえのコースを出た者は工業教員として資格があるんだ、こういうようなことで、均衡の上から考えたような御説明を小林局長から聞いたのであります。それは全く話の筋が通らないと思ふ。というのは、片一方において、同じ大学を出ながら教職課程を履修をした正式の免許状取得者が生まれる。また片一方においては、三カ年の短期間の教育であります。まあ二分の一の七単位だけは高等学校の教員となるんだからということで養成を受けている。ところが今度は一般の工業大学を卒業しました者は、そういうような教職課程については全然単位を必要としない、こういうような三本の柱が学校の教師の養成として生まれてくるという格好になつて参るわけであります。なるほど普通の工業大学を出た者は、技術者としては完成された、りっぱな者が卒業されると思うわけでございします。しかしりっぱな技術者であるがゆえにりっぱな教育者であるということとは言えないのであります。そこに問題の考え方の違いがあると思ふのであります。先ほどの小林局長の説明を聞いておきますと、一方は三年で養成をしていくんだ、片一方は四カ年で卒業するんだから、その対比の上から考えたということになりましたら、今後文部省としては免許法に定めるところの教職の教育というものは全然必要ない、こういうような考え方に立つておられるのかどうか。その点はきわめて重大であるので、明確にお答え願ひたいと思ひます。これは大臣からお答えを願ひ

が当然の大きな問題でございしますので、大臣の答弁をお願い申します。

○小林(行)政府委員 先ほどお答え申し上げましたことを多少補足して申し上げますが、工業教員養成所の卒業生と今回の免許法の一部改正に関する法案との関連でございします。先ほど申しましたように、今回の取得条件の緩和は、大学の工学部を卒業した者についてこれをこなすわけでございします。御承知のように、大学の工学部を卒業した者で工業高校の先生になる数は現在きわめて少ないわけでございします。文部省としてはできるだけこういう本則的な人を工業教育界に誘致したいということを考えておりました。そういう意味から、大学の工学部を卒業して成規の課程を経た者については、教職課程の単位の取得を免除するということになつておりました。もう一つもこれを免除すると申します。もう一つは、専ら専門科目でこれを代替する、かわつて専門科目で勉強するというところでございまして、その単位が全然無視されるということではないわけでございします。お尋ねにもございましたように、すべてのきわめて優秀な科学技術者が工業教員としてりっぱな教員であるか、その点にはもちろん疑問も出てくると思ひますが、工業教員の不足の現状、それから工業高等学校の急増の状況からいたしまして、こうしたことも私も私どもとしてはやむを得ない措置としてやらざるを得ないと思ひます。工業以外の教科につきましてこういう措置を行なうということは、現在全然考えておりません。

○村山委員 文部省の考え方というものは非常に間違いを起こしておると思ふ。大体工業教員になるべき者を成規に養成をして、それを学校の先生に振り向けていかなければならないのに、今でさえも需要が非常に多いところの科学技術者に対して免許状を与えることによって、あわよくばそういうような科学技術者の人たちが教育界に来てくれるであらう、こういうふうな他力本願的な考え方である。これは改正ではなく改悪です。そういうような立場から、まあ会社あたりに勤めておつて、定年になつた、どっか行きどころがないので、学校の先生にでもなろうか、あるいは郷里でおやじが死んだので、家に帰つていかなければならない家庭的な事情がある。なかなか教員になり手もないので、教員にでもなろうか、いなかへ帰つて学校の先生でもしようか、そのときに学校の先生になりやすいようにこの門戸を開放したというのですが、そういうような文部省の考え方であるとしたら、これは文部省自身が自分たちで作りましたこの免許法の精神というものを全く無視することによって、科学技術者の養成という問題に隠れて、学校の教師の質を低下させて、そして全然教育の原理とか教育心理とか児童の心理の発達に應じた教育というようなものには経験がない、しかも知識もない、こういうような人たちが工業学校の先生になつていく、そして所得倍増計画の中で、あるいは高等学校の生徒急増対策の中で、工業学校をどんどん作つていく。そうなりますと、大体一工業高等学校で四十名ぐらいの定数のあるところで六割は技術関係の先生になるわけですが、

そういうような学校の先生の構成という問題を考えたときに、ところによって全然今までの知識もないというふうな人たちが集まってきたて、教育が非常に混乱を、ただ徒弟的の技能教育というふうなものに陥っていくような心配があるわけですが、そういうふうな日本の教育制度全体についての構想というものが上立ってこの免許法の改正案は出されたものかどうか、そういうふうなことはおかまいなしに、産業界の要請なり、あるいはインストラクターで三カ年間の臨教で七単位というところまでやったのだから、教育については全然知らぬでも、思い切った学校の先生にかかえ込んでいったら何とかなるだろう、こういうふうな思いつきで出されたのか、そういうふうな点を明確にしてみたい、これ以上の審議はできない、この改正案のほんとうのねらいというものを大臣からはっきりと御答弁を願いたい。

○荒木国務大臣 本来の教員養成の制度としては、私が申し上げるまでもなく、四年制大学の建前であることは当然でございます。先刻も小林さんにお答え申し上げましたように、その本来の教員養成の姿ですべてを充足することが当然の目標でなければならぬと心得ております。ですけれども、現実当面の課題として、産業界の要請もさることながら、産業界の要請ということは、同時に学生生徒たる国民に職場を与える意味においてはむしろけつこうなことだと思ふわけですが、ともかく生徒が急増する。所得倍増はもちろんのこと、先刻もお話が出ましたような意味で、日本の経済力の伸展というものに応ずるのに、どうしても工業方面に伸びていかざるを得ない。これは宿命的な、必然的なものであらうかと思うのでございますが、その現実の必要性に應ずる措置が、本来の建前から四年制大学を卒業した教員は実際上得られないというところに直面しておるわけでございます。もしこれを現状のままに放置しますならば、教員組織の面で間隙が生ずることは必至であります。これは理屈抜きに、物理的にそうならざるを得ない。そういうことを放置することとは大へなことだ、何とか方法はないうであらうかということが、改善の策であり便法であるところの臨時教員養成所でありますと同時に、また村山さんも御指摘のように、産業界で定年になった、あるいは一たん産業界に入つたが、本人の考えとしてはむしろ教員に向いておるというふうな考えを養える人もあるであらう。そういう人さえも、いい人がおるならば導き入れ、間隙を生じないようにしなければならぬ。当面の要請が差し迫つておる。従つて、本来の建前からいいますれば、欠陥が多少あることは、これは遺憾ではあります。がやむを得ない。そのやむを得ないところは、現職教育で補うことによつて極力その欠陥を補つていこうという努力をあわせ考えつつ現在の逼迫した必要性に應じていこう、こういうことでございまして、それを本来の筋からいって、いささか欠陥を生ずるのじゃないかという御指摘であれば、それは率直に認めざるを得ないかと存じます。けれども、その欠陥のある点はあらゆる方策を講じまして、なるべく支障のないように、欠陥を補うようにという努力をしていきたいと思つておる次第でございます。

○村山委員 大臣の懇切な御答弁をいただきましたわけ、ある点了解もいたしますが、問題は、その教員の構成の上において間隙を生ずる、それに対応すべきものがないこと、やむを得ない措置であるとおっしゃるわけですが、なほどうやむを得ない措置であるとし、しても、そのやむを得ないという点にもある程度の限界があると思ふのです。その限界をはずしてしまつて、それがゼロということになつてきますと、そこには非常に問題が出てくる。だから、半分の七単位ということであれば、これはその程度まで、あとは専門教科については勉強をしてもよろしい、教育についてはなかなか単位がとりづらいからというふうなことで筋道が立つてくると思う。それを全然ゼロにしてしまふというのでは、やむを得ないというものがもうそこまできた、免許法というものが全く無視されることになつてくるといふふうに言わざるを得ない。

小林局長にお尋ねいたしますが、そういうことで、せめて三カ年間の工業教員養成の程度と同じように、教職教育の単位数を七単位程度に下けてもとの間に勉強するとか何とかして、その資格をとる方法もありましようし、あるいは今後においても、いろいろな現職教育とか何とかいうような方法も講ぜられるわけでございますから、そういうような大学の卒業生に対しては、そういうふうにして、教職教育に就いての単位を、現職についてからでも、あるいは在学中に、十四単位ということは無理であっても七単位程度はとるように、学校のそういうような教授陣をそろえるというふうな方法を講ずることによつて、免許法の精神をゆがめないような形でやつて行くということでも内部の検討はされたものかどうか、そういうような点は、どういふうな経過をたどつて今日のこの法律案になつてきたものかをお伺いをしたいと思います。

○小林(行)政府委員 御承知のように、工業高等学校の先生になる場合の教職科目の単位につきましては、現在におきましても、免許法の規定によりまして、普通の場合は十四単位でございまして、工業高校の先生になる場合は、半数の七単位までは、教科に関する専門科目で代替することができるといふふうな規定ができてゐるわけでございます。現状ですべて七単位でいいということになつてゐるわけでございます。ただ実情を申しますと、この不足条件を勘案いたしますと、七単位に半減いたしておりますが、それでもなおかつその単位をとつて工業高校の先生になるという方がきつめて少ないのでございます。すでにそういう傾向がございまして、今回の措置といたしましては、この工業高校の教員不足の現状を緩和いたしますために、七単位のものをさらに免除するということにいたしましたと思つてゐるわけでございます。もちろん理想的な立場からおおきめすることが望ましいのでございまして、ただいまお尋ねの中にございまして、就職いたしましたあつたあとで、それそれ必要な教職教育、その他の教職専門科目について十分勉強をするように文部省といたしましても指導することといたしたいと思つております。

○村山委員 教職教育の単位をとりないうに、工業学校の先生になるのではありません、工業学校の先生になるたがらないのは、一般との給与の差がものすごくついているからなんです。ことしの所得倍増の余恵を受けたといひますか、新制中学校の卒業生が大体平均七千七百円、短大の卒業生が一万二千五百円、新制大学の卒業生が一万六千円、大学院の卒業生は一万八千円と、この間の差が大きい。初任給の平均値であるといふふうにいわれている。そういうふうなものと学校の先生の初任給を比較した場合に、なるほど調整手当がつけられる、あるいは産業教育手当がつけられているとはいへ、そういうふうな給与の問題を解決しないでおつて、そういう工業学校の教員を充実して、いこうというだけでは、これはねらいとしては全くはずれてくる。だからそういうふうな現実の問題を処理していく際において教職単位をとりなうといふ人がある程度出てくるだろうといふような考え方で免許法をやつていくことは納得できない、という私たちの考え方でございますが、それは意見になりますので、また具体的なものとして提示をすることになるだらうと思ひます。

その次にお尋ねをいたしたいのは、今回の免許法の改正の一つの柱になつております教科の改正に伴う分がございまして、これは教育課程の改正が行なわれて、小中学校は昭和三十六年から、

中学校は昭和三十七年から教育課程が改正になるわけですが、この教育課程の中身が教科と教科以外のものに分かれていることは、もう周知の事実でございます。そこで今まで国会において論議されましたのは、この教育課程のいわゆる編成権をめぐりまして、これが法的にどういうようなものがあるのか、いわゆる文部省がこの基準性を統一してこれを強化していく、それに対してどういうような根拠によって大臣はそういうようなことをやってきたのかというところは論議されている。これにつきまして私たちが考え方を若干の食い違いはあるわけですが、あるいは今まで論議されて参りました内容を調べてみますと、道徳教育問題について相当論議されているのでございます。そこで私がきょうお尋ねいたしますのは、この免許法の中にも書いてございますように、新しい課程、技術・家庭科と申しますか、そういうような教職員の現在免許法上の教科はないわけでございますけれども、その技術の教科については文部省の講習を受けた者については二級普通免許状を、職業科と図画工作、そういうような免許状を持っている者については与えることができる、こういうようなのが出てくるわけでございます。さらにまたこの別表の第一に掲げます中の「理科」の下に「技術」というものが新たに付け加えられておりますが、その技術科の必要性といえますか、なぜそういうようなものを設け、その内容はどのようなにして今後中学校におけるところの技術・家庭科を必須にしているのか、その理由等については、こ

れは国会においては何ら明らかにされておられません。従いましてそういうような問題を質問をし、そして現在の免許法との関係における問題点を申し上げてみたいと思うわけでございます。

そこで内務局長お見えになっておいでになりますので、内務さんにお尋ねをいたしますが、今回昭和三十一年度から中学校の技術・家庭科が、今までの職業・家庭科と変わりました、そういう必須性の教科として全部の生徒が教育を受けるようになってきた。これは学校教育法施行規則に基づく監督庁の定める権限に基づいてなされたわけですが、そういうような点からその施行規則に基づくものがまず先行をして教科というものがきまる。それによつて今度はその立法府においてわれわれが審議をし、免許状の内容を規定づけていくものがあとからこれについていく。行政権限でやったものに立法府のわれわれがそれを補充をしていくというような立場において、この教科の改正という問題が取り上げられていくとするならば、これはきわめて重大な問題であろうと思うのですが、そういうような点についてどういうふうにお考えになるかということをお尋ねをいたします。

○内務政府委員 各教科についての権限は、お説の通り学校教育法に基づきまして規定されている、その権限をどこまで委任するかという問題でございますが、これは学校教育法で各教科については、文部大臣に委任してございまして、ただ免許法の建前はこれと違ひまして、各教科にどういう免許状が必要であり、どれだけの単位が必要であ

る、こういう法の体系が違ひますので、技術・家庭科の免許状を取得する場合に、その内容につきまして当委員会で御審議になるわけでありまして、これは法体系の違ひからくること、こゝろ考へておりますので、別に国会の審議についてあとから先かという問題ではなからうかと思つてございまして。

○村山委員 説明は聞いたのですけれども、どうもおかしいのですよ。そこで大臣にお尋ねをいたします。学校教育法の第二十條に「小学校の教科に関する事項は、第十七條及び第十八條の規定に従ひ、監督庁がこれを定める。それが中学校の場合は三十八條、高等学校の場合は四十三條にそれぞれ規定づけられている。そこで監督庁とは一体何かということ、あとの百六條に「権限を有する監督庁を、当分の間、これを文部大臣とする」ということとで、「当分の間」というのが入っている。そういういたしますと、いつも大臣がおっしゃる通りに、教育というものは地方のものである。地方の住民のものである、今の日本の教育は中央集権ではなくて地方分権のものである、こういうような建前から、私は日教組と団体交渉もいたしません、それは交渉すること自体が違法になる、こういうようなことをいつも言われるわけですが、そういういたしますとこの「当分の間」というのは、当分文部大臣が権限を持つていられるけれども、当然これは小学校、中学校、高等学校についてはこの教育課程の問題も都道府県教育委員会が所管をすべきものなんだ、こういうようなことだが、この「当分の間」は文部大臣が国家的な基準性というものを保持する意味においてやつていくのだ、こ

ういうように考へて「当分の間」というものがつけられているのか、この点について大臣のお答えをお願いしたい。

○荒木国務大臣 今御指摘の「当分の間」の立法趣旨というものは、ちょっと私今明確にお答えができませんので、当時のことを知つておる政府委員からでも答へさせていただきます。

私が地方分権の建前だという意味において日教組との中央交渉をやるべきじゃないと申し上げたことは、そのことに基づくのでなくして、職員団体との団体交渉権限もしくは責任の相互関係というものは、地方公務員たる教職員については地方公務員法に明記されておる。明記されておる相手方以外が相手になることはあり得ないという、その方の法律規定に基づいて申し上げておるのであります、今御指摘の点に關連したことはないと思つております。

○内務政府委員 この学校教育法は御承知の通り占領下に作られた法律でございます。その当時のいきさつを申し上げますと、アメリカが少し考え違ひがあつたのではなからうかと私は思うのでございますが、アメリカの教育というものは州が全権を握つておりまして、連邦政府は何ら教育に対する権限がないのでございます。そこで司令部と、実は私、学校教育法を起草いたしました折衝しておつたのであります。が、将来日本に教育委員会ができれば、教育委員会というものとそれはきめていいんじやなからうかというわけで、監督庁ということにいたしましたわけでございます。監督庁の規定を当分の間文部大臣というように読みかえたわけでございます。ところが教科に關す

る基本が各都道府県で全部まぢまぢになりますと、日本の教育の水準を考えますと大へんなことになると思ふ。たとえば英語はやるといふにしても、算数はやらない県ができた、あるいは社会科でやるところのものもあるでしようし、地理、歴史でやるところもある。だるうし、理科でも物理化学はやるけれども生物はやらないとかいふふうになつて、全国的にまちまちになりますと、義務教育の点から考えましても、高等学校におきましても、国民教育という点からやはり必要最小限度のものは国で統一しなければならぬのではなからうか。そこでその点は司令部もよくわかりまして、当分の間、文部大臣がその監督庁ということに読みかえて、文部省でこの基準をきめておけ、ということになつたわけですが、その後、それでは教育委員会制度が生まれまして、各県でばらばらに教育課程を作つてよろしいという事情はいまだに起きていないのでございます。私は、根本的にはアメリカの教育制度と日本の教育制度の相違に基づくものであると思ふ。今後この点は検討しなければならぬ課題ではなからうかと思ふのでございます。

○村山委員 日本国憲法や教育基本法の立場から考へて参りますならば、当然教育というものは、特に義務教育というものは、これは地方自治体の権限に属すべきものであり、地方の住民のものでなければならぬわけですが、そういうような立場から考へて参りますと、この当分の間というものは、今内務局長から立法のときのいきさつをお伺いいたしましたけれども、これは当然、この監督庁というものは都道府県の

基本が各都道府県で全部まぢまぢになりますと、日本の教育の水準を考えますと大へんなことになると思ふ。たとえば英語はやるといふにしても、算数はやらない県ができた、あるいは社会科でやるところのものもあるでしようし、地理、歴史でやるところもある。だるうし、理科でも物理化学はやるけれども生物はやらないとかいふふうになつて、全国的にまちまちになりますと、義務教育の点から考えましても、高等学校におきましても、国民教育という点からやはり必要最小限度のものは国で統一しなければならぬのではなからうか。そこでその点は司令部もよくわかりまして、当分の間、文部大臣がその監督庁ということに読みかえて、文部省でこの基準をきめておけ、ということになつたわけですが、その後、それでは教育委員会制度が生まれまして、各県でばらばらに教育課程を作つてよろしいという事情はいまだに起きていないのでございます。私は、根本的にはアメリカの教育制度と日本の教育制度の相違に基づくものであると思ふ。今後この点は検討しなければならぬ課題ではなからうかと思ふのでございます。

○村山委員 日本国憲法や教育基本法の立場から考へて参りますならば、当然教育というものは、特に義務教育というものは、これは地方自治体の権限に属すべきものであり、地方の住民のものでなければならぬわけですが、そういうような立場から考へて参りますと、この当分の間というものは、今内務局長から立法のときのいきさつをお伺いいたしましたけれども、これは当然、この監督庁というものは都道府県の

教育委員会、こういうようなものが一つの監督庁としてはっきりしなければならぬと私は考えるわけです。従いまして、日本の民主教育というものの制度を考えていく際には、この点から出発をしていかなければならぬと思うのですが、今お話がありましたように、国の方である程度最低限の基準性というものを持たなければならぬ。そういうような意味から今回の教育課程が行なわれたものであると考えるわけです。その中で非常に新しい教科として技術・家庭科というものを必修のものにしていったということになって参りましたが、その技術・家庭科の中の技術科、これは内容的に農業的な内容を削減し、商業的な内容はこれをゼロにして、そうして工業的なものに重点を置いたものが生まれようとしておる。そういうようなものが出て参りますと、一体、技術・家庭科というものを必修にした理由、設置したものに、それからその移行の段階、さらにいろいろな問題が展開的に生まれて参りますが、まずその技術・家庭科というものを必修にして昭和三十一年度から正式に発足をしてやっていくようにされるのはどういふような理由に基づいてやられておるのか、その点をまずお伺いしたい。

○内閣府委員 新教育制度になりましてから、職業家庭科というのが必修教科で昭和二十二年から発足したものでございます。当時は農・工・商課程、このういふ一通り全部をやる。その考え方は一応トータルしてゐる。そして適性を見出すというような考え方があったわけでございます。しかしながら、従来高等学校から大学へ進学

する者も、中学校を出てそのまま社会に出る者もひとしく必修教科としてやる場合には、はたしてそれでいいのかわりかという問題があったわけでございます。特に教員養成の面から考えましても、農・工・商、水産、家庭一通りやれるという先生は、実際問題として非常に養成がしにくいわけでありまして、それから子供の学習を考えましても、一体、一通りつまみ食いをするような形がほんとうに子供の素質を伸ばすゆえんであるかどうかという点にも実は問題があったわけでありまして、そこで昭和三十一年度に改正をいたしまして、この改正にあたりましては、工業的なものを中心に、農と商が少しずつ入ったわけでございます。スタートのときに、これは青年学校の先生が相当入って参りましたので、確かに農が多かった。なかなか工業的なものに切りかえられない。これはむしろ人的な関係から今日まで来たわけでございます。ところが昭和三十一年度の改正で、相当工業的なものに移行して参りましたので、しかし、それでもなおかつ農、工、商、一通りやるというようになことになりまして、これまた同じように教員養成の面におきましても、教育の効果を上げるという面におきましても、いろいろと支障が起きておるわけでございます。一方において科学技術教育の振興が叫ばれておりますので、これは進学する者も就職する者も、社会においても家庭においても今日相当機械化され、電化されておりますので、ある程度の技術教育が必要である、そこでこの技術革新に対処できるような心がまえだけは必要だ、こういう点で、別に工業学校ほどの専門

的なものでもないし、また職工のようなものでももちろんないわけでありまして、昔でございまして工がなかったのでもございまして、工作の中に電気や機械が加わった、こういうふうな御理解いただければいいのではなからうか。その内容をもう少し詳しく申し上げますと、工作や木工、金工をする場合にどうしても製図が必要でございまして、で製図、それから木工、金工、電気、機械、こういうような要素が中心になっておる。この第一学年におきましては栽培が入っておるのですが、これはあくまでも普通の教科は物事を理解するだけでなくて実際に物を作るという点にこの教科の重点があるわけでございます。物事を生産し、創造するところの喜びを味わいながら、人間形成の一つの力にしたい。また同時に今日の技術革新に對しまして、家庭においてもあるいは社会におきましてもそれに對処できるような心がまえを作っていくたいというものがこの技術・家庭科の役目でございます。昭和二十二年から昭和三十一年の改正を遂行して今日にきましたのは、これは必然的、発展的に解消されて新しい教科が生まれた、こういうふうな御理解をいただきたいと思ふのでございます。

○村山委員 世界的な傾向として、一般教育の中におけるいわゆる技術教育、科学教育というものが重視されてこなければならぬという意味においては、それに即応した考え方というものは当然認めていかなければならぬものだと思ふのです。ところが、今おっしゃったように創造し、生産をする喜びというものを味わせながら、教育活動

動というものがなされていくということになりまして、その内容を調べてみますと、第一学年において技術と生活、第二学年は技術と生産ですが、その中で機械の製図あるいは機械、女子の場合は家庭機械、第三学年においてはこれが電気になっていくわけですね。近代技術の理解と活用、こういうようなものと新しい技術・家庭科というものが生まれてこようとしているところ、ところが、これを専門的な立場からいろいろ検討された学者の人たちの意見というものを聞いてみますと、その要求する度合いも非常に高いものが要求されている。ところが今度文部省自身が考えているその技術科の内容というのは、これはもう時間がありませんので、そう長くはとるわけに参りませんが、いわゆる基礎的な内容の中に欠陥とされるものがある。それは産業並びに職業生活、家庭生活についての社会的、経済的な知識、理解という点は技術科、家庭科の中では全然取り上げられていない。そしてただ生産をする、いわゆるそういうような創造をするという、それに問題がしぼられて、技術的な教育というものに終わりがちではないか、こういうような点が批判をされておるのが第一点ですね。それから第二点は、結局他の教科との関連というのですか、一つのプロジェクトを選定していく際において、そのプロジェクトの選定方によっていわゆる科学教育と技術教育の関連をはかる問題の差がある。従って、そういうような点を考えていった場合には、理科とか数学とか、そういうような関係のある関連学科とのいわゆるかみ合わせ、これが不十分であるという点は、

文部省自身においても、私文部時報を見てみたのですが、まだ十分でない、こういうようなことが判然と言われているようです。この技術・家庭科の推進をしていく中でそういうような問題の解決をどういふふうな今日までやっておられるのか、これは免許法の改正案の中に附則の第六項ですか、技術の教科に関する講習を修了した者には二級免許状を与えるということになっておりますので、そうなりますと、その技術の教科の講習の内容というものはどの程度のものをおやりになるのか、それによってまた考え方も違ってくると思ひますので、そのあたりについて説明を願ひたいと思ひます。

○内閣府委員 第一点の、この教科の中には産業構造とかあるいは商業という言葉はお使いにならなかったけれども、商業的な要素がないじゃないかというお尋ねのようにお伺いいたします。先ほど申しましたように、職業・家庭科の際には農、工、商、水産課程一通りやるという建前ですから、あらゆる教科のものをつまみ食いたした格好になっておったわけです。そこで今回は技術科でございまして、生産をするという点に重点が置かれておる。そこで生産をするようなものに限定されておりますから、一年の場合に栽培が入ってきております。それからあと二年、三年になりまして、先ほど申しましたように、木工、金工、電気、機械が入ってくるわけでございますが、今申しましたような商業的な問題は、その中で原料の仕入れとか、あるいは製品の販売とか、そういう問題で若干触れるようにはなっておりますが、一般的な商業の教育につきましては

は、選択教科で農業、工業、商業というものが別にございますので、必修教科としてやる必要はないのではなからうか。別にこの子たちが就職する人もございますけれども、進学する者も半分以上おるのですから、そういう点を考へて、国民教養としてならばむしろ技術科にしばった方が適切である、こういう判断がされたわけでございます。

わけじゃなくて、理科の基礎的な知識の上にどういうふうに物事を作っているかということが中心でございますので、この点はむしろびたっと合う方がおかしいのではなからうかと実は思うのでございます。しかしながらあくまでもこの理料的な素養というものは小学校段階でも十分積んでおりますし、中学校の段階でもその点は配慮されておるわけでございます。

それから第二点の方の關係は他教科との関連の問題でございますが、数学はこれは小学校、中学校、高等学校一つの体系を持っておりますので、直接この技術・家庭科とは結びつく性質のものではないと考えております。理科につきましては、小学校の理科、中学校の理科それぞれ異なっておりますが、中学の場合には特に従来物理、化学的、化学的な面と生物、地学の二つの分野にございます。

分けてまして、それが双方で十分に行なえるようにしたものであります。しかし理科はあくまでも物事の筋道なり、そういう原理、原則というものが中心にならうと思います。その原理、原則というものは小学校の時代、中学校の時代で学ぶわけで、それが今度は技術・家庭科でものを生産するという場合になると、その理解のもとに立って物事が作られるわけでございます。これはそういう密接な関連を持つ必要は私はないのではなからうか。ちり取り板を作る場合の製図とか、あるいは机やいすを作る場合の製図から始まって、あるいは金工にいたしましても電気、機械にいたしましても、理科とぴったりと必ずしも合わないければならぬ、かみ合わさなければならぬという

は五〇％、ところがこししの所得倍増計画の中に盛りますものは五九％、これがだんだん高等学校の進学率というものは、内藤局長もかねがね言っておられるように七〇％ないし将来は八〇％にまで達するだろう、こういうような将来の見通しを立てたときに、このコース制の考え方というものが必要であるのかどうか。この点について制定当時の考え方と今日の事情とは違っておりますから、そういうような点をもっと明らかにしていくべきではないかと思うのですが、その点をお答え願いたいと思います。

えって適當でないと思います。それ以外の必要な教科をした方がいい、こういう判断で、子供たちの能力なり、適性あるいは将来の進路を考えて選択の幅を広げた、こういうことでございますので御了解願いたいと思います。

○村山委員　進学者にはより多くの学力をつけてやる、そうして家事従業者あるいは就職者にはそれにふさわしい職業的能力の基礎を与えるのだ、こういうように文部時報のそれにも書いてあるのです。そういうようなことで進んで、今お話がありましたように、必須教科と選択教科の割合は二十四対七

質のものが、つまり生徒の階級差というものが出てくる。こういうような心配が教育上出てくるわけですが、そういうような点についての考慮というものはどうなっているのかということ、最後に伺います。

○内藤政府委員　義務教育の段階でございいますから、なるべく共通に教科を履修させることが適当であろうと思えます。ただ中学校の三年の段階になりますと、いづれにいたしましても、就職するか進学するか、決定を迫られるわけであります。この間におきましては若干の差があつてしかるべきでは

○内藤政府委員 中学校の場合に多少誤解があるのではなからうかと思いますが、中学校ではコース制というほどはつきりしたものではありません。選択教科の幅を広げた。その選択教科の幅は英語と数学でございます。英語と数学をやらない者は、たとえば音楽

だからそれは完全な意味のコース制ではないのだ、こういうようなことはよくわかる。しかしながら各人の能力というものは——これは今数学の好きでない者に数学を幾ら教えてみてもというような話がいましました、そういうようなものよりも、制定

なからうか。特に本人の能力が問題で
ございます。ですから能力差というも
のは当時から考えておったわけで、英
語や数学、あるいはその他の教科にい
たしまして、能力に応じてある程度
教育した方がいいいんではなからうか。
これは結局は子供たちの差別待遇に対

とか図画とか、あるいは先ほど御指摘になりました農、工、商家庭、こういうような選択教科があるわけでございます。従来の日本の六・三制の単線型教育の中の欠陥は、あまりに西一すぎるののではなからうか、ヨーロッパのように複線型の教育制度をしていておるところは別にいたしましたが、アメリカのようないかなる単線型の教育制度をしておる国でも、やはり生徒の能力なり将来の進路なり、適性というものを十分考慮してある程度のコース制がしかれておると思います。高等学校の場合にはそのコースをさらに明確にしたわけでございまして、中学の段階は義務教育の段階でもございまして、選択教科において幅をつけて、数学がきらいな子供に何時間も数学を教えることはか

當時は半分は高等學校に進学をする。半分は就職する。その他自分の家で仕事を。こゝういふような時代であつたわけだ。それが所得倍増といふ一つのなが生まれてきて、科学技術革新の時代になつてきた。そしてこゝしの進学率は五九%、それが将来さらに伸びていくときに、そういうようないわゆるコース制といふものを、コース制とは言えないかもしれないが、選択教科といふようなものの幅を広げていくことの必要があるかどうか、この点にはもう必要がないんじゃないかといふふうに私は考えるのです。その点について、これは義務教育といふものをゆがめていくような方向に考えられているのであるかどうか。それが發展をしていきますと、同じ学校内において異

する意識と、父兄の感情たろうと思ふのです。これは現在も相当よくやっている学校もございますが、父兄の理解と子供の協力を得ますれば、非常にうまくいっている。かえて従来のような悪平等でない方が、学習効果が上がりますのという実験結果も出ておりますので、私どもは父兄の協力を得、また子供の理解を深めて、できるだけ能力なり適性に応ずるような教育をして参りたいと思うのでございます。

○村山委員　技術科の教科に関する講習は、今のところ二週間程度で三カ年計画でやるということはわかりました。わかりましたが、今度は免許法の提出法律案の五ページに書いてありますが、十三項別表一に掲げる「理科」下に「技術」というのが設けられるわけでは

すが、その技術科の教員の養成というもののについては、全然今後の方向というものは出されていないわけだ。いわゆる附則によって、現在の図工の先生、あるいは職業科の先生というものは、二週間の講習を受けることによつて、二級の美術科の免許状を与えられるというところが出されております。ところが別表の一の第三号の中に、技術科の教員養成というものが加えられる。これは今日まで明らかにされたことがない。だからこの技術科の教員養成というものをどうしようなところの教員養成機関で取り上げるのか、その点についての文部省の見解を承りたい。

○村山説明員 教員の資格要件を定める点でございますが、教員養成そのものについては特別に關係がございませう。教員の養成につきましては、免許法の定める資格要件を取得させることを目標にいたしまして、各大学において計画を立て、実施することになっております。技術科につきましては、少なくとも国立の教員養成を主たる目的とする大学におきましては、従来職業科という形で教員養成のコースを設けておたわけでございますが、職業科の内容を改善いたしまして、必要な教官組織並びに施設設備を整えまして、必要な教員の養成を行なうことにして、技術科が予定されました昭和三十四年度以来漸次進めております。

○村山委員 免許法は、なるほど今話がありましたように、ただ資格要件を定めるだけの法律案だということなんですけれども、新しく技術・家庭科というものが設けられて、技術科の免許状というものが与えられる。そうなる

と、昭和三十七年から正式に全国一万八千の中学校において技術科というものの教育が始まり、将来日本の科学技術の推進力になるような技術教育というものが行なわれなければならないとなると、その教員養成という問題がこの免許法の改正と同時に考えられていかなければならないわけでしょう。それが科学技術教育の振興になるのではないかと私は考えるわけですが、小林局長、そうなりますと、こういうふうには理解していかどうかということなんです。現在の都道府県に、国立の教員養成の学部がありますが、その学部は技術科というものの教員養成のコースを作つて、そしてそこで技術科の教員を養成していくんだ、こういうふうな受け取つていいわけですね。

○小林(行)政府委員 先ほどお答え申しましたように、この技術・家庭科は三十七年度から中学校で実施されるわけでございます。この実施に間に合うようにすでに国立の教員養成大学、教員養成学部でこれを実施しているわけでありまして、特にコースを設けるというふうなことはございませうけれども、それぞれ講義実習等につきまして教官組織を充実いたしまして、また設備を充実して、実際に養成態勢の整備を行なっているわけでございます。

○村山委員 この中学校の技術科の内容を調べていきますと、今内藤局長の方からお話がありましたように、一年生においていわゆる生物学的なものの学習をさせる、二年生、三年生において工学的なものが中心になってくるわけですが、科学的な内容のものも当然取り上げていくようになる。そういう

ようないわゆる広い意味における科学的な基礎を養成していくんだということになって参りますと、当然今までの職業科コースというところでも教員養成を養成しておたものよりも、教員養成の施設設備の内容においてあるいは教師陣の内容において変わつてこなければならぬと思ふのですが、そういう点についての大学局の方でいわけの把握といひますか、そういうふうなものの方はお持ちになつてゐるんですか。

○小林(行)政府委員 先ほど来御説明しておりますように、従来の職業科と比べて内容が相当変わつて参ります。従つてこの教員の養成についても職業科の先生の養成とは趣きが異なつてくるというふうな考へておられますし、またそれに必要な設備あるいは施設というふうなものについても予算措置を講じて充実にいかなければならぬと思ひます。

○村山委員 そういうふうな予算的な措置はことしの予算の上に幾ら講じておいでになりますか。われわれは提案の説明のときには聞いていない。

○村山説明員 教官の關係でございませうが、従来の職業科は初中局長から説明のありましたように、農業、工業、商業、水産と非常に広範なものを包括する大きなものでございしますので、そこで大学の職業科の教官組織について少ないながらそういう各分野の教官がおられたわけでございます。ところが率直に申しまして、その中で農業関係が非常に大きな比重を占めておたわけでありませう。もちろん技術科ということになりますと、それが工業部面、特に電気、機械といったような方面に重

点が非常に移つて参ります。そこで大学の教官組織におきまして、もういふ重点の移動に應じた措置が必要なかわけでございます。それにつきまして、は大学におかれましても考えられておられますし、大学の御要求によりまして文部省におきましても定員の増加ないし振りかへ等の措置を講じております。それから、施設関係でございませうが、これもやはり従来とも職業科としての施設は持つておたわけでありませう。ただ、その内容が、新しい技術科の分野に應じた変更を加える必要が生じて参つたわけでございます。これにつきまして、必ずしも十分とは申されませうけれども、予算措置を講じております。それから、内容に必要な電気、機械等の設備でございませうが、これの整備費關係の予算は、国立大学におきましては一括して必要な経費を計上しております。今年度におきましては、全体で相当な額が増額されておりますが、その中で技術科關係にはできるだけ重点的に配分したいと思つております。設備費關係は、実は昭和三十四年度以来できるだけ増額配分をいたしておりました。現在までに約一億円に近い設備費を各大学に配分いたしましたので、できるだけ新しい技術科の教育養成ができるように配慮をいたしております。

○村山委員 そういうような内容のものについて、国立学校の運営費の中に計上してあるのか、今配分を重点的に新しい技術科教員の養成のものにしたいということでございますので、配分のときに、それはよくお考え願ひたいと思ふのです。

それで、今度予算で通過いたしました例の中学校の技術科の必置に伴う経費というものがございませうが、文部省の三十六年度の補助の単価が三千万円で、そして四千四百四十四校に対する補助金が計上されておたわけでございます。この三千万円というものは、これは二つの負担になつてゐるわけでございます。一、一校当たり、まず一般的なものを必置制にしてやつていくとなれば、一学図をやる、木工をやる金工をやる、あるいは機械、それに電気、こういうふうなものまでやつていく、それに生物学的なものもやるわけですし、それにあるいは化学的なものも若干つけかえていくということになりますと、一校当たり、文部省が推進していく科家技術教育の技術科の設備基準というものは、どの程度をねらつてゐるのか。最近、地方の市町村の段階におきましては、それぞれ予算の編成に対する要求が出てゐるわけだ。ところが、文部省の方で、一校当たり三千万円で二分の一の補助を考へる、こういうふうな線が出て参りましたので、三千万円あればまあ一校当たりの施設、設備というものは整つていくのだ、文部省自身がそれだけしか出さないのだから、まあたくさん学校もあることだし、そんなにやるわけにはいかぬというふうなことで押えられておるわけだ。そうして今度教育課程の中では非常に高いものが示されてゐる。それをやるところの学校の先生は、たつた二週間しか訓練を受けないでやる農業科の先生が主体なんですね。そういうふうなことで、いわゆる新しく設けられた技術科の問題が解決がつくかということになつて

参りますと、非常に問題が多過ぎる。それで、この施設、設備の基準についても、基準をどの程度考えておるのか、それに対するところの配慮をどのようにしているのか、その点について伺いたい。

どうも筋道が逆のようなコースを通っているような気がしてならないのです。そういうような点から考えますと、やはり科学技術教育のあり方、これは日本の科学技術教育をどういうように推進をし、さらにまた日本の科

○内藤政府委員　これは各方面でいろいろ試案が出ております。文部省でも

学技術の水準を高めていくための方策
というものを、文部省としては一つの

一応の案は作っているわけでございまして、大体百万程度のものも考えたいと思っております。しかしながら、一歩に完全な設備を充足することは困難かと思いますので、三十万円のできる範囲のものを検討しているわけであります。基礎的、原理的なものを中心

大きな構想を科学技術庁あたりと打ち合わせた上で線を出して、大局的な立場から問題を取り上げていかなければならないと思うわけです。それで、きょうは免許法についての問題について質疑を行なったわけでございますので、それらの点についてはまた別の機

に、まず三十万円で全学校に三十七年までに全部整備するというのが第一段階でございまして、次の段階でさらに検討したい。今日基礎的なものを整備されておるところの学校につきましては、さらにやや高度なものの設備基準をお示しいたしまして、三十万

会に譲りたいと思いますが、この今回の免許法の改正案の内容の中には、部分的には賛成な点もたくさんあります。ところが、先ほど申し上げましたいわゆる工業教員の養成の三カ年間の制度の際におけるところの単位の修得の方法と、それから今回工業大学を出

門で基礎的なものが充足しておる場合にはやや高度なものに移る、こういうふうに考えておきまして、一応三十三年度で第一期の計画が終わりますので、三十八年度以降につきましてさらに検討を加えまして、技術課程の教育が完全に実施できますようにいたしました。

た者にはもう全部免許法の適用で二級免許状を与えていくのだという考え方の間には、思想的な統一性がない。それが不統一で国会に出されているということに対しては、きわめて遺憾であるという意見を申し上げて、私の質問を終わります。

い、こう考えております。

○村山委員　そこで、結局、技術科の必要性というものについてはわれわれも十分わかつているわけなんです。ところが、それが省令によって、いわゆる施行規則によってそういうふうな教科が作られ、そうして教員養成

○濱野委員長 暫時休憩いたします。
午後は二時から会議を続行いたします。

午後零時四十八分休憩

午後二時二十六分開議

のための免許法の改正をやって、それから今度は予算的なものの要求、こういうようなことになりますと、

○演野委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を継続いたします。野原覺君。

○野原 委員 免許法についてお尋ねいたしますが、同僚議員の質問と若干重複する点があるかも知りませんけれども、きわめて重大な問題だと思われる点についてお尋ねをしたいと思いますので、ごいますから、文部当局でも的確な御答弁をお願いしたいと思うのであります。

増という以前にもしくはそれ以上に世界的な傾向といたしまして、日本もこの傾向におくれるわけに参らないという技術革新の要請からいたしまして、目の前に工業教員がたくさん要る事がはっきりいたしております。しかるに現状は本来の四年制大学を通じての工業教員の養成制度はございます

○野原(麿)委員　そのやむを得ないということは、免許法に精神に抵触してあるということをお認めになった上でのやむを得ないことだと私は解したいのでありますが、いかがでありますか。

○荒木國務大臣　端的に申し上げれば御指摘の通りだと存じます。ですから、どうしてもできるだけその欠陥を補うことを

第一は、工業教員が敎職課程を修履しなくては、このことが今度の学校教育法の一部改正では相當な論議をされて、同僚議員からも再三質問があつたわけでありますが、これに対して文部大臣は、工業教員の不足の現状から見てやむを得ない、理想から言うなら

ものの、何ともこれが入手できないといううれしい悲鳴とでも言えないことかもしれません。が、教育の面からいいますと教員組織に現実には欠陥を生ずるおそれがあるわけでござりますから、それを目前にしてどうすればいいかというのを考えてみました場合に、す

えを添えましてやむを得ざる措置として実施したい、そういう考えでございます。

○野原(堀)委員 免許法の精神に抵触するということをあなたはお認めになったのですが、これは重大な

ば、なるほど教職課程を願修するといふことが法の建前でもあるので、その通りになりたいと思うのだけれども、今日工業教員が足りないから、その現状から見てやむを得ないのだ、こういう御答弁をされておるわけでありませう。そこでお尋ねをしたいことは、この

で、御審議を願いました。臨時的な養成所、これまた本来の建前から申しますと欠陥があると指摘される節があるわけですが、それともう一つ四年制大学を卒業した人で教員になる意思をを持たなかったがゆえに教職の課程を履修しなかった、そういう人が教育の

正はそむいておるのだ。法律の目的にそむいておる改正というものは法の改正ではあり得ない。これは法律の常識なんです。免許法の精神に抵触しておるということをお認めになった。私はこれは非常に重要なことだと思うので

免許法は昭和二十四年九月一日からたしか施行されて参ったと思うのでありますが、この免許法の考え方から見ると、多少の欠陥とか、やむを得ないという程度では済まないと思つておられますが、重ねてこの点について大臣のお考えを承つておきたいと思つておられます。

場は協力してもらえらるならば、教員組織の欠陥を補うことはできる。むしろ満足ではないことは当然ではありまして、欠陥の生じたままよりはまざることも数等であることは言えると思うわけでございます。そういう現実の必性を要性からやむなく応急措置として考へ

す。法律には目的、精神というものが
うたわれておるわけでありますから、
その目的、精神の範圍内において改正
をしていくのが法の改正だと私どもは
思う。もしその目的、精神に抵触する、
違反するという場合には、その法律を
廃棄するのが常識なんです。この辺い

います。

○荒木国務大臣　先刻もお答へ申し上げました通り、また今もお尋ねの通り、本来の建前から申し上げますと、不満な点があることは当然であり、またそれがやむを得ないというお答へを申し上げたわけでございます。と申し

たことでございます。先ほども申し上げました通り、むしろ現職教育等を通じて、おくれればせになりましょうけれども、その欠陥を極力補って教育の実態の欠陥なからしめる努力もあわせ行なうというやり方でいきまするならば、あるいは予期の成果を上げ得る

かがお考えですか。

○荒木国務大臣 免許法の基本的な考え方からいいますと、少なくとも形式的にびったりしない点がある意味において抵触すると言い得るかと思つて申し上げたのであります。でございまして、先刻申し上げた理由によつて、先刻申し上げ

ますのも、生徒が急増する現実が目の前にある、しかも科学技術教育の振興ということが、単に池田内閣の所得倍

のじゃなかろうかということに期待したやむを得ざる制度と申し上げたゆえんでございます。

げたような教育上の欠陥を生ずること
もまたこれは見のがしがたき重大なこ
とでございますから、それを当面埋め

合わせる必要性からいたしまして、臨時に便宜の方法として形式が整わない部分がございまして、そうせざるを得ないということを国会の御審議を通じてお許しをいただいて、当面の目的を果たしたいということでござい

ます。免許法の本来の建前と一致しております。免許法の特例措置を要しない道理でございまして、あえて御審議を願いますゆえは、先刻来たたび申し上げますような、今も申し上げたような必要性に應ずるという国家目的を果たさねばならないという必要上から御提案申し上げておるわけでござい

す。

○野原(勲)委員 どうも私には、頭が悪いせいかあなたのおっしゃることがわからぬのです。形式的に抵触するとか多少の欠陥があるというようなことを午前中に村山委員にも答弁をしておるのですが、私はこれはそう見ないのです。そこで大臣にお尋ねいたしますが、免許法の条文のどこに抵触しておるのですか。これは局長では困る。大臣が責任を持って、こういう重大な法案を提案した以上は、具体的なこと、形式的なことは事務当局の答弁だということでは私は了解できないのです。

私に言わしむれば、免許法のねらいというものは私はあとで明らかにして参りたいと思いますが、この国会で根本からくずれてしまつておるのです。これはこの前の工業教育養成所の問題も

しかり、今度の免許法の改正もしく、この二つでせつかく昭和二十四年に免許法を作つたあの特色が二つともくずれてしまつておる。完全に骨抜きにしておるのです。私は調べてみて

がく然としたのですが、条文のどこにどう抵触しておりますか。

○荒木国務大臣 条文の詳しいことは政府委員からお答えすることをお許しただきたいと思ひますが、工業高校の教員たるべき者の免許を得ます資格要件として、履修します教科課程内容が一定の要件を具備する必要性を制度上求められておると思ひますが、その中でも特に教員としての教職に必要な科目として規定されているものを履修しなくとも免許状を与えるという点に於いて、本来の建前からいいますと抵触する点がある。それもまたやむなしとすることを認めただきたいというところで御審議をお願いするわけであります。

○野原(勲)委員 この問題は一番大事な点です。そこでこれは今の大臣の答弁では私は満足ですから、十分ではございせんから、局長の方で補足することがあれば補足していただきたい。○小林(行)政府委員 免許法上の条文というところでございしますが、現行免許法の第五条に普通免許状の資格授与の要件を書いてございします。その中にございします別表第一に最低修得単位数という欄がございまして、専門科目のうち教職に関するもの十四単位というのがございします。なおその備考の第四に、これを現在において工業の教科の免許状の授与にあつては半減することとができる、これらの事項であらうと思ひます。

○野原(勲)委員 それではお尋ねしたいのは、この別表第一の一般教育科目、それから専門科目として、教科に關するもの、教職に關するもの、そこに単位を——これは施行規則でも何でも

ない、法律なのです。明示しておるのです。なるほど備考の四には、その半分という暫定の規定もつたれておりますが、どういふわけで免許法はこのような別表を作つて、それから教職單位十四、少なくとも七単位、こういうものを要求したとお考えですか。これは職前はなかったのです。昭和二十四年にできたのです。これはどういふわけであらう。別表が作られたと考へて

おりますか、大臣にお聞きしたい。○荒木国務大臣 教職員の資質を保持するためだろふと思ひます。○野原(勲)委員 そうなると、資質を保持するために作つた別表に違反するわけだ。その別表が、今度は完全に履行されないわけだ。そうならば今度の法律の改正というものは、つまり免許法の第一条にうたつてあるところの「教育職員の免許に関する基準を定め、これはいいです。その次「教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。」「資質の保持と向上をはかることを目的とする」という法の目的に違反いたします。よ、昭和二十四年には

はかるために、昭和二十四年には——私は提案の説明も調べてみました。それから昭和二十四年の国会における新しい免許法の審議の経過も、克明に読ましていただきました。そういうところから考へられることは、この教職科目の単位というものがことに重大だといふことが実はそのときの文部当局によつて説明され、その点に最も重点を置かれて審議されておるのです。今、大臣は、資質の保持と向上のため必要だからこのやうな別表ができた、ところが別表の通りに今度はやらぬのです。別表をつぶすのです。そ

うなればこれは法律の目的、第一条に違反した法の改正であるといふことを大臣はお認めになるかどうか、いかがですか。

○荒木国務大臣 免許法の本則に対する例外規定として附則が本来あると思ひますが、むろん全体を通じて資質の保持、向上ということが守られねばならない重大課題であることは申し上げるまでもございせん。しかし現実には必要とします場合の臨時的な例外的な措置としては、現行免許法も今御指摘のやうなやり方で、附則でもって緩和することを認めておるわけだ。ございますが、その例外的程度が現に認めておる程度よりももうちょっと例外的要素が多くなるという意味において、現行制度に抵触するといふことを先ほど申し上げたわけだ。ございしますが、免許法の趣旨としましてはこれを極力守つていくべきことはむろん当然のことと思ひます。しかしまた一方におきまして、先ほど申し上げましたやうに、教育の面に教員組織が充足されないうちに間隙を生ずることを防ぐこともまた国家的に考へべき重大課題であると思ひます。その現実の必要に応じて臨時の措置として、御審議願つておる内容の改正を加へることもやむを得ないことではなからうか、かやうに考へておるわけでありまして。

○野原(勲)委員 やむを得ないことではなからうかといふことを私は問題にしてお尋ねをしておるのですが、あなたは常に循環論法に質問をはぐらかそう、はぐらかそうとするやうで、まことに私は残念にたえないのです。そこで、申し上げたいことは、ここに一冊の書物があります。これは文部

省から発行された本なんです。その九十一ページに何と書いてあるかと申しますと、これは短かい文章ですから申し上げませんが、「旧免許制度の下では、国民学校の教員については、相当程度の教職教養が与えられたのであるが、中等学校、高等学校の教員については、教員養成を目的とする学校における場合を除いては、これは高等師範学校という学校がありました。その場合を除いては、「教職教養は極めて少く、学校によつては殆んど与へられていなかった。」これは実業専門学校を出て教員になつたわけだ。戦前は教員になる規定がいろいろややしいのがたくさんありました。「本表によつて」この別表です。「本表によつて、中学校、高等学校の教員の場合について、小学校の教員の場合と比してあまり少くない教職教養が要求されていることは、この旧制度に思ひ及ぶとき、画期的な意味をもつといふことができよう。教職教養の重視は本法立法の基本的な態度であり、民主教育の原理から当然のことであると思ふ。」こ

ういう方針であつた方がこの法律を作つてきたのです。そうして今度はこの教職教養も、われわれがさういふものを作つてから十年以上もたつたから、世の中が變つたといへばそれまでです。それから現実には産業界の要請があるといへばこれもそれまでです。しかしながら免許法は教員の資質の保持と向上をうたつておる。教員の資質の保持と向上のためには教職教養がどうしてもなければならぬのだといふので、実はむしろここに重点を置いてこの免許法ができたのです。それを今度はなくするといふのです。この別

表の備考の四は、例外規定として十四単位の半分ということにしており、また、今後は全部これをなくするのです。全部なくするようなことは教員の資質の保持と向上に相ならぬと今日までわれわれに言ってきたのです。資質の保持と向上に相ならぬ、つまり免許法の第一条の目的にかなわぬからというのできたのであります。こういうようなことになっておる限り、これが多少の変更であるとか、欠陥であるとか、あるいはやむを得ないものとかいうようなことでは済まないと思う。もし政府が今度のこの点を通して、お認めをいただける、こういうことをお願いいたします。

○荒木国務大臣 同じことを申し上げるようでおそれ入りますが、先刻も申しました通り、免許法の趣旨に基づき資質の保持向上はむろん厳守されていくべきものと思ひます。しかし、それはそれとして、本来の制度上の教育課程を通じて教員が確保できるような努力をするにいたしても、それが現実の必要を満たし得るに至りません。遺憾ながら少なくとも数年前の後は期待しなければならぬ状況にありません。にもかかわらず他面におきましては生徒急増があり、また何度か申し上げましたように、技術革新に際すべき科学技術教育ということが緊急の課題として要請される。それに応ず

る方法が万全の措置が講じられないという遺憾な現実であります。それに対して、免許法の趣旨を規定するなごという考えでは頭頭なくして、一応免許法も本則は本則として立てながら、附則においてその例外は認めるという建前は一応認めておるわけでございますから、その趣旨をいささか拡張いたしました。当面の需要に際する応急的な臨時の措置としてこういう制度を考えています。そうして一刻も早く本来の姿に返る努力は併行的にやっています。こういう考え方で、繰り返し申し上げますように、やむを得ざる措置としてお認めをいただける、こういうことでございます。

○野原(憲)委員 こういう改正がなされたら、本来の姿に戻りたいと思つても返れるものではないのです。問題は、せっかく資質の保持だ、資質の向上だといつて引き締めてきたものがぐずされたら、これをまた元に戻すということは容易じゃありません。あなた方は三年か五年かたつて教員採用の見通しがつければ元に戻すというけれども、そんな間に合わせの教員が出ておるような状態では何だということになつて教育界の中でもこれは混乱が起つて参ることは明らかです。そこで産業界の要請だ、科学技術、所得倍増計画のためにやむを得ぬのだ、私もこの点は言葉の上ではわかります。それではお尋ねしたいのは、こういう措置をとることによって何名くらいの教員が確保できると考えておるのですか、これをお聞きしたい。

○小林(行)政府委員 工業高校のいろいろな増設の計画がございますが、現状におきましては、たとえば大学の工

学部を卒業いたしました民間の企業等に入つておるといふような者で、その後工業高校の先生になるという者が昭和三十三年の実績で二百人近い者があつたわけでございます。しかし年々これだけの数が産業界から転換されるということは期待はできないものでございまして、私どもとしては最小限度の程度のものでこの免許法の改正による取得条件の緩和によって、できれば得たいものであるというふうに考えておるわけでございます。

○野原(憲)委員 二百人近いということですが、これはどういふ調査でなされたか、しかもその年令構成はどうなつておりますか。教員になりましよう、教職単位がなくとも教員にしてくるならば行きましよう、こういうような回答を寄せられた者の年令構成、これは大学卒業であるかどうかも含めて、そこら辺も調査済みでしょうね。

○小林(行)政府委員 先ほど申しましたように、二百人という数字は、これは三十三年の実績に基づいて申したものでございまして、これは工業高等学校長協会というものがございまして、そこで調査をした数字でございます。その学歴につきましても、大体昔の工業専門学校卒というようなのが多いように聞いております。なお年令の点については、ただいまつまびらかにいたしておりません。

なたはよく御承知の通りに、今度の免許法は根本からこれでためになおります。戦前の教員養成制度というものは、まず一つは、四年制の教員養成機関というのがあつた。高等師範学校、農業専門学校、体育専門学校、それから音楽、美術に付置せられた師範科というのがあつた。これが四年制の教員養成機関であつたのです。二つ目には、三年制の教員養成機関があつた。これは敗戦直前ですけれども、師範学校なり青年師範学校がこれに入るといふのがあつて、大学、国立専門学校、公立専門学校の一部、高等学校の高等科、この中の者について旧中等教員の免許状を与える。ここには同僚の坂田君がおります。東京帝国大学を卒業して、おそらく中等教員の免許状をもらつたのはこの三種に入つておると私は思ふのです。それから四番目には、許可学校といふのがあつた。私立の職業専門学校等がこれに入りまして、これは指定学校まではいかぬけれども、特に文部大臣がそういう私立の専門学校等を卒業した者には教員検定委員会の審査によつて教員になることを許可する。その他には臨時教員養成所といふものがあった。戦後、こういうようなことではだめだ、これではいかぬといふことになつたのでしよう。今度の免許法の教員養成の原則には私は二つあると思ふのです。私が今申し上げました東京の高等師範学校、それからお茶の水の女子高等師範学校、優秀な学校ではありましたが、これも、これが大学ではなかったのです。いやしくも教育者になる者が大学の地位については相ならぬといふの

で、大学であることといふことを教員養成の第一原則にうたつたのです。これは免許法上一貫しております。いやしくも教育者になる者は教育者にならぬというので、大学であること。それから第二点には、専門職でなければならぬ。だれでも教員になれる、それではいかぬのだといふので別表ができて、一般専門教職といふことになつたのです。それが教員養成原則の柱なのです。ところが、今度のこの学校教育法の一部改正によつて、せっかく工業専門学校なんかといふものは教員にしていかにぬのだといふものをまたつておるといふので、そうして今度は教職課程を履修しなければ教員にしていかにぬのだといふ第二の原則をつぶすとしておる。どこに一体免許法の存立する余地がありますか。これはどこにもないのです。工業教育養成所を作つた。これはどういふ学校ですかと山中君が尋ねましたら、大学ではありません、専門学校ではあります。そういう何でもないという学校を名づけて各種学校といふ。そういうようなものの卒業生は教員にしてはいかにぬといふのが免許法でしよう。局長いかがです。ところが今度あなたは、今御答弁を聞きますと、工業専門学校にねらいを定めておる。しかも二百人だといふ。ばく然としておる。昭和三十三年の調査。だからこういうような法の改悪をやつて、五百人か五千くらい出てくる見込みがあるといふか、あるいは、たとい教職課程の履修ができていなくても、ほんとうに教壇に立つて青年学徒諸君を教えるほどの実力のある者が入つてくるというな

で、大学であることといふことを教員養成の第一原則にうたつたのです。これは免許法上一貫しております。いやしくも教育者になる者は教育者にならぬというので、大学であること。それから第二点には、専門職でなければならぬ。だれでも教員になれる、それではいかぬのだといふので別表ができて、一般専門教職といふことになつたのです。それが教員養成原則の柱なのです。ところが、今度のこの学校教育法の一部改正によつて、せっかく工業専門学校なんかといふものは教員にしていかにぬのだといふものをまたつておるといふので、そうして今度は教職課程を履修しなければ教員にしていかにぬのだといふ第二の原則をつぶすとしておる。どこに一体免許法の存立する余地がありますか。これはどこにもないのです。工業教育養成所を作つた。これはどういふ学校ですかと山中君が尋ねましたら、大学ではありません、専門学校ではあります。そういう何でもないという学校を名づけて各種学校といふ。そういうようなものの卒業生は教員にしてはいかにぬといふのが免許法でしよう。局長いかがです。ところが今度あなたは、今御答弁を聞きますと、工業専門学校にねらいを定めておる。しかも二百人だといふ。ばく然としておる。昭和三十三年の調査。だからこういうような法の改悪をやつて、五百人か五千くらい出てくる見込みがあるといふか、あるいは、たとい教職課程の履修ができていなくても、ほんとうに教壇に立つて青年学徒諸君を教えるほどの実力のある者が入つてくるというな

らば、私は目をつぶりましょう。二百人です。年令構成はわからぬ。でたがめな免許法に於いて、しかもその実益は何もないじゃないですか。七十や八十のおじいさんが、もう会社で雇ってくだらないからというのでその学校に入ってきて、戦前の専門学校を出た者に何ができますか。新しい今日の科学技術教育の教師になれますか。そういう点から見てもさうさきわまるこの計画は出し直してもらいたいと思う。

○小林(行)政府委員 先ほど申しました数字は、そのときの御説明にも申しましたように三十三年の実績を申ししたわけでごいまして、これは現在の制度下でやむを得ずとられておる実情であります。臨時的にそういった民間企業からの転職者が入ってきておるといふ実情でございます。今回この法改正をお願いしようと思っておりますのは、実際に工学部を卒業いたしました、しかも教職課程を経なかったために教職単位をとらなかつたために工業教員になれないというものを教育界に誘致しようという考えでございます。もしこれをやりませんければ、従来通りあるいは資格の低い者が入る。実際教育界の実情から申しますと、やはりどうしても先生不足でございます。資格の低い者でもとらざるを得ないという現状でございますので、この制度の改善によつてもちろん専門職としての教職科目というものはとっておりま

せんけれども、専門科目では実力のある者を教育界に招き入れることができないようになるというふうに信じております。

○野原(鷹)委員 そういたしますと、百歩譲つてこのようなたらめな改悪が国会を通過した、こうなつてきまして、これに該当する者で私は教員になりたいといつたら、形式的にその条件を満たしておればみな教員にするわけですね。その条件等はお考えですか。

○小林(行)政府委員 これは志望者に対してましてそれぞれの大学なりあるいは都道府県の教育委員会採用試験をするわけでございます。その試験によつて合否を決定するということになるわけでありまして。

○野原(鷹)委員 いや文部省の考え方を聞いておるのです。それぞれの教育委員会はあなたの方にお伺いを立てますよ。だからあなたの方としては年令は何才までだ、それから戦前の専門学校を出て形式的条件を満たしておつたてそれは困るというのがやはり僕はあると思う。大体戦前の専門学校を出た人が会社で仕事をしておるのとは一定の職場しかやつていないのです。旋盤なら旋盤、それは旋盤のことは詳しい、弱電氣のたとえば電光灯のある部分、それは詳しいですよ。そういう者が私は教員になりたい、工業学校の教員になりたいと言つてきて、一体今日の進んだ科学技術教育の上に立つた工業教育ができますか。そこら辺の条件、審査の基準というものは考へておるかどうか。考へてなければいけないんですよ。それは教育委員会にまかせますならそれでもけっこうですよ。それは考へてないのですか。

○村山説明員 この改正が成立いたしました、大学で工業教育につきまして四十七単位以上修得した者について高等学校の工業の二級免許状を授与する資格が生ずるわけでございます。現実には免許状の授与を受ける者は都道府県の授与権者に対して申請をして免許状の授与を受けることとなります。それからさらに現実に工業教員となるためにはそれぞれ都道府県ないしは学校の試験を受けることとなります。そこで学校ないしは都道府県におきまして工業教員として勤務し得る能力があると認められた場合に限り工業教員になるわけでございますので、工業教員となり得ない者がこの措置によつて工業教員になれるわけではないと考へております。

○野原(鷹)委員 そういふ条件を抜きにしてばく然たる調査で二百名、ところが今言つたような試験採用だ、それは教員委員会が選考するんだ、教員としての資格があるかどうかそれをやるんだ、こういうことになれば二百名の何分のいくらいになるとあなたの方は認めていただけますか。これは冗談じゃないですよ。いやしくもこういう法案を出す限り、そういう具体的な裏づけのない法案であるならば、私どもは審議できない。委員長にも考へてもらわなければならぬ。だから現実に教壇に立てる者は一体何名ぐらいと見ているのですか。

○村山説明員 先ほど二百名と申しましたのは、昭和三十三年度におきまして工業高等学校において民間等から採用いたしました実績でございます。今後の問題といたしましては、この措置によりまして工業教員となる可能性を生じます者は、年々約二万人ほど卒業しております大学新卒の工学士全部について可能性が生ずるわけでありまして、このうちどれだけが教員を志望し、また学校において採用するかは、学校側がどの程度これらの人々を誘致し、これらの人々がどの程度教員になる意思を持つかによつて異なるわけでありまして、私どもが主として工業高等学校の校長の方々に聞きますと、民間等における工学士で教員の資格を有する者は学校で相当優秀な方で、場合によつては学校の先生になつてもいいという者はかなりいる、しかし現在教職課税を履修してない、従つて教員の資格を取得することができないために教員になることができない、こういう資格条件の変更措置をしてくれるならば、校長側におきましても極力民間等におけるそういう優秀な人材を教員になつてもいいという意思を持つておられる方を採出して連れてくるので、相当数が期待できるのではないかと申しておられます。このような趣旨で校長側からも強い要望がございますので、私どももいたしましては、この措置をとることによりまして、少なくとも工業技術について素養のない者が臨時免許状的なものを持つて工業教育の欠陥をカバーするという事態を生ずるよりは、はるかに事態の改善に役立つものと考へております。

○野原(鷹)委員 個人的な勘で何名ぐらいいるのではありませんかというふうなざさんなものでないで、そういうざさんな計画のないことで科学技術者の十七万とか四十四万というものの解消はできませんよ。私はこの点はあとで追及したい。

そこで文部大臣にお尋ねしますが、教員が足りないというので正規の教育訓練を受けていない者を採用することのできない場合を今の免許法は予想しておるかおらぬか、あなたはどうかおらぬか。つまりあなたは工業学校の教員が足りないとおっしゃる。その点はわかります。だから社会党さんの言うようなことがもつともなんだけれども仕方がない、これがあなたの実は一貫した御答弁の中身なんです。教員が足りないといふことを今日の免許法はやはり予想している条文がありますよ。その場合には正規の教員としての訓練を受けていない者でも教員にすることができるといふ規定があるわけですよ。だから私はそれを利用したいいいじゃないかと思つたのですが、それを御存じありませんか。免許法の中にいから、こんなものが出てきたのじゃないかと僕は思うのですがね。あなたの言うような場合に、実は救済する規定があるのですが、大臣いかがですか。

○荒木国務大臣 おっしゃる意味がおそらく臨時免許の制度だろうと思ひますが、むしろそれも活用しなければならぬ事だと思ひますと同時に、先ほど来政府委員、説明員等から申し上げましたような、実力のある人で、幸か不幸か会社に入つたけれども、どうも自分の性格等からして学校の先生にむしるなりたかつたというふうな人は現実にあります。私自身が就職の世話をした男も、一たん貿易商社に入りましたけれども、どうしてもその社風になじまないといふので、現に高等学校の先生になつておる者がおります

が、そういう事例を高等学校校長協会を通じて知り得ましたことを先刻御披露したのであらうと思います。そういうことの實力のある人であるならば、臨時免許でなしに、例外的な臨時的な措置を講ずることによって先生として安定する立場を与えるということにも値しませうし、そういう人を誘致することによって欠陥を補いたい、こういう要望から御審議願っておるわけにあります。

○野原(廣)委員　五条の三号ですね、これは大臣も御答弁されましたが、「普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り」云々というのがある。今度のこの改正は、二級普通免許状ということになっておるわけですね。だから普通免許状を有する者を採用することができない場合とはということで、教員が足りない、普通免許状ではもう間に合わぬという事態がやはりあるということをこの免許法は予想したのです。それは世の中が変わりましてから、そういう非常事態に対処しても考えておかなければならぬというので、その場合には教職課程をおさめていない者をもつて教員としてもいいじゃないかというので五条の三号はできたのです。これは立法の精神です。よ。ところが今度はそうじゃない。その場合には臨時免許状にするのだということにしたのです。つまり教職課程をおさめていない者はほんとうの教員じゃないのだという免許法の考えです。これは臨時の免許状だ、その人は臨時の免許状の教員としての間に現職教育なりいろいろな方法で一日も早くおなれたらまえの教員になつてもらわなければ困るという、いわゆる教育者の資質

というのに重点を置いたのです。そうでしょう。ところが今度は、その五条の三号も無視してしまつておる。今度のあなたの方のこの出し方は、もう免許法なんというものは全部じゅうりんしておるのです。工業教員養成所以來、どこからどこを突ついても、この免許法はだめです。これは死法です。だから私はこういうふうなことで、これから通つたら教育界が困るだらうと思つておる。今小学校、中学校、それから現在高等學校へ奉職している教師諸君が、何と言いますか。われわれにあいいうことを要求しておりながら、今度はこういうことになってきておる。このことと教育に対するマイナス面を考えるべきじゃないかと同僚委員からも、これは何回も警告しておりましたが、私もそれを聞いて肯定しておつたのです。が、これは撤回して、この五条の三号も免許法を使つたらどうですか。そうなれば免許法が生きますよ。わざわざ予定してあるものを避けて、新たなものを提出するという理由が私には了解できません。いかがですか。これは撤回すべきだと思いますが、大臣、これは固執されしないで、やはりあなたも文部大臣としてこうして文教行政をあずかつている以上は、教員の資質の保持と向上、これは考えてもらわなければならぬと思ひます。あなたは産業界の要諦と言ひますけれども、たった二百人じゃないですか。二百人もどうなるかわかつたものじゃありません。計画もありません。こんなものを国会に出して、この忙しいときに審議を要求すること自体が私には不識だと思う。これはもっと十分検討して出してもらわなければ困る。私は審議をしないとは言ひません。出

し方がいかぬ。こういう出し方は、一
休国会を何と心得ておりますか。われ
われを何と思っているのか。こういう
でたらしめ出し方はないと思う。これ
は大臣の御意見を承りますと言え、
また同じことをおっしゃるに違いな
い。しかし私の言うことについてあな
たの感想を聞いておきましょう。私の
今申したことに對する感想、野原の言
うことをでためだというのなら、そ
れもいい。ですから、これは一ぺん私
の言うことが間違ひか間違ひでない
か、あなたの感想を私はお聞きしてお
きたいと思う。

○荒本國務大臣 おっしゃることは、ほんもつともな節もあると思います。ただ、繰り返し申し上げておりますように、当面の必要性に応じまして安定した立場を与えることによって、先刻申し上げたような事例のうちの優秀な人を繰り出すというやむを得ざる措置を加えようという考え方でございます。

○野原 麗 委員 安定した立場を与へるということでございますが、私はいいかげんな教師というような言葉は使いたくありません。しかしこれは言葉の正しい意味においてはいいかげんな教師です。法の要求する教職課程を履修していない教師でございますから、しかも今日の免許法は大学卒業であること、教職課程を履修した者であること、この二つを免許法の改正の重点として規定しているのに、これはその二つを充足していないところの身しか持っておりませんから、いいかげんな教師といっても、これは間違いないと思います。そこでそのことに對して、かつての文部省が何と言ったと思いますか。おれわれに何と言ってきた

かと思ひますか。これも御参考までに申し上げておきましょう。「たとえれば今回の免許法では教員にならうとする者には一定単位の教職課程を修めることを一つの条件とした。ところが、教員不足で正規の教育訓練をうけた人達を採用することが出来ない場合に限り、この教職課程を修めていない者をもつて教員とすることを認め、」これは、私筋の通つたことだと思ひます。そういう非常事態がある。そしてそのかわりに、「これに臨時教員免許状を与へることにした。」「これが五条三号です。そして「この人達は免許状の有効期間が一年である。この一年に上たわけは、」教員の生活安定の面からいへば、まことに苛酷であるというべきである。けれども国民大衆の側からいへばその子供達がこのような教員としての特別の教育をうけていない未熟な人達から教育せられることは正規の教員から教えられるよりも、その生長と発達の上において不利である。これはそうです。「なるほど経験を重ねることはよつて次第によい教員になるであらうが、それは子供達のぎせいに於いてよくないので、子供達はそのぎせいを慣れることなくして最も大切な或る期間をすごしてしまふのである。だから、そういう教員は真にやむを得ない場合に限り、一箇年毎に任命することとし、」臨時教員免許状というのは一カ年ごとに任命する。だから、やつてみて一年間悪かったら、もうやめさせるのです。そうしなければ、教育はよくならぬ。子供が犠牲を受ける。国民大衆が犠牲を受ける。そのくらい実はこの免許法は、厳格な考えてこれはやつてきたのです。「一箇年毎に任命する

こととし、もしもつとよい教育をうけた人があった場合はその人に職場をゆづるようにするのが国民大衆の利益をよう護することになるのである。もとより臨時教員免許状をもつて教壇に立つ人達も、所定の研修をつづけて一定の単位をとれば、上級の教員となることとが出来るようにしてある。」というののが、この昭和二十四年にできた免許法でございます。今の文部大臣が、その人が安定するというえきでもつてつづてみても、教員になる人はごくわずかです。ごくわずかの教員をそのようなえきでつづて、教育界にいろいろな問題を引き起こして——わずかといえどもその者が工業学校で将来の優秀な生徒諸君を教えることのできる実力は私に持てないと思う。持てないからこそ、教職課程を必修にしたのです。そんなことで、昔の工業教育ならいいですよ。この宇宙時代の科学技術のやかましいときに、そういう間に合わせの教員で一体できるかというのです。今までの教師は、これは立場がなくなりますよ、そんな者が入ってきたら。何だということになる。生徒がだいたいばかりしますよ。あるいはその学校教育法の一部改正で教員になった教師かということで、生徒が言うことを聞きませんよ。もう少しそこら辺を御検討になつて、私はこの法案については文部大臣の言うこともわかりますよ。足らないのだからということわかりますけれども、全体の教育というものを考えた場合には、もう一ぺん検討して、これは今すぐやらねばならぬことでもないのですから、次の臨時国会も通常国会もあることですから、そのとき出し直したらいかかと私は思うのですが、

これは出し直すことはできませんか、文部大臣の御意見を承ります。

○荒木国務大臣 御指摘の御趣旨は、さつきも申し上げましたように、ごもっともな節もあると思います。ただ臨時免許状のことでは、今日引く手あまたで、遺憾ながら経済界に入つてしまつた人で、さつき申し上げた例のような人を教育界に迎え入れるというにつぎましては、やはり安定した条件を与へることでない、現実的効果がないと推察するのであります。臨時免許の制度を活用することによってやむを得ず得られる人もございまして、それが合わせて安定した立場を与へることによって、より優秀な人を導き入れ、しかも足りないところは現職教育で十二分に補う努力を別途加へることによって、要則の欠陥ありとするならば、それを補うという考え方で当面の必要に応じたい、かような考えでございまして、ぜひお認めをいただきたいと思つておる次第でござい

す。

○野原(勲)委員 一年ごとに任命されるのですよ、臨時免許状は。その者は現在やはり全国にあるのです。ところが工業だけは教職単位を履修しなくても、二級普通免だ、われわれは臨免だ、そういうことで世間が承知すると思ひますか。そういう差別をされて、その差別をされたことが教育にどんなマイナスになると思ひますか。それじゃ臨時免許状の五条三項を廃止しない。なぜ今度の法案に、これは廃止するということを出していないのです。矛盾じゃないですか。臨時免許状の五条三項はそのまま残しておいて、そしてこんなものを出してきて、矛盾

撞着もはなはだしと私は思う。法の第一条には違反してゐるは、目的には抵触してゐるは、でたらめきわまると思ふ。考え直してもらわなければならぬ。幾ら私が言つてもまたその言を左右にされるでしよう。だからこれはもう所見は聞きません。私の言うことは、一体どういう形で現われるか、この法律が通つたならば、今の臨時免許状をとつた人が一体どういう考へを持つか、それを教育界のために、ほんとうに教育の向上を考へるならば、今から文部当局はよく考へておいてもらわなければ困ります。警告しておきます。

そこで大臣にお聞きします。科学技術者の十七万と中級技術者の四十四万、これはこの委員会でも池田科学技術庁長官にも来てもらつていろいろ私どももたまたしたわけですが、この不足解消ということが池田内閣の所得倍増計画、日本の経済成長にとっては特に重大になる。この不足解消ができなければ、池田さんはえらそうに言つても、所得倍増計画は今日の池田内閣には達成できないのです。だからその責任を受け持つてゐるのが文部省だ、こういうことになって、池田長官は再三荒木文部大臣と渡り合つておるやに私どもは漏れ承つておるのでございす。そこで、文部省は当然これを解消するための計画を立ててゐると思ふのです。その解消計画は科学技術者の不足を解消するのですから、科学技術者という人材を養成しなければならぬ。そこで、十七万人の科学技術者とは四十四万人の中級技術者を養成するためには、工業教員は十一年計画で何人あればよいのですか、文部大臣。

○小林(行)政府委員 中級技術者の四十四万人の養成に関連して申し上げます、大体十年間に八千七百五十人という数字になっております。それから大学関係の今文部省で計画いたしてありますのは一万六千人計画でございす。これはそれぞれ大学の教育の内容によりまして、たとえば講座制の大学、あるいは学科制の大学等によつて違つております。また私立大学においてははかかなり違つておりますので、教官として幾らであるという具体的な数字はまだ把握しておりません。中級技術者の養成に関連いたしましては、先ほど申しましたように八千七百五十人でありす。

○三木(喜)委員 関連。今教員の需給状況につきまして話が出ましたが、高等学校の本年度の教員の需給状況というものがどうなつておるかということ、なおこの教員の需給状況の傾向というものについてやはり承つておかなければならぬ。この免許法の根柢をなしてゐるものは、教師を得なければならぬ、その教師が得にくい、従つて免許法をこつこつとゆるめて、法の精神を踏みにじつてもでもゆるめて、そういう教員を得やすくするといふ考え方がなつておる。それは一方で所得倍増計画による政府の計画があるから、教員になる者が少ないので、そういう方に持つていきたい、こういうことなんです。しかしながら、現実の教員の需給状況は本年度どういうようになつておるか、そして傾向としてとを一応聞かしてもらわなければ、ただいま出されておるこの法改正の根柢

がはつきりしないわけなんです。その点についてお聞きしたい。

○村山説明員 高等学校の工業教員につきましては本年度の需給関係はまだ数字的につまびらかになつておりません。昨年、一昨年あたりの状況を見ますと、年間の需要数が約六百名程度になつております。それに対して供給の状況は大学新規卒業等の者が約百名以内でございす。それから民間からの転換が約二百名、それから中学校や高等学校の現職教員で現在工業以外の教科を担当してゐる者の転換が約二百名程度と推定されております。需要に対しては若干の不足ぎみの傾向を持っております。将来の問題といたしましては、ただいまの中級技術者四十四万人増加計画が進行いたしますと、今後約七年間に、工業高等学校の工業課程を、入学定員にいたしまして約八万五千名ふやす計画になつております。その計画が進行いたしますと、昭和三十八年、九年、四十年四十一年のころをピークといたしまして、年間千人ないし千五百人ぐらいの需要が推定されます。七年間に八千七百人が必要と相なるわけでございます。これに対する供給の計画といたしましては、その主たる部分を臨時工業教員養成所卒業生をもつてまかなう計画で、一年当たり八百八十名供給する計画にいたしております。残りの部分は、今回の免許法の臨時措置によりまして、工学士で教員になる道を開くこととしまして、相当数期待すると同時に、計画の初期におきましては、中学校、高等学校において現在工業教員の資格を持ちながら工業以外の教科を持つておる者の転換措置を極力進めることによつて

まかなう、それから大学新卒や民間からの工業教員志望者につきましても、待遇改善の措置をはかる等のことと相待ちまして、現在より極力供給の増加をはかつていく。このような多角的な方策を講ずることによりまして、この四十四万人増募計画、それに基づく工業高等学校の入学定員八万五千名増加計画の教員の供給をはかつていきたいという計画でございす。

○三木(喜)委員 この前の御答弁では、大学卒で教師となる者は八百人中三名しかないという、こういうお話があったのですが、そのこととの関連はどうなんですか。

○村山説明員 大学卒で二、三名しか工業教員にならないと申しましたのは、国立大学卒業生についてでございまして、そのほかに公、私立大学の卒業生あるいは本年度卒業でない、前年度以前に卒業した者で工業教員になる者もございまして、それらを含めまして、年間六、七千人から、年によつては百名近い数が大学卒業生として新規に教員になっております。

て一つお考えを聞かしていただきたい
と思います。

○村山説明員 現在、一般の大学にお
きまして教職課程を履修して教員の免
許状をとる者の実態は、これははなは
だ遺憾なことでございますが、教員に
なるという強固な志望を持って免許
状をとっておる者とは言いがたいのが
実情でございます。自分は本心教員に
なるつもりは必ずしもないのだけれど
も、将来就職で、先行きいろいろ経済
界の変動、景気の変動、家庭の事情等
もあるのでは、その場合免許状をとっ
ておかないと現行制度では教員になれ
ないので、用心のために免許状をとっ
ておこうというような者が、実は遺憾な
から相当数を占めてございます。そう
いう実情でございますので、免許状は
一応とりましますもの、現在の産業界の
好況などの関係もございまして、工業
教員にならないわけでございます。そ
こで、工業教員を確保するためには養
成の方式や資格条件以外の方法、端的
に申しますと、待遇改善の問題が一番
きめ手になるのじゃないかと考えられ
ます。これにつきましては、先年来産
業教育手当といったような措置も講ぜ
られておりますし、本年から工業教員
につきましては初任給調整手当とい
う制度がございまして、初任給から三
年間二千円、千四百円、七百円の手当
がつくことになっております。これは今
年から始めることになるわけでありま
すので、従来よりは工業教員になるも
のがふえるのではないかと考えられま
す。これだけでも必ずしも十分でない
ので、さらに待遇改善の措置をいろ
いろ研究工夫実施していかなければな
らぬかと思ひます。しかし、何と申し

ましても待遇改善をそう現在より飛躍
的に、抜本的にやれるかと申します
と、そこにもいろいろむずかしい問題
がございます。従って、待遇改善の措置
だけで今工業教員が安心して確保でき
るという事態にはなかなか相ならぬか
と思ひます。そこで資格要件の変更そ
の他いろいろの措置を組み合わせまし
て、あらゆる方法からできるだけ工業
教員を確保したいと考えておるわけ
であります。

○三木(喜)委員 教員需給の傾向とい
うものを今お聞きしたわけですが、私
はこの問題につきまして関心を払うが
ゆえに、ある県の高等学校教員の採用
状況を調査いたしました。採用数十二
名のうち民間より採用した者はなし、
それから欠員は二名で、採用候補者名
簿では、いわゆる私立から来た者が二
人、あとの十人については中学校より
特選をしております。なお東京都につ
いてはすでに内閣の専門員の方で調べ
られておりますが、高等学校では三十
六年度の採用状況は工業において十三
人です。理科においては十七人、数学に
おいては十三人、非常にこのことの急
を要するというような格好でこの問題
が出されておりますけれども、実態
を踏んまえない形においてこれが出さ
れておる。なおそれは免許法を飛ば
すというような危険さへ冒してこれを
やらねばならぬという実態ではないと
私は思ひます。そこで、私はむしろ問
題の焦点は、ある県で出ておりますよ
うに、いわゆる高等学校の免許状を
持っておる者が吸い上げられる傾向が
ある。もちろん、このことがなされる
いために、ただいまの法律がないため
でもあらうと思ひますけれども、そうい

う傾向がある。それはどこに原因がある
かといふと、ただいま課長の方から
もお話があったように待遇の問題です。
すでに、あなた方はこの高等学校の給与
小中の給与等に差をつけられた、そこで
少しでも給与のよい方に行こうとする
のが一つの傾向だと思ひます。ただいま
の話では時代逆進の御答弁ばかり承るわ
けですが、工業界の景気がよいにもか
かわらず、工業界からこちらにひっぱ
るためのこれは一つの口実であり、一
つのよい条件であるというようなこと
をおっしゃいますけれども、現実の現
われておる姿は下から吸い上げられて
きておる。これは今のお話の通り、こ
の待遇の問題からきておると思ひます。
事実は東京都においてもこういう状況を示
しておられます。中学校ではどうい
う状況を示しておるかといふと、三
十六年度は工業教員は百一人、理科の
教員は百八人、数学の教員は百三十八
人、要することになっております。そう
すると、理科や数学においては教職単位
を七単位でいい。工業においてはゼロ
にする。こういう積算の基礎といいま
すか、根拠というものは、こうした実
情から見えていきますと、非常に文部
局の出されておる考え方というものは
あいまいな見通しの上に立っておられ
るように思ひます。その点どうですか。

○小林(行)政府委員 この需給のアン
バランスの状況から申しますと、やは
り現在におきましては、理科あるいは
数学に比べて工業が一番深刻な状況に
なっておりますこと、それから先ほ
ど米御説明申し上げておりますよう
に、従来工業については教職科目の単
位の半減、取得条件の緩和ということ
を行なっておりますが、理科、数学に

ついてはそういうことが従来なかった
わけでございます。今回初めてこれ
を半減するという措置を講じたらいか
がだろというところからきておるわけ
でございます。要は実際の需給の逼迫
状況とそれから従来からの経過に基づ
いて工業と理科、数学との間に差等
を設けたわけでございます。

○三木(喜)委員 今の大学局長のお話
は私は納得がいけないのです。理科と
数学については、従来は半数でよいと
いう規定はなかったとたゞいまいお
っしゃいました。その通りですか。

○小林(行)政府委員 そういふふう
に從來なっております。

○三木(喜)委員 そうしますと、理科
と数学とそれから工業との場合のアン
バラがあるとおっしゃいますけれど
も、その点は私は納得がいけないので
す。高等学校では現在十三名、三十五
年度は二十四名、理科は二十六、数学
は二十四、これは東京の場合です。こ
ういふ状況であるのに工業だけ特別に
引張り出さなければならぬといふと
ころにも問題があるし、ただいまも言
いましたように、中学校から吸い上げ
られるということになれば中学校に対
する手当をしなければならぬのであり
ます。その点を怠って、ただ机上の空
論で高等学校の場合だけ充足するとい
うようなことを考えられるのは、焦点
がはずれておるのじゃないかと思ひ
ますが、その点どうですか。

○小林(行)政府委員 実際に逼迫の状
況が非常に深刻でございますので、高
等学校の資格は持っておりますが、現
在中学校以下の教職にあられる方とい
うのは一番先に目をつけられて、高等
学校に誘致されるということはやむを

得ないことだと思ひます。もちろん中
学校以下にも程度の高い教員資格を
持っておる方が相当数入っております
は理想かと思ひますが、現在の不足状
況から見えてやむを得ないことと思ひ
ます。

○三木(喜)委員 やむを得ないでは済
まされぬと思ひます。中学校の場
合、ある県の場合、国語、社会、音
楽、図工、体育、職業、家庭、英語、
これを合計いたしましたして、現在教員が
不足しておるのが七十六名、それから
数学の場合、この県では六十二名足
りません。理科の場合は四十八名不足
しております。そうして工業の場合、現
在は中学校から充足されて二名だとい
うことになっておるのであります。そ
ういふデータが出ておるのはこの県だ
けだと私は思われたいわけですが、こ
ういふ状況を示しておる、中学校
の場合、最も重点を置いて考えなけれ
ばならない問題で、むしろ高等学校の
問題は、こうした免許法をやるとい
うことになるならば、来年度あるいは次
の国会でよく考えて審議すべきじゃな
いかと思ひます。

○村山説明員 ただいま中学校で工業
の教員があまり要らないというお話が
ございましたが、中学校には工業とい
う教科は三十七年度から初めて出るわ
けで、現在まではまだないわけござ
います。それから中学校の教員が本年
度あたり足りないというお話ござい
ますが、これは事実でございますが、
それは御承知のように生徒急増の山が
現在中学校にきておりますので、それ
に伴う本年度の特別な現象でござい
ます。この山が過ぎますと、中学校は漸

次生徒数が少なくなつて参りますので、従つて教員の需要につきましても、不足の事態からむしろ余裕が生ずるような傾向になるのであります。従つて将来の対策といたしましては、中学校について特段の措置を講ずる必要はないのではないかと考えております。さらに小中学校の教員につきましては現在各都道府県に国立の教員養成を主たる目的とする学部を設けてまして、若干計画的な養成もやっておりますので、本年度の特別な事態につきましては遺憾ながら若干不足の傾向を生じましたが、将来の問題としてはそれほど心配がないのではないかと考えております。高等学校につきましては急増の山が三十八年以後に起こつて参りますし、さらに引続きまして中学校から高等学校への進学率の上昇という問題が起こつて参ります。従つて教員の需要増加は急激に起こり、かつそれが相当期間続くという推定でございますので、高等学校についてはこの際若干長期にわたつて臨時的な特別措置を講じたい、かように考えておるわけでございます。

○三木(喜)委員 高等学校に關しては長期にわたつて若干臨時的な措置を講じるといふことで大体わかつたような気がするのですが、具体的にどういふ方法をとられるのか、私が先がた申し上げましたのは、中学校の工業教員は要らないという意味じゃなくして、工業の免許状を持つておつて中学校におる者を十名高等学校に昇格させる。そうして高等学校では今二名しか欠員がない。全体的には十二名不足しておる。しかしながら中学校の数学と理科の場合はただいまも申しましたように六十

二人と四十八人、ほかの教科の全部不足数合わせただけの人数が足りなくなつてゐる。これを若干不足があるのやむを得ないというふうな考え方は、応急の措置としては、急増対策としては私はまずい考え方じゃないかと思つております。大学を出る、その後便宜を与へることのみに重点を置いて、教員の需給、全体の見通しがこれは立っていないと私は思う。その点を申し上げておるのです。

それから第二点として伺ひたいのは、さてそのようにして吸収しながら、中学校、高等学校から工業教員が産業界に流出していく、その人数をどういふように押えておられるか、この点についても伺ひたいと思つておきます。これも問題だと思ひますからして御答弁いただきます。

○村山説明員 中学校、高等学校から産業界へ教員が流出する傾向につきましては的確な資料を持ち合わせておりません。ただ一般的に申しまして高等学校の工業教員の退職率はほかの教科の教員に比べてまして特に顯著に高いといふことはございせん。大体三十三年度の実績で二・四％程度でございまして、従いまして現在までのところは校長方が引きとめるとか、その他いろいろな方策を講ぜられまして産業界へどんどん流出するといふ事態には至っていないのじゃないかと思つております。

○三木(喜)委員 二・何％、こういうふうに申されておられますけれども、三十三年度でそういうことなんです。現在私が調べました、これは一県だけで全体的には類推できませんけれども、新規に高等学校に採用した工業教員の数

を上回つて産業界に流れていってあります。この現状を見ましたときに、はしなくも先がた課長の方からも話があったように、工業教員の待遇を改善しなければならぬ、こうおっしゃいました。その通りであります。ただ初任給調整手当が二千円、千五百円、七百円というふうな段階を踏んであります。三年目には四年目の者とわずか二百円しか違ひない。工業界に行けばその間に上昇率が非常に高い、こうした場合とか産振法によるところの手当だとかというふうなものは現在問題ではないわけですから、それで私がこの前大臣にもお聞きいたしましたように、池田科学技術庁長官は、大幅に科学者の待遇を改善しなければならぬといふことを大胆率直に言つておられますが、文部省においては、大臣としてはこの点について責任を持った御答弁をいただきたいというお話をしましたところ、大臣は抽象的なことではない、私は確信を持ってやりますというお話だったので、今の大学課長の話では非常に困難だといふ。あなたが困難だと思へば、大臣はこれについては確信を持ってしっかりやります、こういうお話なのですか。これは根本的な問題だと私は思ふ。私立学校の教師の問題、教員養成の問題においても非常に物議をかもしたような議論がよくなされておりますけれども、そのことの根底にはこれがあつたと思つておる。あなたは非常に困難だと思ひましたか。

○村山説明員 現在まで実現いたしております工業教員の優遇措置といつた

ましては、産業教育手当、それから初任給調整手当が若干あるわけでござい

ます。この改善は実は大学局の所掌でございせんので、私、文部省で考

えておることをお伝えするわけでござい

ますが、初中局を中心といたしまして

て極力努力いたしております。相当

程度の成果が上がることは確信して

おりますが、これは具体的な地方

等の施策——あなたの方ではそ

ういふことはよい、本年度は予算

措置がないけれどもやろうという考

かった関係もございまして、計画が今までで立たなかった次第でございませう。最近に至りまして、大体転換可能者の数学的な見直しなどもはば明らかになって参りました。前回内藤初中局長から申されましたように、中学校、高等学校におきまして工業以外の教科を担当して工業教員になり得る者の数というものは——これは全体調査でありませんけれども、サンプル調査で約一万人近い数が把握されております。もっとも中学校から高等学校に吸い上げるということにつきましては、先ほど御指摘にもありましたように、それによって中学校側の教員組織に穴があく、その穴埋めの問題をどうするかというような問題もございまして、本人の希望その他によりまして、転換が必ずしも容易でない者もございませう。そこで大体一万人のうちの三分の一くらいしか実際問題としては転換ができないだろう。約三千人くらいがやりようによっては転換できるのではなからうか、この数を大体対象といたしまして、今後どのように転換計画を立てるか。転換計画を立てるとすれば、それらの人々の実態に応じてどのような研修をしたらいいかということにつきましては、十分研究の上、考えたいと思っております。

○野原(勲)委員 先ほどに限りましてお尋ねをいたしますが、十年間に八千七百五十人の工業教員が不足をする、こういう見通しをお立てのようでありませう。その見通しがあるならば、従ってこの不足を解消する年度計画がおありだろうと思うのです。同時に、その不足解消の年度計画通りにいかな——なかなか計画というものはその通りいかないのです。いかない場合にはどう対処するかということもお考えであろうと思うのです。まずこの点承っております。

○小林(三)政府委員 先般御審議を願いました国立の工業教員養成所で、年間八百八十人の学生を教育いたしておられる。これが一つの先生の供給源になるわけでございますが、それ以外に、先ほど来お話の出でおります民間からの教育界への導入、あるいはただいまお話の出でございました中、高からの工業教員への転換というようなこともあるわけでございます。ただ私どもとしては、一応の推定数字をはじいておりませうが、もちろんこれは推定でございまして、必ずしもこれが確実なこの通りになるということではございませう。で、たとえば工業教員が不足するといふような場合には、法案の改正の御審議をお願いして、あるいは工業教員養成所をさらに増設するとか、あるいは場合によっては、供給が確保されるというところであれば、十年を待たずして一部の工業教員養成所を廃止していくというようなことも考えられるわけでございます。

〔委員長退席、中村(庸)委員長代理着席〕

具体的な需給の状況に応じて、その計画を変更することが必要になってくると存じます。

○野原(勲)委員 これは委員長に要請いたしておきますが、実はこの年度計画については非常に重大な事です。私はこれは早急に出していただきたい。数字のことでございませうから、口頭で質疑のやりとりではなかなか納得できませんから、数字の上でこの工業教員

養成の不足を解消する文部省の年度計画を出して下さるように、これは委員長にお願いをいたしておきます。

そこで文部大臣にお尋ねいたしますが、もとに戻りまして、つまり教職課程を履修しない教員というものは質は低下しておる、このことは文部大臣もお認めだと思つております。ですから、やむを得ないのだ、現実がどうにもならぬからこういう非常の措置もとらなければならぬのだ、私も苦しいのだ、こういう御答弁でございませうから、質の低下は免れないことを私はお認めだろーうと思つております。もし質の低下は免れないということをお認めであるならば、その質の低下をどのようにして救済しようとするのか、カバリーしようとするのか。先ほど同僚委員の質問に対して、いろいろな方法でという御答弁があったやに記憶いたしますが、具体的にはどういふことをお考えになっておられますか。

○荒木国務大臣 適切な現職教育によつてその足らざることを補いたいと思つております。

○野原(勲)委員 その現職教育とは教職課程を履修させるわけですか、いかがですか。そういうことですか。

○荒木国務大臣 そうでございます。

○野原(勲)委員 次に、もう一点お聞きしておきますが、職前は試験を受けて教師になられたね。文検というものがあつて、中等学校の教員になられた。小学校の教員も高等小学校を出ただけで、検定試験というのがある。私、准教員になり、本科正教員の検定試験があつた。この検定試験制度というのは免許法によつて廃止をされたわけですね。その廃止をされたわけはなぜで

あるか、どういふところにこれを廃止した理由があるのか、大臣はどうお考えですか。

○村山説明員 これは立法のいきさつになりますので、私から御説明申し上げます。まず、免許法制定当時試験による資格取得の道を認めなかった理由は、試験は単に一日か二日、学力だけは調べられるかもしれないけれども、教員の質として要求されるものは学力のほかに人物、身体その他いろいろ総合的なものが要する。それは単に一日ないし数日の試験によつては検出されないもので、やはり学校教育特に大学教育の全体にわたつて育成される必要がある。従つて、この試験による資格取得の方法は補充的な方法としては認めてもいいが、試験のみによつて教員資格を与えるという方法はよくないのだといふことで、現行の制度には試験のみによつて資格を取得する道は認められておらないという工合に承知いたしております。

なお、補充的な方法として、現在の二級以下旧仮免あるいは現在の臨時免許状を持つておる下級の資格を持つておる者が、上級の免許状に進む場合には、大学における単位の修得にかかわるべき方法として、単位修得の試験という制度があることは御承知のことかと思つておりますが、申し添えておきます。

○野原(勲)委員 今の課長の答弁の通りではなからうかと実は私も思うのでありますが、一言に申していただければ、片寄った教養の人は困る、専門的な教科の面でも将来に伸びる力を持たなければいけない、こういうことではないかと思つております。同時に教育全体を見通す力、こういうものは、そのときの

試験問題の解答はできても、そういう総合的な、全人的な教師というものは学校教育に付たなければならぬ、私はこれだろーうと思う。そうなら参りますと、試験検定を認めないといふことからも考えられますように、教師の免許状の条件は教養ということに重点を置いておる。人間としての高い教養、これが大事だ、人間としての高い教養と口で言うけれども、やはり具体的には大学教育で教養科目を履修させなければならぬのだといふので、教師には一般、専門——私何回も申し上げますが、教養といふことをうたつておるわけですね。深い専門的な知識とともに人間としての高い教養が必要だ、この免許法の精神、考え方、これはどう考へても今度のなでやばりくずされてゐる。これは間に合はせだ、どうにもならぬからこういう方法をとつてみるんだと言われればそれまででありますけれども、先ほど申し上げましたように、当初文部省の方針といふものははっきりしておたのです。私がただいま申し上げたような考え方に立つておたわけですね。大学卒業でなければあたりまえの教員ではないんだ、こうしておた。ところが今度は専門学校だといふことになる。この辺がどうも私はやはり納得できない。これがどうも文部省当局の答弁では私も理解ができません。しかも計画に具体性がない、ずさんであります。

そこで文部大臣にお聞きいたしますが、教員免許状授与の条件というのが免許法にある。これは最も大きいものは大学卒といふことになっておるのです、これをどうあなただはお考えになつていますか。大学卒にしたわけ、

それから私がたゞいま申し上げました人間の教養に欠ける面がある、なるほど現職教育で単位を勉強していけばそれまででありませうけれども、それは三年かかるか五年かかるか、私はわからぬと思う。しかも三年、五年、十年という長い間には、片寄ったそういう教養の人から、専門的知識もない人から教育を受けていく生徒、そのマインスの面も考えなければなりません。だから、あなたがあせられるお気持はわかりますよ、池田長官はやんや言いますし、池田内閣は所得倍増だ、文部省もじっとしておれぬ、何かやらぬことには申しわけがないという、そういうおぼろげな気持ちでこれは出てきたように私は思われてしょうがない。そういういいかげんな気持ちでやはり出ておるのじゃないかという気がいたします。何とかこれはやっておかぬと、文部省は何もせぬじゃないか、こういう産業界からのおしかりを受けるし、科学技術庁長官もやかましいし、何かやらぬと無能だと言われるからというのでやっただけでございませぬか、正直なところ……私どもこれは採決すれば反対で敗れますが、その結果は明らかです。しかし率直にやはりあなたの正直なところのお考えを聞いておきたいと思う。

○荒木国務大臣 先ほど来申し上げておることでございますが、産業界の要請にこたえとか、あるいは池田長官の勧告にこたえとか、そういうことではございせんので、何度も申し上げますように、高等学校における生徒急増、これはもう目に見えてそのピークが迫っております。否定できない事実でございます。同時に技術革新に應ずべく教養を高めていくということ

は、先ほどお話に出ましたように、小、中学校からその受け入れ態勢を整える意味合いでの新たな教育課程も実施する、同時に工業高等学校の急増対策ないしは所得倍増、あるいはそれにも増して今後の科学技術教育の必要性、中級技能者の現実の必要性に應じる意味も兼ねまして、工業高等学校に入ります生徒本位に考えました場合、必然的にそういう風潮、趨勢であるならば何としても先生がいないことには話にならない、先生をどうして獲得できるかとなりますと、先ほど来いろいろと申し上げましたように、どうしても今までのやり方に期待しておるだけでは間隙が生ずることも必至でございます。それをそのままにしながら現在の、本来の建前の教育養成の制度のままにまかしておいたのでは間隙が生ずることも必至である。そうならば子供たちこそかわいそうだということになる。生徒本位にものを考えました場合、改善の策、本来の制度に比べますれば足りないところがあることは承知しながらも、何とか充足せざるを得ない、その必要性に應じますための臨時応急措置の意味合いでございまして、ただお休載で何かしなければ困るからどうかしようということではむしろなんないのでございませう。間隙を生ずるマインスを幾らかでも改善の策で埋め合わせることをお考えすべきことだ、かように考えて御審議を願っておる次第でございませう。

○野原(寛)委員 今も三木君からいろいろと意見が出されておりましたが、私はこのような法案を出す前にさねばならぬ大事なことを大臣は忘れておるのじゃないか。忘れていくともあな

なたはやっていないのじゃないか。これはあなたの怠慢かどうか私は知りませんが、大事な点をあなたは怠りておる。それはどんな方途か——たとえばいろいろな方途を講ずるのだと言いますけれども、先ほど私が質問して、局長さん、課長さんが答弁したように、何名の教員が確保できるのだと聞いても自信がないのです。三十三年の統計を持ち出してきて、二百名ぐら

く到達した実情であります。ただ口で景気のいいことを申し上げることは可能でございますが、現実に実現をするという良心的な気持から申し上げますと、段階的に積み重ねて着々その方向に持っていくということを申し上げる以外にないわけでありまして、しかし私は理想としては戦前並みということでは適切ではあるまい、戦前並みより以上に持っていくことでないならば、ほんとうにいい人材を教育界に導入することは困難だ。そこまでの目標を持つながら、年々歳々の積み重ねによって一貫した考え方でこの必要に応じていかねばならぬと心得ております。

○野原(農)委員 いや、けっこうなんです。それで抽象的にはけっこうです。年々歳々の積み重ねで戦前並みの待遇、しかも教育界はもっと優遇された状態、けっこうです。実にけっこうでございますが、年々歳々のその積み重ねの具体案をやはり案としてくわいわれわれに見せていただきたいものだと私は思う。いつも問題になっても、おさなりで、いつもごまかすというわけじゃないでしようけれども、お逃げになられる。一体どうなのですか。年々歳々こういうようにしていくんだというものが――私はなぜこれをしつこく言うかといえ、もう今文部省がやらねばならぬことはこれ以外にないのです。科学技術者の不足解消、人材養成の方途はもう教員の待遇をよくする以外にありません。これをやったら、水が低きに流れるがごとく集まるのです。これをやったら優秀な人材が集まるのです。私は科学技術教育が大事である、科学技術教育が大事であるならば、科学技術教育の教授にやはり

優秀な人材を集めなければならぬ。そのときが今をおいてないのです。今や絶好のときなんです。もうこれ以外に日本の科学技術教育の振興のキイ・ポイントはないと私は思っております。だから、大臣はなるほど頭の中では抽象的にはお考えかも知れない。具体案を出さないよ。これは総理大臣に出したらいいと思う。大蔵大臣に要求をして、これをしなければおれは文部大臣の職責は勤まらぬのだと開き直った、あなたに国民すべての者が万倍の拍手かっさいを送りますよ。私は文部行政の最も重点は、平凡な常識的なことであるけれども、ここのなんだと思う。だから、あなたの具体的なものがあつて、あるならば、これはちよつと今口頭ではできないならばけっこうです。あとで出していただければ、いかがですか。

○荒木国務大臣 現在数字的に申し上げるものは持っておりません。持っておりませんが、今申し上げたような意味で努力をする覚悟は持っております。

○野原(農)委員 さわめて残念です。そういう努力もなさらない。そうしてきわめてずさんきわまるころの法案を提出されておる。私は何回も指摘いたしましたように、免許法の根本原則がこれでくずれる。偏した教養の人であつてはならぬというので、教員の二級普通免許状は大学卒業にしたいのです。そうして教職単位は必ず履修しなければならぬ、これを履修しない者は臨時教員免許状という制度をとる。教員が足らぬ場合もあるから、その場合には臨時教員免許状で一年ごとに審査をするのだ。そのくらいしなければ教員の資質の保

持と向上はできない、第一条の目的は達成できないという、この免許状の根本原則が完全に今度の改正でくずされようとしております。臨時教員養成で、大学卒業はない、しかも戦前の専門学校を卒業した者がここに流れ込んでくる。それが六十であり七十であり、会社で使いたるものにならないといえ、語弊がありますが、定年近くでやめた人たちが、そういう者を拾い上げるためにこういうような法案を出して、それが一体何人くるかについても自信がない。事ここに至っては、もう今の質疑に対するあなたの方の御答弁では、私どもはこれを案議する気力がありせん。まあしかしあなた方はそれは社会党がどう出ようと、今後どう言おうとも、これは採決で通すのだと言えども、これは採決で通すのだからいい。しかしこういうものを通したことによつて日本の科学技術が振興されるかどうか、世間の良識ある人々が私は批判すると思う。しかも待遇問題に至つてはいかかですか。私は大臣にはお気の毒ですけれども、この点に關してはあなたは政治的には全く無能力と言われても返す言葉がないと私は思う。あれほど私がしつこく質問したのに、具体案を示さないで、抽象的な言葉を繰り返すだけならば、残念ながら待遇問題について政治的無能力の方だ。そうしてそのみずから政治的怠慢と申しますか、無能力と申しますか、そのしわを免許法に持たせて、教員の資質の保持と向上をうたった免許法を根本からくずそうとしておる。私は、ほんとうに良識ある人ならばここで反省してもらいたい、考え直してもらいたい。私はこれ

は質問でございますからこれ以上は申し上げませんが、これは与党の諸君だつて私と同じ考えの人かなりあると思ひますが、こういうものはいくらも頭を冷やして検討して出し直すように私は要請しておきます。

○村山説明員 ただいまの野原先生の御話で、この改正によつて旧制専門学校卒業者に資格を付与しようとするものではないことを御了承願ひたいと存じます。旧制の専門学校を出た人は、現行の教育職員免許法施行法の規定によりまして資格が与えられておるわけでありまして。今回の改正は、新制の大学の工学部を出て専門教育は取ったけれども教職課程だけを履修しなかつた者に、特例として二級免許状を与える道を開くわけでありまして、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○野原(農)委員 そういふことは末梢的なものでございませう。僕は君らには言う元氣はないのだ。あえて言わぬ。

○中村(廣)委員長代理 山中吾郎君。○山中(吾)委員 私はこの法案でいろいろ深い疑点があるので、四点についてお聞きしたいと思ひます。

その一つは、文部大臣の教師観と免許法の改正について非常に矛盾を感じておるので、これは一番大事な文部大臣の識見でありますから、それをお聞きしたい。それから政策的にこの法案に疑問があることが第二点。法律的にも非常に疑問があるのでこれをお聞きしたい。最後に他の法案との関係に非常に矛盾があるので、その法案との関係においての矛盾をお聞きしたい。これを説明をしていただければ、

私は一分でもやめます。説明をしていただかなければ、これは慎重に御検討願ひないと、国会の不名誉になりますからお聞きしたいと思ひます。

文部大臣にお聞きしますが、免許法でありますから、これは教師観というものがあるに於いて免許法ができておるので、文部大臣は教師についてしばしば御意見を述べられておるので、文部大臣の教師観をお聞きしたいと思ひます。

○荒木国務大臣 教師の定義を専門的には申し上げられませんが、い

やしくも人の子供を教える側に立つ文字通りの先生でございまして、人間

的にもりつぱであり、学問的にもりつぱである方であればならぬ、こう思つております。

○山中(吾)委員 そうすると、知識だけの切り売りでは教師としては適格でない。知識だけを持つておる者は教師としては不足であるというお考えですね。

○荒木国務大臣 その通りでございます。

○山中(吾)委員 そういふ御識見でこの法案を出しておられるというならば二重人格だと思ふ。工業教員はその知識だけ持つていけばいいのだ、教職関係の教養も何も要らないという法案であります、いかがですか。はつきりお答え願ひます。

○荒木国務大臣 先ほど来の質疑応答で政府側から申し上げておることで御理解いただき得たと思ひますが、大学を卒業はしておるけれども、教員たらしめと欲しなかつたものだから教員としての単位を履修しなかつた、しかし本人の考え等によりまして教員になり

たいという、人間的にもりっぱであり、四年制の大学を出たという学問的な素養もある人に工業高校の先生になつてもらいたいということでございます。本来大学は制度上人間のうんのをきかめると同時に、人間的にもりっぱな人間に仕立てるといふことは、学校教育法にもはっきり書いてあると私は思います。そういう趣旨で大学教育を受けた者の中から、たまたま教員になるための必要な単位をとっていないという点だけに欠陥がありとすればあるわけでありまして、それも欠陥あるままでは適当でないので、できるだけすみやかに現職教育で補う努力もして、本来の望ましい教員になつてもらうということをあわせて進めたい。むろん本来の建前そのものから見れば、遺憾な点がないとは言えませんが、次善の策として、私は当面の国家的必要、教育上の必要に應じる施策としては、一応納得していただけたような気がするわけでありまして、

○山中(吾)委員 今おっしゃった文部大臣の御思想は、その通り文部大臣の思想だということはおか。いつもおっしゃる言葉と一致しているから。しかし法案とは合わないというのです。工業教員というのは知識さあれ、ばいという思想が眼目になっているのじゃないですか。その辺は、この法案なんというのには便宜主義で、大臣の識見など捨ててしまつて、こういう法案をふまじめに出しになることは、私は大臣の教師として合わないと思ふ。こういうのは撤回をさるべきだと思ふ。〔教職課程は知識だよ〕と呼ぶ者あり〕教職課程を省いておる。セロ

なんです。――大臣が御答弁ないようですから、それでは次に進ませたい。ただきませんが、そうすると、この免許法の第一条の教職員の資質といふのは、どういふものを資質と言つておるわけですか。

○荒木国務大臣 法律的な用語の解明は、ちよつと私も自信を持って申し上げかねますが、教員の資質の向上という意味の資質は、最初申し上げました通り、人間的にも知能的にもりっぱであること、その内容を私は資質とさしておると心得ております。

○小林(行)政府委員 先生としての資質といふことでございまして、広い視野に立つた国民的な、人間的な一般教養を持つておるということのほか、先生としての教育に対する正しい使命観を持つておる、また教育的な愛情を持つておるということが先生としての資質であらうと思ひます。

○山中(吾)委員 それは法律と合わないじゃないですか、教職コースといふものの単位を必置にしておるのである、必要な学問と教育に対する方法、それから教育に対する常識、そして人物といふ三つがこの第一条の教職員の資質だと、法律的にはつきりなつていふと思ひます。そうでないのですか。

○小林(行)政府委員 先生の資格条件といひまして、もちろん学力あるいは身体条件のほか、人物といふことがございまして。それと一般の教職専門科目との関連で申しますと、御承知のように教職専門科目は教育の原理あるいは教育心理、いろいろな科目があるわけございまして、広くこれらを勉強することによつて――もちろん

先生の人物の練成ということにかかってくるわけでございますが、

〔中村(庸)委員長代理退席、委員長長着席〕

先ほど申しましたように、人物の練成といふことは必ずしも教職課程といふものだけに限ることは無理じゃなからうかと思ひます。

○山中(吾)委員 いま一度お聞きしますが、第一条の教職員の資質といふのは教科に関する知識と教育に関する専門的知識と人物、この三つではないのですか。

○小林(行)政府委員 先ほど申しましたように、先生の資質の保持、向上といふことが免許法の第一条にあります。先生の人物と専門的な学力、身体のいろいろな状況、これが抽象的にはいわれますが、もしこれを一つと具体的に言ふとどういふことかと申しますと、私どもとしては、人間的な教養、広い視野に立つた国民的な、人間的な教養といふことと、それから先生の使命観あるいは教育的な愛情といふようなことに言ひかえることができると思ひます。

○山中(吾)委員 第一条のは法律用語として出ておるのですから、道徳的な抽象論を言われても……。それは人物、愛情といふことは、これはその通りわかるのですが、この法律の第一条における目的にうたつておるところの教職員の資質の保持、向上といふのは、その自分の担当の学科の知識と、それから教師としての教育的な知識教養、それと人物といふ三つが柱になつておる、どれも取るわけにいかぬのでしう。

○小林(行)政府委員 条文から申しますと、先生としての人物なり学力なり身体といふことであらうと思ひます。

○山中(吾)委員 ごまかして適当に答へになつておるけれども、この法案はその三つの柱の一つを取つてしまつておる。そのときの要請に基づいて、工業教員が私底下にいるから、それで当分の間は教職コースの単位を二分の一にするとか三分の一にするというならば、ゼロと二分の一とは量の差ですから、質の差でないと思ふ。従つてこの法律の第一条に完全に相反する改正なので、これはこの法律の廃止だと思ふのです。三分の一の単位にとどめるとかいうならばとにかく、ゼロじゃないですか。それでこういう法改正について案を作るときに法制局といふいろいろな議論されたと思うのですが、法制局はどうですか。

○小林(行)政府委員 もちろん法制局ともいろいろ、法文上の問題ばかりでなく、教育政策の問題についても検討いたしました。特にこれが法律違反といふような結論ではなかつたと思ひます。

○山中(吾)委員 セロにしたことについてどういふ意見を述べておりましたか。

○小林(行)政府委員 先ほど来申しておりますように、万やむを得ない臨時の措置としてセロにすることも考えられるといふことでございます。

○山中(吾)委員 時限法なら万やむを得ないといふこともわかるのですが、この法案は当分の間といつておられますけれども、法律案そのものはこれをセロにして教員の免状を与えるところの内容なので、時限法じゃないのです。委員長、法制局を呼んで下さい。

私は法律的な疑問があるので、それではないけれどもこの質問を進めるわけにはいかない。質問している間に法制局を呼んで下さい。

○小林(行)政府委員 私どももいたしましても先ほど申しましたように、次善の応急の策でございます。従つてこれは将来その必要がなくなれば、当然元に戻すといふことで、当分の間といふことにいたしておるわけでありまして。ただし、日限を限つてはおりませんけれども、趣旨は山中先生のお尋ねのような趣旨でございます。

○山中(吾)委員 この法律の改正は臨時の免状をやるとか、あるいは高等学校の二級免状をやるとしても、向こう六カ年有効にして、その間において教職コースをとつたならば本免状に切り換へるというならば、これは臨時の措置だと思ふのです。これは無条件で、よ、免状を渡すのは。委員長、法制局を呼んで下さい。そうでなければ、今のは疑義がある。

○本田説明員 御指摘になりました第一条に書いてございまして「教育職員の資質の保持と向上」といふことの中心といたしまして、免許法の規定自体が、この別表第一から第七までいろいろと必要な所定資格を記入いたしておりますけれども、この中で教職科目をとるといふことが資質の保持に法理上つながつておるというふうには私どもも考えておりません。現行の規定を見ても、別表第五表には教職科目はございませんでも、免許状を本則として授与する事例が現にあるわけでございます。でございまして、教職課程の科目の履修ということが法理上資質の向上といふことにつながつておる、

このようにしては考えておられないのでございます。

○山中(吾)委員 今の説明はどこにあるのです。具体的に説明して下さい。

○木田説明員 免許法の第六条に指定してございまして別表第五を見ていただきますと、その中では、たとえば「中学校において職業実習を担任する教諭」で「二級普通免許状」というのがあがってございしますが、そこには「大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の称号を有し、一年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。その者については、教職の科目の履修を必要とせず二級普通免許状が出る、こういう規定が本則の中にあるわけでございします。そういう点から見まして、資質の向上と申しますことが、法律上の用語の論理といたしまして、教職科目の履修ということに当然のこととして結びついておる、このように私は私どもも考えておらないのでございします。

○山中(吾)委員 おかしいじゃないですか。実地の経験を有するという、教職の経験があるから、その経験の中に教育心理の経験を通じて、教職の教養を持ったという認定が、そこに条件が入っている。今の法案の場合には、何も、会社の社員をしておいて、そうして実地の教育の経験もない、教養コースもっていないのだから、この条件と全然違うじゃないですか。だから一条の教育職員の資質というものはあなたの言うことには関係ない。こじつけですよ。法制局を呼ばなければだめです。そんな、あなた、文部省の独断の解釈ではだめです。事実合わない。

○木田説明員 ただいま御説明申し上げましたところは、大学におきまして、あるいは教員養成機関におきまして、教職課程を履修するということが、免許法のこの資質の向上の必須の要件、というふうな論理的に構成されているものでない、ということをお断言申し上げたのであります。

○山中(吾)委員 だから、実地の――私は今度の場合でも、工学部を出た人が三月でも四月でも教壇に立ったあと、この免許を与えるなら異議はないのです。その実地というものが、いわゆる教育心理の教養科目に相当する尊い体験ですから、その中に教育的な態度も出るわけですから、そういう経験もなしに与えるというのはどこにも該当しない。従って、第一条の教育職員の資質という中の一つの柱を取ってしまうことだ、そういうことで第一条の眼目を無視しておるのだから、これは臨時の特別措置ならいいが、これは臨時の措置でないのです。当分の間というのは形容詞だけなんです。一生涯本来の免許状を与えるのです。

○木田説明員 免許法の第一条の御指摘の条文は、この免許法の規定しておりますすべての免許状を通じて一つの基本的な施策かと存するのでございします。先ほど野原委員からも御指摘がございました臨時免許状の取得要件等は、やはりこの一条のこの法律の趣旨の中で考えられ運用されておることとございまして、臨時免許状取得の要件といたしましては、教職の課程というふうなものも必ずしも必要とされておらないところとございします。私どもも法律上の理解といたしまして、第一条の規定は臨時免許状について

ては関係がないものと、このようには考えておりません。従いましてこの法律の用語といたしまして、資質の向上ということが教職科目ということに論理的につながっておる、このようにには考えないというふうな申し上げておるわけでございします。

○山中(吾)委員 私はどうもわからない。それでは工業関係以外の人、文学部を出ておる、そういう人で、卒業するときに教職教科をとっていない、教員になりたいというときには、第六条の教育職員検定は要らないのですか。そうですね。そういう人は教員になるべきです。そういう人は工業関係以外の大学の学部を出た人が、会社に勤めておいて、途中から先生になるという場合には、どういう手続をとるわけですか。

○村山説明員 現在ですと、新制の学校を出た方は、施行法によりまして、教職課程をとらなくても、各条項に照らしまして資格取得の道がございします。新制の大学を出た方ですと、教職課程をとって免許状をとっておりません。二級以上の免許状をとる道はないわけでございします。第六条三項の規定によりまして、六条の検定によりまして、臨時免許状を得た後、教員として勤務することになります。

これは法のもとに不平等なんです。憲法十四条違反だ。これは法制局を呼ばねばだめですよ。

○村山説明員 現在の臨時免許状運用の実態を申し上げますと、大学を出た人で臨時免許状をとって助教諭になるという方は事実上ございしません。この臨時免許状の制度は、高等学校しか出ない者が、普通免許状を有する者が採用できなくて、やむを得ず教員になるという場合に適用されておるのが実態でございします。そこで実際問題といたしましては、工学部を出た人と文学部を出た人とのアンバランスというようなことは起こり得ないかと存じます。工学部を出た人で、この臨時免許状制度を活用してやればいいじゃないかという御指摘もございしますが、この今回の改正案によって意図しておりますところは、工学部を出た優秀な人で、産業界等のむしろ技術優秀な方に、産学協同といったような趣旨から、工業高校の教壇に立っていただくというものが主たるねらいでございします。臨時免許状の助教諭といったような形でなくて、正規の二級免許状を出して、教諭という形で教育に協力願うというのが趣旨でございします。そういう意味合いにおきまして、実際問題として不均衡を生ずるおそれはございしませんし、いい人に来ていただくという趣旨からいたしますと、あまり臨時免許状といったような補充的な、高等学校卒業程度の者を補充的に教員にする道を利用するよりは、二級免許状を出して正規の教員とする方が適当ではないかと考えております。

○山中(吾)委員 まことに不明快なん

です。そういう政策的に、同じ四年制の大学を出て、数学あるいは理科、あるいは文学部、そういうところを出た者については検定試験を受けなければ免許状をもらえない、工学部を出た者だけは無条件でやるということは、これは憲法違反ですよ。法のもとに不平等です。そういう法案なんだから、特別臨時のというのなら、時限法しか私はできぬと思うのです。委員長、法制局を呼んで下さい。そうでなくちゃこういう不明朗な法律を通しでは、あとで国会の名譽にかかわる。これは呼んでくれなければ私は納得しませんよ。

○村山委員 関連して。先ほどの大学課長の答弁を聞いておきますと、この免許法の改正は産学協同という立場から考えたものであって、優秀な産業界の技術者に免許状を与えて、学校に来てもらって教育をやっていくのだ、こういうふうなふうな受け取ったわけですが、この問題は非常に重要な問題があると思うのです。それで今回この教育職員免許法等の一部を改正する法律案と、さきに衆議院を通過いたしました学校教育法等の一部を改正する法律案との間にどういような思想的な関係があるのかという点を、小林局長の方からでも承りたい。

○小林(行)政府委員 学校教育法の一部改正、先般審議をお願いしました一部改正は、職業訓練施設における勉強の結果を単位として認定するという趣旨のものであったと思っております。教員免許の関係とは直接の連関はないわけでありまして、その学校教育法等の一部を改正する法律案の審議のときに、たしか山中委員の方からだったと思いま

すが、免許状を持たない者に教えられた学校の単位の認定についてはどういうふうにするのかという質問があった。

それに対しては明かな答弁が内務局長の方からなかった。そういうような点から考えて、そのようないわゆる企業内訓練所においては相当優秀な大学を出た技術者の人たちが指導者としておる。だから今回の免許法の改正によって、そういうような大学を出た優秀な指導者に対しては二級免許状を与えて、いわゆる関連学科なりあるいは実習についての単位の認定にあたって、支障がないようにしていこうというねらいを持ったものとしか受け取れないわけではございませんが、そういうような関係があるのではないかと。先ほどの大学課長の説明を聞いておきますと、産学協同という立場からこの問題について答えられましたので、そういうような点について、どういうような考え方ををお持ちになつていらっしゃるのか、はつきりもう一回大臣から御答弁願いたい。

○小林(行)政府委員 先ほど申しましたように、学校教育法の一部改正では、企業内訓練として職業訓練所の関係の教育の結果を認定するという趣旨のものでございまして、今回の免許法の一部改正による資格の付与につきましては、これは工業高等学校の先生になるための取得要件の緩和ということとでございまして、両者は全然別個のものでございまして。先ほど産学協同というような言葉をちょっと使いましたが、これは産業界から工業教員として教育界に入ってもらふという趣旨でそういうことを申したのでございまして、産業界といわゆる教育界が直接関係

連を持って、協同して教育をする、必ずしもそういう趣旨ではございませぬ。

○村山委員 小林局長の答弁を聞きまして大体了承いたしました。最後に確認いたしておきたいと思いますが、この前業富参考人がおいでになりまして、その意見の中で教職員の免許制度に触れられたわけではございませぬ。その度には実質的に大学を出ておたら、教える立場からいって場合には差がない、こういうような立場から、教育効果というものは何ら変わりがないのだから、教職員の免許制度を要するべきだ、こういうような御意見がございませぬ。そういうような立場から、今度のそういうような技能施設訓練所におけるところの教師といふか指導員といふものにも、当然大学を出て、工業学校のその教科に関するところの免許状を取得したいということとで養成すれば、二級免許状は与えられるわけではございませぬから、そういうふうな資格を与えておいて、そうしてこの問題の調整をはかろうというふうな考え方があつたのではないかと。今小林局長からそのように申されていますが、今小林局長からそういうようなことは、こういうこととでございませぬが、この通り間違ったこととでございませぬか。大臣いかがです。

○荒木国務大臣 その通りでございませぬ。○山中(吾)委員 今の法理的な疑問は、法制局が来たときにお聞きすることにして、保留をいたしておきます。次に、政策的に疑問があるので、お聞きしたいのですが、大臣はしばしば、工業教員が不足をしておるから、やむを得ないので、必要悪としてこの法案を出しておるといふような大体御答弁であつたと思ひますが、それは間違ひございませぬか。

○荒木国務大臣 やむを得ない措置といたしまして、改善の便宜措置としてとりたい、こういうこととでございませぬ。

○山中(吾)委員 改善ならよい法律にならぬですが、大臣の教師観からいって私は必要悪といふふうには受け取らざるを得ないので、それはそれとして、不足でなければこの法案は出すべきでない。工業教員が不足でなければこの法案を出す意思はお持ちになつておるのではないのでしょうか。

○荒木国務大臣 問題の学校制度から出てくる人によって充足されませぬ限りは、こういうことは考える必要はないと思ひます。

○山中(吾)委員 その通り大臣はそういう気持ちでやむを得ずお出しになつておるのだ、そういうお考えにならなければ、こういう悪法は出せないと私は思ふ。

そうしますと、局長にお聞きしますが、現実にとせば東京都で、昨年、本年度において教員の採用試験がありましたが、工業教員の採用試験の希望者と採用者はどうなつておりますか。資料がなければ、次までに出していただければけっこうです。

○小林(行)政府委員 今資料を調べ、その点をお答えします。

○山中(吾)委員 その間質問を保留します。

○村山説明員 東京都だけの資料はございませぬが、全国の資料につきまして参考までに申し上げますと、三十五

年三月卒業生につきまして、全国の都道府県立高等学校の工業教員の志願と採用の状況を申し上げますと、五百六十六名が受験をいたしました。採用総数が百六十五名になつております。それから三十四年度につきましては同じく四百七十八名が志願いたしました。百三十八名採用になつております。それから三十三年度につきましては四百五十四名が志願いたしました。百七十七名採用になつております。

○山中(吾)委員 それじゃ志望者は三倍も四倍もある。どこに不足があるのでしょうか。

○村山説明員 志願者は、御指摘のようになつて、採用決定者に比べますと数倍あるのが実情でございませぬ。これによりまして、表面的には必ずしも不足でないではないかということに相なるわけではございませぬが、教員不足の実態は、必ずしもこういう数字の表面に出たもので、把握できない面がございませぬ。工業高校の校長の意見によりますと、志願者はなるほど多い。しかしまず第一に、志願はして試験は受けるけれども、実際には採用の段階になると来ない。それから来ても、採用試験に合格しておるのに質が悪い。というものは、これも表面的に見ますと非常におかしいこととでございませぬが、校長に言わせると、どうも実問題として使ひものになるものがなかなかない。従つて形式的には採用決定者の数倍も志願者があるけれども、実際には、使ひものになる教員を確保するといふ観点から見ると、実に不足で困つておるということをお聞きしております。

これが実質的に見た工業に関する教員不足の実態かと思ひます。

○山中(吾)委員 ですからそれは質の問題でございませぬ。今教員が不足だ、量が少な過ぎるという悪法も、免許制度を破壊して、採用者の三倍もはしんだだけどもないというのなら、私も目をつぶりませぬが、そうでなくやばり三、四倍あるじゃないですか。そして大臣は私に、そういう不足数がなければ出す気持はないと言つておるのですから、撤回して下さい。それが当然の政治の責任です。それからあなたの方の数字は合つていない。東京都だけで高等学校が四百六十六名の受験者があつて、合格者が百八十七名、しかも採用の定員が少くないので六十二名しか採用してない。これは東京都だけでございませぬ。全国の各府県のものをお調べになるとどうなるか。こういう法案は通してはいけません。その資料が出るまでは私は質問を保留します。それ以上審議は進められない。

○濱野委員長 山中君に申し上げます。先ほど四つの質問点を述べられておられますので、他の諸点について御質疑を続けて下さるようお願いいたします。どうぞ先ほどの残つた点を……。

「それはだめです。資料の問題が解決しなければ……。」というので、たまたま資料はだめだよ。」と呼び、その他発言する者あり」

○濱野委員長 とにかく質問を続行して下さい。山中君、その他の点に質疑があるはずですよ。

○山中(吾)委員 まだ今調べていますから……。

○村山説明員 東京都の分が資料がございましてので申し上げます。三十五年度分、これは三十五年九月十五日現在でございますが、工業教員の受職者数が百九十六名でございまして、合格者が六十九名、現実に採用になった者の数が三十二名でございまして。

○山中(吾)委員 それは高等学校だけでは、中学だけでは、公立の高等学校だけでは、

○村山説明員 公立の高等学校だけでは、

○山中(吾)委員 私の調査によりますと、高等学校は百二十一名、六十名、二十四名ですが、あなたは六大都市を持っていますか。

○村山説明員 六大都市の分だけは調べてございます。

○山中(吾)委員 こういう法案を出しになる場合には、いろいろ疑問のある、そして基本的な免許制度をつぶしていく法案ですから、全国的な資料をお出しにならないと、われわれが審議をするには無責任だと思ふのです。それで私は全国各県の資料を出していただきたい。それが出て満足すればいいつでも私は採決に応じます。

○濱野委員長 その他の質疑がございましたら、進行上一つ質疑を願います。

○野原(麗)委員 議事進行。委員長にお尋ねいたします。委員会の審議においては、国会議員である委員は、資料請求の権利があるはずで、資料を請求されたならば、政府がその請求された資料を提出しなければならぬ義務があるはずであります。この点委員長はどのようにお考えですか。

○村山説明員 ら、それは今書類を探しているのではありませんから、その他質疑の事項が山中委員にはあるはずでありますから、それを続行して下さいと私は申し上げておいたと思ひますが、局長、間違いないですか。

○山中(吾)委員 それでは委員長が今の委員の権利を確認されたので、続行いたしますが、今度の同一国会に提案された工業教員養成所の教科課程の中には、教職課程は二分の一は必修にしておいたと思ひますが、局長、間違いないですか。

○小林(行)政府委員 大体七単位程度を履修してもらうということで、組んでおります。

○山中(吾)委員 同一国会において工業教員養成所の臨時措置として、万やむを得ず養成所としては四カ年を三カ年にしても、なおかつ教職教科というものは半分は履修しなければならぬという思想を持って案を出されておる。同じこの国会の中に、工業教員の養成に、便宜的に文教政策の自主性を放棄して、ゼロで免状を与えろというこの思想の分裂は、一体どういう意味なんですか。

○小林(行)政府委員 工業教員養成所は、先般来申し上げておりますように、三カ年ではございまして、新たに本来の趣旨として工業教員になるというものを養成するものでございまして、いやしくも先生になる場合には、教職科目をとってもらおうというのが建前上当然であろうと思つております。今度の法規上の改正の点から申しますと、これは現在すでに大学を出まして、教育界以外の場所において働いておる、在学中は教職課程をとっておらなかったという者を、先ほど来申し上げておりますように、次善の策としてでも教育界に誘致をいたしたいということでございます。これに、現在の免許法の建前でございまして、七単位履修しておられなければ、免許状は与えられないというものであります。これを誘致することとは非常に困難であろうと思ひますので、この方は、教職教育科目の単位は緩和して免除することにしたい。両者は建前が違つておると思ひますので、その辺は矛盾がないことと思ひます。

○山中(吾)委員 局長のお話は非常に矛盾があるのじゃないですか。工業教員養成所は、教員を希望する者が入つてくるんだから、すでに態度は教師に向かつておるのである。教職教科というものは半減しても、これはその態度が半分できておる、そうして一般大学の場合よりも少なくするという論理だ。と私は思ふのです。ところがこの法案において適用するものは、教員がきらいで、教員になるのがばかきらいで、月給の高い事業界にいつて、向こうで不正の公金費消をして首になつたり、そういう者がくるのに、そういう者については単位は少しもとらなくてもいいというような論理がどこにあるんですか。どうですか、文部大臣。

○小林(行)政府委員 先ほど申し上げましたように、養成所は本来、この養成所を卒業して工業教員になろうという者の教育をする施設でございます。で、現行の免許法の原則通りに、七単位のものを与えたいと思つております。今回の免許法の一部改正では、先ほど申し上げましたように、現在すでに

に産業界等々で働いている者を誘致したいということでございます。特に教職になることをきらつてとか、そういうことではございせんけれども、在学中はそういう教育科目をとらなかつたという者が希望する者を工業教育界に導入するという建前でございまして、その点は特に思想的に離れるとか背離しているということにはならぬと思ひます。

○山中(吾)委員 あなたは無理な答弁をされている。苦心惨憺な御答弁には御同情申し上げますが、少なくとも工業教員養成所を半分にしたという程度でないと、どうしても筋は通らない、文教政策は参つてしまふ。それから実業界から、昔の工業専門学校を卒業したりして教員を希望してくる人は、これももう無理な法案を出しになるので、きつと調査をされておると思ひますが、一体どんな人が入つてきているか、お調べになったことがありませんか。これは定年のあとで、三十年も前に昔の工業高等学校を出まして、新しい工業関係の技術は覚えておつても、ほとんど感覚をなくした人か、会社で何か、不正とは言わぬが、不適当なことでやめさせられた人か、それはきまつておるんですよ。お調べになりましたか。私はそれは実際に体験をされている。そういう人を教員に採用するなんという事では、工業の振興に絶対になりません。私の経験においてきつとない人は一人もいない。そういう者に何らの単位もなしに本来の免状を与えるというこの改正案は撤回すべきだ。少なくとも私はゼロというのはいけません。これは私の良心からどうしても認め

るわけにはいかないのです。それでその辺の資料を出してくれなければ困る。

○小林(行)政府委員 産業界等から教育界に入ってくる者の状況でございますが、それは特に定年を過ぎて入ってくるという者ばかりではないと思つております。もちろんある程度産業界で働いた後に教育界に転換したいという希望の者がかなりあるように私も聞いております。またもちろん定年を控えていわゆる技術の向上等から離れなければならぬという者も出てくると思ひますが、特にきつと負つておる者だけというようなことには絶対にならぬものと思つております。

○濱野委員長 山中君に申し上げます。ただいま法制局の第二部長野木新一君が参りましたから、あなたのお説である憲法違反の疑いがあるという点をもう一度お繰り返しを願ひたいと思ひます。

○山中(吾)委員 それでは今の局長に對する質問を保留しておきます。

○野木政府委員 私の所轄するところではこれをやりました。

○山中(吾)委員 この教員免許法の第一条に、教育職員の資質の保持と向上という目的を掲げておるわけなんです。そういう法律の目的の趣旨に沿つて免許法の条件がこの法案の内容に盛り込まれておるわけなんです。そうして免許状の担当教科、それから教職教科というものをも必修にして、そして基礎學歷を大学を卒業ということとで学主号とか修士号とか書いてございまして、そう

いう基礎の上にこの法案が組み立てられてきております。ところが今問題になっております法案は、工業教員だけに限って教職教科は何ら受けなくても免状を与えるという法案なのですが、法律常識からいって、こういう法改正は法制局として違法——無効とは言わないが、不適當であるかどうかというのを、あなたの審議の過程における法制局の立場からまずお聞きしたいと思ひます。

○野木政府委員 教育職員免許法は非常に複雑な法律でありまして、なかなか全部よく覚えておるといふわけにはいきませんが、第一条には御趣旨のよき法律の目的を掲げております。法律全体としては御質疑のようなことであらうと思ひますし、この法律が原則としてそういう建前ということはそのうことだらうと思ひます。しかしながら今度の改正案の第一条の十三項の問題でございましょうか、これについて特例を認めましたが、これはあくまでも原則に対する特例でございまして、法律が原則を立てておいて特例を認めるというのとは、やはり法律として絶対に不可能というわけではないのでして、ただ特例を認めるだけの理由があるかどうか、その理由があるならば原則を立てても特例を認めるという場合もあり得ると思ひます。しかるにこの十三項もまさに原則に対する特例でありまして、原則に載っておるある原理を、ある程度緩和なり修正しておるといふのが特例であります。そういう事態になっておると思ひます。私もこれを審議した際には、工業教員につきましては、今教員が非常に不足しておりますから、その応急措置として

て何か手を打ちたい。そういう事情をたしか説明を承ったように存じます。その一つの政策の現われとしてこの十三項はできたように記憶しております。そうしてみますと、この現下の工業教育の不足を充足するための措置として、十三項に現われたような政策がはたして合理的であるかどうかというその政策の批判の問題になりまして、やはりそういうような政策をとるのが最も適切であり、またさしあたってそういう政策をとるだけの理由があるといふような場合には、法制として例外を認めるのもこれはやむを得ないのではないかと存じます。

○山中(吾)委員 原則には例外があることはよくわかってはいますが、法律的に認められる例外と認むべからざる例外とあると思ふのです。法制局の常識からいって、その中の認められない例外ではないかというところをお聞きしているわけですが、第一条の「教育職員の資質」という中に——戦前の教員の免許状というものは専門学校、大学を卒業した者には全部与えたわけですね。戦後の教員免許法というものは全部に与えていない。必ず大学で必要な教職課程を十四単位とらなければならぬというところが第一条の「教育職員の資質」という法律的概念だと私は思ふ。それを三分の一か二分の一にするというのとは私は認められる例外と思ふが、工業教員でゼロにするといふことは、私はこの法律の本質からいって法制局でもおかしいではないかとあなたに言われたに違ひないと思ふのです。いかがですか。

○野木政府委員 実は正直のところ申しますと、大へんな議論がありまして、具体的にその条文を私その場について審議したわけではありません。で、私としては覚えておりませんが、また報告としてもその点は具体的にそういうことを勧めたかどうか、そういう報告は受けておりません。従いまして法制局で全部やるのはひどいかどうかといったような議論をしたかどうかという、そういう事実は私ちょっと申しかねます。

○山中(吾)委員 それでは直接タッチした課長を呼んで下さい。

○野木政府委員 実は直接タッチしたしました参事官は今防災基本法という百条くらいの法案をずっとやっております。きょうはちょっと席におりませんでした。

○濱野委員 野木君、委員長から申し上げますが、山中さんの質問している趣旨は、こうした特殊な政策が、そしてこうした特例が憲法並びに法律に抵触するかどうか、君は抵触するかどうかというのを答弁すればいいので、政策がいいか悪いかはあなたの答弁の限りではないんですよ。ですから自分の分を忘れずに明快に山中委員に御答弁願ひます。

○山中(吾)委員 僕の質問に答えればいいのです。

○濱野委員 法制局はそういう立場なのだ。そういうことをやってはいけません。

○野木政府委員 わかりました。法律上は憲法違反という問題にはならないと思ひます。

○山中(吾)委員 憲法違反はまだ聞いていませんよ。次に聞きますから……この法改正と第一条との関係を開いて

○濱野委員 違法かどうかというところでです。

○山中(吾)委員 はかの人の話を聞くに答弁がわけがわからぬようになるから……

○野木政府委員 違法かどうかという問題につきましては、同じ法律の問題でありますから、違法という問題はな

○山中(吾)委員 あなたは先ほどこの法案は非常に複雑で見ていないのだ、直接タッチしていいと言つて、今はそんな法制局の責任者として断言できますか。だから課長を呼びなさいよ。

○野木政府委員 それは法文は全部読まして、そういう意味ではタッチしております。

○山中(吾)委員 先ほどあなたは直接タッチしていいと言つたから、課長を呼んで下さい、課長に聞くから。

○野木政府委員 直接タッチしてないというところは、私どもの部で六人の参事官がおりまして、各法がいつも殺到しますから、絶えずそばにいて協議するとか、具体的にそれにタッチしてない、そういう意味で申し上げたのであります。

○濱野委員 山中委員に申し上げますが、なるほど事務的に直接タッチはしておらぬが、しかしやはり政府委員から責任ある答弁を求めることが私は常識だと思ひますから、どうぞ野木部長にお尋ね下さい。

○山中(吾)委員 委員長、そんなにわれわれの質疑権に干渉しないで下さい。

○濱野委員 いや、干渉ではありません。せんよ。やはり責任ある答弁は政府委員からやつた方がいいんですよ。

○山中(吾)委員 そんなにあつてないで……

○濱野委員 ちつともあつててません。どうぞ続行して下さい。

○山中(吾)委員 私は、何も課長が来なくてもけっこうです。あなたが責任を持ってお答えになればいいです。だから、私はタッチしていいからあまりわがやらないと言わないで下さいよ。さっきそう言つたからこうなつたんです。

それでは部長に聞きます。この免許法の第一条に、「教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。」と書いてあります。そしてこの免許状の基礎は、大学卒業、高等学校の一般免状、そして絶対必要な教養として、一般教科と専門教科、教職教科と三つの柱を立ててあるわけなんです。そして現在工業技術の要請その他の経済的要求は、これは私は満たさなければいかぬと思ふのですが、それに対するこの法の建前として許さるべき例外というのとは、教職科の二分の一か三分の一かというこの量的な便宜ならば、例外はこの法目的の眼目からいって、私には不適當ではないと思ふが、ゼロにしているんですね。そうすると、この法の廃止と同じようなものだと思うので、少なくとも豊かなる法常識をお持ちになつては、法制局の部長あたりは、文部省の法的に考えない、政策面だけ考へてくる法案を持ってきたときには、助言、指導されているはずだ、そんなことをされないような法制局ならなくてもいい、その辺を私はお聞きしてゐるのです。あまりこだわらない

でお答え願いたいと思います。これはゼロにしているんですよ。三分の一というならまだわかるんです。

○野木政府委員 原則はお説のように、この教職に関するものは、十四単位ですか、それが原則でありまして、法はそれを理想として掲げているという事は、これは間違いないと思います。しかしながらこれはあくまで特例措置でありまして、特例措置としてこれをゼロとすることもやむを得ない場合もあるのではないかと存する次第であります。

○山中(吾)委員 そのあなたの責任のある答弁を、ほかの法案のときに曲げないで下さいよ。この教職コースをゼロにして、水産教員、農業教員はやはり教職コースをとらなければならぬ。それならなお話をほかに移しながらもう一つお聞きしますが、この法の第六条で、工学部を卒業しない、文学部であるとか、数学科であるとか、あるいは哲学であるとか、歴史であるとか、そういう学部を卒業した者は、工業教員は今度の法案によって教職コースを少しもとらないで免許状をもらえないのに、検定試験を受けなければならぬ。一般の文科関係の教員も、無資格として検定試験をとらなければならぬという局は、許される適当な改正だといって御指導なさったのですか。これはきょうは皆さんと御相談して、あしたお答え願ってもけっこうです。

○小林(行)政府委員 先ほどお尋ねがございましたお答え申しましたように、確かに工学部以外の学部を卒業した者が免許状をとる場合には、臨時免許状でするわけでございます。この場合に、工学部を卒業して工業教員になるという場合の教職科目の単位修得という点と関連して、アンバランスが出てくることはその通りだと思ひます。しかし先ほど来お答え申し上げておりますように、現在の教員不足の状況から、そういう制度を国会で御承認いただくということになりますれば、その点は確かに不均衡とはなりませんけれども、認められないものではないと思ひます。しかしなお、先ほどお答えしましたように、現在の臨時免許状は、実際の状況から申しますと、高等学校卒業業者がこの臨時免許状を受けるということでありまして、実際の状況では、大学の卒業業者が臨時免許状を受けて先生になるという実情ではないのでございます。

○山中(吾)委員 私は、実情を聞いているのではなくて法律論を聞いています。局長は横からそういう制度云々というお話があったけれども、それは私はわかるのです。現在の免許法、改正しない現行法の中で別表第一の備考の四で「この表の中学校及び高等学校の教職の免許状の項の教職に関する専門科目についての大学における最低修得単位数については、当分の間、中学校にあっては音楽及び図画工作、高等学校にあっては音楽、図画、工作、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科の免許状の授与の場合には、その半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門科目について修得することができ、平分まで免する」というのは、原則に対する例外として許されるべきものであるし、教育政策上どうしてもその先生がいない場合に

はそういう便宜はわかると思うが、そういうことからゼロにすることの正当性を導いてくるということはおもてのほかだと思ふ。それで、なおかつ、資料はあしたかあさって提供してくれると思うのだが、全国の資料では、志願者の方が多い。採用者は四分の一じゃないですか。だから私は、文部大臣が、不足しておるから仕方なしにという把握からこの法案を出したというところをしばしば言っている。次善ということを使っています。そういうことから言って、こういう法案を出してゼロとしていくというのは、ヒステリーな業界からの要望があったからといって、教育政策の柱をぐらぐらさせるようなことでは、あらゆるものがぐらぐらしてしまふということを私は申し上げておる。それで私は、その意味において、現在の文部省の資料を出していただきたいし、その資料が、工業教員の志願者が採用者より多い限りについてはこれははじめに再検討すべきである。資料の向上のためなら別の問題なんだ。これは資料を低下させる法案なんだ。量が少ないから志願者がいないので、こういう法案を作ったのです。ところが志願者が三倍も四倍もある。あ

か。たった二百名と言ったじゃありませんか、そういうたった二百名の人間を吸収するために、こういうわけのわからぬ法案が出て、教育界において農業教員、水産教員その他の教員で、同じ大学を出て、途中から入ってきた者は劣等生である、工業の先生でない者に優等生がおつて、同じクラスの者で一方は教職課程をとっていないのに堂々として入ってきておるということでは、教育管理、教師管理ができない。だから私ははじめに考えるならば、これは文部大臣は再考すべきであると思ふ。御答弁を願います。

○荒木国務大臣 先刻再三同じことを申し上げておりますが、東京都の状況等を御引例になりまして、志願者と退職者の数の差を指摘されて、埋めようと思へばできる工夫があるじゃないかということをお仰せになったのでございますが、現在といえども実質的には、欠員がありまして十分埋め得ない状態に全国的にはあります。地域的には御指摘のような東京都のごとき場合もあり得るわけでございますが、同時にさらに考えましたことは、生徒急増が三十八年度を初年度として、ピークに入ってきます。さらにまた進学率も向上して参ることは当然の趨勢にあります。さらに所得倍増という見地から見ましても、現在のままでは四十四万人の中級技能者の不足を生ずるから、工業高校の新設、増設等もやつて、この必要性に應ぜざるを得ない。そのための教員が八千数百名もさらに新たに必要であるということになります。今後一応十年を見通しまして考えます場合に、どうしても教員が足りな

いしました臨時教員養成所も必要だというわけでありまして、それでもなお充足できませんものを、あらゆる手段を講じて、次善の策と申し上げざるを得ないやり方ではありますけれども、それを合致せまして現実の必要性に應じていきたい。反面大学を卒業した程度の高級技術者が十七万名も不足し、それを学校制度としましては十分に埋め得ない、半分にも足りない程度しか埋め得ないという教員組織の隘路からきます実情にもあります。そのこととあわせ考えます場合に、工業高等学校の教員を正規の学校を通じて養成された資格者をもって充てることは、これまた物理的に不可能だという総合判断にならざるを得ないのであります。そういうことを考え合わせまして、ほんとうにやむを得ない臨時便法として、次善の策として御審議をお願い申し上げます。こういうことでありますことを重ねて申し上げて、御理解をいただきたいと存するのであります。

なお、ついでながら、資料の御要求について申し上げますが、全国の道府県の御質問の事項につきましては、調べはいたしております。原本はございまして、今直ちに間に合う御要望の資料ができておられません。これを作るにいたしても相当の時間を要するわけでございまして、もしお許しをいただきますならば、全国的な調査の結果は一応できてございますから、これをごらんに入れます。それで趨勢は御理解いただく資料には一応なるうかとも存じますので、その資料を提出すること、資料提出としては御了承いただければまことにありがたいことに存じます。

○山中(吾)委員 私は、それではこの法案についてはやはり審議できないと思うのです。大臣は観念的に不足だ、不足だと言っておりますが、たとえば香川県のようなところでも、高等学校において、三十四年、三十五年、三十六年を見ると、八十五名の受験者に対して、合格者が三十八名で、二十五名採用しておる。一ぱい余っておる。だから全国的に余っておるの、問題は素質の問題だと思ふ。この法案は素質を低下させる法案です。従つて、速急に、電話その他でもいいから、きょうあす中にとりになつて、それがそろえば、私はその点の疑問は解決していいと思ふのです。そういう一番大事な資料を、ただ暇だめにお考へになつて——この法案が気持のいい法案ならけつこうですが、そうでなくて非常に教育界に禍根を残すことが明らかなんです。大臣が今まで答弁されたことからいっても、ほんとうに不足で困つておるといふことを理由として提案され、説明されておるのですから、その資料をお出しにならなければ良心的でないと思ふ。私はどうしてその資料をお出し願ひたい。そうして資料によつてまじめに今後の対策もできるのだしたら、私はもちろんこの法案に反対をしておるけれども、政府もその他の人も、それでわかるのだしたら、質疑を打ち切つてもいいのです。しかし、一番大事な資料がないのですから、私は良心的に賛成できない。その資料を出していただかなければ私の質疑を打ち切るわけにいかない。これは国民に聞いて下さい。私の言うことはどこにも間違いがない。資料を出して下さい。

○濱野委員長 ただいま大臣が委員会の席上で、全国的統計がありますから、それで趨勢はわかる、こういうこととありますから、わかるか、わからないか、ここで一つ御配付を申し上げますから委員諸君の御判断を願つて、善処されたい、こう願ひします。

○山中(吾)委員 その前に、まだ法制局に憲法違反のことを聞かなければならぬ。部長に聞きます。今の五条、同じ新制大学を卒業した者が、一方は工学部卒業以外の文学部その他の卒業生は教職コースをとらなければ国家が公認をした教員免許状は付与されない。ところが、工学部を卒業した者だけは教職教科をとりなくても免許を与えるという法律は、法のもとに平等という憲法の精神に反すると思ふのですが、御意見を伺ひたいと思ひます。

○野木政府委員 本案のような場合には、反しないと思ひます。

○山中(吾)委員 その理由を説明して下さい。

○野木政府委員 本案の場合におきましては、まず第一に、現下の工業教員の不足、そういう要請に対処するための特例措置という理由でありますから、法令の理由がありまして、その点からいっても憲法違反のおそれはないと存じます。

○山中(吾)委員 それは時限法ならば一応ある程度——この法律は時限法じゃない、恒久法なんですよ。

○野木政府委員 恒久法だとしても、その点は同様と存じます。

○山中(吾)委員 その理由。

○野木政府委員 やはり今言つたような現下の工業教員の充足という要請にこたへるための措置でありますから、そ

こで差別はつけられてもやむを得ないと存する次第であります。

○山中(吾)委員 時勢の要請があれ、みな憲法違反にならないのですか。公共の福祉に反するということ以外にはそういう制限はあり得ないし、十四条の法の平等は公共の福祉だつて制限できない条文でしよう。時勢の要請に合つておるから憲法違反ではない、そんな法律論はどこにあるのですか。

○野木政府委員 これは工業教員につきましては、その工業教員の間に置きましては、差別はありません。工業教員とほかの教員との間におきましては、一つは工業という科目でありますし、他はそうでない科目であります。その点に科目の差もあります。また一方工業教員については、工業教員の不足を充足するということはやはり一つの公共の福祉に連なるものでありまして、合理的理由がある。合理的理由があるならば差別してもいいというのが定説になつておると存する次第であります。

○山中(吾)委員 部長さん、そんなに輕率に憲法、公共の福祉なんて言つていいのですか。一体十四条のすべての国民は法のもとに平等であるということとを不平等にするというような法律は、今のような場合、公共の福祉なんて言えるのですか。

○野木政府委員 憲法十四条は「すべての国民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない」ということとでありまして、まず本条はこの文字通りの点からいいますと、人種とか信條とか性別とか社会的身分、門地、そ

ういうものの差別ではありません。しかしながら、こういうものでなくとも、何か差別する場合に合理的理由があつて差別する、それは差しつかえないのであります。先ほど来るる述べましたような点が合理的理由でありますから、これは平等の間に差別をつけても差しつかえないと存する次第であります。

○山中(吾)委員 それは記録にとどまつておるからいいですがね。それから免許制度というのは一つの特権ですね。一定の資格を与えて、それは給与権も結びついておるし、教員免許といふのは一つの国民にとっては特権だと思ひます。それを工学部を出た者というでない者を差別する法案なんですよ。それを法制局が当然のことだといふような御答弁でいいのですか。いま一回聞いておきましよう。

○野木政府委員 これはそういう工業教員の資格を得るといふ点につきましては何人もこういう法律条件を満たせばだれでも得られるのでありまして、そういう意味ではそこに少しも差別はないわけでありまして。

○山中(吾)委員 意気込んでお答へになつたから、私はそれで聞いておきませんが、そういう法制局の解釈があらゆる法案に通つてくるのだしたら、たいていのものは憲法の解釈が曲がつてくると思ふので、念のために申し上げておきます。

それから先ほどまた答弁をいただいていないのですが、この法案が「当分の間」という言葉を書いておるのです。その「当分の間」という意味はどういうことなのか、局長からお聞きしたいのです。

○小林(行)政府委員 教員養成の建前から申しますと、やはりこの免許法にございませう。基礎の資格を持ち、また大学四年で単位を修得するということが理想的であると思ひます。今回の免許法の一部改正で免許資格の取得条件の緩和をお願いいたしておりますのは、前から申しておりますように、現在の工業教員の不足の状況、また将来の生徒の急増対策ということからどうしてもとらざるを得ない改善の策として、応急の策としてこの施策を考えたわけでございまして、教員の需給状況がバランスがとれてこつた制度が必要なくなれば、早急に私どもとしては元に戻して、この制度は廃止したいということを考へましたので、「当分の間」というふうにしたわけでございします。

○山中(吾)委員 元に戻しますか。文部大臣、これはほんとうに戻すのですか。今局長は戻すと言つたのですが、大臣は戻すことを前提としてこの法案を出しておられるのですか。

○荒木國務大臣 その通りでございます。

○山中(吾)委員 工学部の者が教職教科をとりなさい、会社に出た。そして教員になりたいといつて戻つてくるのは当分の間だけであつて、あるいは十数年の技術者の充足ができた場合にはこの法案は廃止する、そしてその次の年の者はまた教職教科をとりなければ教員にならない、こうされるのですか。

○小林(行)政府委員 工業教員養成所につきましても、これは臨時的な制度でございまして、教員の需給状況がいわゆる成規の課程を経た教員で充足されるような事態になりますれば、工

業教員養成所も廃止するつもりでございまして、また今回の免許法の一部改正で取得条件の緩和を考へておりますが、これも成規のコースを経た者で十分供給ができるという事態になりますれば、この制度は廃止をしたいというふうに思っております。

○山中(吉)委員 そうすると、この法案のある間の者が特典を受けるわけですね。そしてあとの者は元に戻る、そういう谷間をお作りになるわけですが、これはあなた、そう思うという事は、私はできないと思うんですよ。この法律を一応制度的にしましては、戻すなという事はできないものじゃありませんよ。だからゼロなんてしないで、やはり少なからずという程度のところで——私はこういう法案をお作りになるときには、経済界の要求におこたえになるという事はけっこうだと思ふ。けっこうだけれども、そういう人が教員に戻ってくる道を開くならば、ほかに幾らでもあるじゃないですか。三カ月なら三カ月教壇に立つて、その三カ月の経験を教職科の単位とみなすということもできるのじゃないし、母校あるいはもよりの大学において一週間でも二週間でも教育学、心理学について官費の講習会をやつてやればよい。そういう常識的にすぐ考えられるようなことを少しもお考えにならないで、この免許法の根本を傷つけるような、そして教育界の人間がそういう差別待遇の中に一つは劣等感を持ち、一つは優越感を持って処置のないような法案をお作りになるというのには、私は無責任だと思ふんですよ。教育制度というのは将来にずっと続くものですから、これはやはりお考

えになって、一たん会社その他に勤めた人を教壇に戻す道があれば、きょうでも、今理事会を開いてお考え直しをすることができるといふ事ではないですか。一たん出したのだからといって面子だとか変なことをお考えになるのだったら、とんでもないことだと思ふ。幾らでもある。その点思い直すだけの良心をお持ちになつていないとすれば処置がないのですが、なぜこういふまじい法案をお出しになるのか、一体未来に責任を持たない政治だからこういうことになる。さらに、池田総理大臣は政策は高姿勢で、民主主義に対しては低姿勢、これはやっぱりだと思ふ。文部大臣は、教育水準を下げる政策は低姿勢で民主主義が高姿勢である、それは正しい高姿勢でないと思ふのです。こういう政策こそ——教育政策についてはもっと水準を上げるというふうな高姿勢だったら、私は双手をあげて賛成しますよ。ところが一つ一つの法案も教育水準を下げるような法案である。自主性をお持ちにならないような、極端な低姿勢をおとりになって、民主主義だけ高姿勢をおとりになっている。私はこういう点についてはまことに遺憾だと思ふので、もう少しこういう法案については、文部大臣は未来に責任を持つていただきたい。大臣の在職期間が短くても、作つた法制は、ことにこういう資格問題というのは百年も続くのですから、そういう意味において私はこの法案についてはすなおに反省をしていただきたい。

○白井委員 関連質問。ただいま山中委員はからいらるる本案につきましても御質疑があったのですが、一つは教員の質が落ちたせぬかという点を心配されている。この点についてはごもっともなことでありまして、この法案は大変おもしろいと思つて、この法案の法案である、現在においてやむを得ざるから出ている法案だといふふうに私たちが解しております。それがゆえに「当分の間」ということで、法案の中にもその条項が出ています。今、山中委員の御質疑によると、現在の教職課程というものが、いかにいふふうな御心配をされているのでありまが、そこで御伺ひしたいのは、戦前の中学校、高等学校の教育に際しまして、その教員の資格において非常に欠陥があったのでございましょうかどうですか、戦前の高等学校、中学校の先生方でも一向大して不都合がなかったのかどうか、その点を一つお伺ひしたい。

○村山説明員 戦前の中等教員あるいは高等教員につきましては、先ほど野原委員から御指摘のございましたように、教員養成を目的としておる高等師範学校におきましては、教職課程を今の時間数にいたしまして大体十二時間程度やっておつたと承知しております。そのほか指定学校、許可学校、臨時教員養成所といったようなところで教員の資格付与、養成をやつてきたわけでありまして、臨時教員養成所は、高等師範学校に準じた教育をやつておりました。従ひまして、教職課程も高等師範に準じてやっておつたのであります。それから指定学校、許可学校につきましまして、これは文科系の場合には、国語とか外国語とか今の教職課程に相当いたします教育学とか教育法といったものを多少やっておりました。大体四時間程度やっておつたのではないかと存じます。理科系につきましましては、教職課程がなくとも教員の資格を付与しておつたように承知しております。それによつて教育上支障があったかどうか、支障があったとすればいかなる点が指摘されるかということでございますが、一般論をいたしますと、戦前におきましては、中等教員は今申したように、いろいろな供給源、学歴の者によつて構成されておつたわけでございます。それらのものは渾然一体として教員組織を形成してござりましたので、この理科系の者が教職課程を履修しておらなかつたことに直接基因いたしました。教育上どのような影響があったかということにつきましては、必ずしも具体的な傾向といつたようなものは指摘されておらないのではないかと存じます。

○白井委員 理科系においては別段教職課程というものをやらぬでも、戦前においてはそう具体的にそれによつての弊害は出なかつたというように御観察のようであります。私どもも大体戦前の教育状態を見ていてもそういうふうには感ずるのではありません。しかしながら、もとより教育をやる以上は、教職課程にあるところのいろいろ児童の心理とか教育法とかその他それに類するようなことをやるのが望ましいといふことは当然で、そこで戦後の免許証の交付についてはその要件ということを一応敷いていたものと思ふのであります。しかしながら現在のように特に工業の教員においては、どうしても人数が足りないといふことであれば、何とか急場をしのいででもこのような方法を講ずるといふことが改善の策であることはもとよりである。そのほか先生方にうんと教職の方に來てもらうといふことになれば、事業界に匹敵する以上の俸給も出せばあるいはどうかと思ふが、現在の財政状態においてはそれが不可能、こういうようなことをやらなくても、ある程度やむを得ないという結論になる。それとも一つは、戦後においては、大学の教育が人間を作るといふことに非常に重要な力を入れてきた。たとえば専門の科目というもののについて勉強の時間が少なくて、それを一般教養に入れた。これが先般ここで質疑応答でいろいろ伺ひましたように、一つの欠点にもなつておると思ふ。専門の技術が大学を出ても足りないうといふことは欠点にもなつておるけれども、しかし、一般教養科目というものを相当やつておるということによつて人間を作つておるということ、そういう利点もある。そういう点から考えれば、今度応急処置としてのこの法案が、免許証を工業教員についてはできるだけ数が得られるような方法においてやつたといふようなことも、これはやむを得ない事情と思ふのであります。私は今の質疑を伺つてみて、心配されることは無理からぬことであるけれども、これも一つ現在やむを得ない。そこで御伺ひいたしますが、これは何らかの機会にそういうような、現在でも教員の再教育というものをやりつつあるのですが、何らかの方法でそれを補うような講習会を開くとか指

導をするとか、何かそういうような方法を考えてしるべきだと思ふのでありますが、そういう点について何かお考えの点がありましたら伺いたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 この新たな特例で工業教員になります場合には、教職に関する単位を取らないでなれるわけでございます。その点は従来でも他の場合に比べて半分の単位になっておったわけでございますが、今回の措置でこれを全面的に緩和して免除するということになりますので、この点は欠けてくると思ひます。そういう意味からやはり先生として職にある最近の機会において、できるだけ現職の教育をして、教職に関する専門的な知識を得るよう措置を講じなければならぬと思つております。文部省といたしましても実際の地方の状況に応じてそういう措置を将来講じたいと思つております。

○山中(吾)委員 今日井委員から教職教科を持つていない戦前の教員免許状というものは欠点が多かつたんじゃないか。その方がいいのかわからない。そういうことになってくると、現在の免許制度は戦前に戻すべきだという結論になると思ひます。しかしこれは例外でなくて、その方向に持つていこうという立法精神になると思ふのですが、それは文部大臣どうですか。

○荒木国務大臣 たびたびお答え申し上げましたように、本来の姿に即しまして教員の養成ができ、獲得できるよふになりましたら、すべてこういう臨時応急改善の策はやめてしるべきもので、こう考へてやむを得ざる措置としてお願いしておるわけでありませう。

○山中(吾)委員 教育学とか心理学というものはヨーロッパから発生した学問で、日本の国土から一つも出ていない。これは日本の場合については、先生の言う通り、どんな無理なことでもどんなむずかしい間違つた教育方法でも、その通りなるようにという前提で教へているから、そういう学問が発達しなかつたのです。だから日本の教師というものは、子供の心理発達段階を考へる必要はない。先生に文句を言つたときには子供が悪いのだということであつたものでございまして、こういう大事な教育学とか心理学というのはヨーロッパだけで発達して、日本はそれを模倣しているだけだ。そういうようなことが日本の教師の側から欠陥が出ておるのであつて、戦後の免許法の中にそういう児童心理とかあるいは青年心理学とか教授法とか教育学というふうなものが入つてきた。そこから初めてほんとうの日本の教師観というものが出てくるのであつて、その辺を単なる素朴な常識によつて戦前の方がよかつたのだという簡単な、いろいろなムードによつてこういう政策が変らぬようにしていただきたい。そうでないと日本にはそういう学問が出てこない。その点は文部省の局長、大学局の考へ方は、そういう意味においては、時代の必要といふことはもちろん考へるべきであつるけれども、基本的な文教政策を捨てるようなことはすべきでない。この国会中に工業教員養成所しかり、この法案しかり、次の工業教員養成専門学校もしかり、みな大体ムードによつて動いていふような感じがするのであつて、非常に私は危険なものがあると思ふので、この法案についてはどこから

見てもいいところは一つもない。そして「当分の間」というのは形容詞だけなんです。当分の間という臨時措置ならば期限法にするのか、あるいは向こう十年十年間有効なら一般免許状を与えてその間に教職単位を取ればいいのか、そういう点について十分に検討されないうで観念的に教員不足だといふのです。一つも不足じゃないじゃないですか。そこで今お出しになつた資料、これを僕も僕はよくわからないのです。が、ちよつとどういふ資料が説明して下さい。

○村山説明員 不足いたしております。数学、理科、工業の教科のほか、高等学校の教員の採用状況につきまして最近三カ年の分を集計したものでございませう。そこにごさいます前年度大学卒業生者数といふのは、これは必ずしも免許状取得者、それから教員採用試験受験者と関係がございせんので、指定統計によりまして国公私立大学別に当該年度の大学卒業生の数を記載したものであります。免許状取得者数と申しますのは、当該年度大学卒業生の中で数学、理科、工業の免許状を取得した者の数でございます。このところで説明を要しますのは、各欄で、大学卒業生の数より免許状取得者の数の方が多い欄がございませう。これは大学卒業生は、各数学なら数学の卒業生を集計してございませう。免許状の取得者は数学科の卒業生だけでなしに他の理学部卒業生、あるいは工学部卒業生などでも数学の免許状を取つていふ人がございませう。大学卒業生の数よりも免許状取得者の数の方が多くなつております。それからその次の欄は、各都道府県で実施しております教員採用試験の受験

者数を教科別に記載したものであります。一番右の欄は、その結果、各都道府県が高等学校の教員として各教科別に採用しました者の数でございます。ここで説明を要しますのは、採用試験受験者の数は一人二教科の免許状を持ち、二教科について受験した者、あるいは一人二府県にわたつて採用試験の受験をした者はそれぞれ延べ数としてあがつておりますので、この受験者の数は実は頭数より多くなつております。その結果、採用された者の数は、各教科別の実数でございます。それで全国的に各県別のこれらの教科についての内訳は、現在整理したものがございませうが、参考までに昭和三十年度の工業につきまして一部申し上げますと、これは昭和三十一年九月十五日現在の数でございますが、北海道につきましては二十九名が受験し、まして二十四名が試験に合格し、九名が採用されております。青森県におきましては二名受験し、一名が合格し、ゼロでございます。従つて採用者もゼロになつております。岩手県につきましては一名受験して一名が合格し、採用はされております。それから宮城県につきましては報告がございませんで、記載がございませんで、秋田県は二名受験し、二名合格し、二名採用されております。以下大体そういう状況でございます。全国的に集計いたしますと、お配りした資料のようになりますわけでございます。傾向といたしましては、大都市におきましては受験者数は採用者数をかなり上回つております。しかしながら先ほども申しましたように、受験者の数はやはり若干増加がございませうし、実際問題として受験はし

たが採用の際には来なかつたという者も相当ございませう。実質的にはどの工業高校の校長に聞きましたも、実際問題として教員の採用にはきつめて困難を感じておるといふのが実態でございます。

○山中(吾)委員 御説明では、この法案の根拠といふものは少しもなつていないと思ふのです。やはり志望者が多いのだから、質が低いなら高める法案を作ればいいのです。それからこの数字は、数学、理科、工業関係の大学の学生は、教科課程を選択する人が少なうといふだけの表でございませう。少なければ、そうしてこういう率は、今度の科学技術者養成のために工学部の生徒が増員になるので、大体の率は同じようなものだと思うのです。教育課程を選ぶ者は、それも取つておこうと思ふのです。それでこの表はとにかく工学部、理科関係の人は教育課程を選択しない人が多いという資料にすぎないのじゃないですか。だからこういう資料はこの法案を根拠づける資料ではないといふのです。各都道府県の実態がわかるようにしなければ、文部大臣の答弁と資料の間にちぐはぐがある。文部大臣は払底して困つていふと言つてゐるが、困つていないのですよ。

○荒木国務大臣 ごらんに入れました資料は過去の資料なわけでございます。御質問の御趣旨もそういうことであります。資料をその意味で差し上げたわけでありませう。私が申し上げた工業教員が不足して困るのだといふことは今までのこととちがひございませんで、御案内の通り、中学が三十七年度

第一類第六号 文教委員会議録第二十号 昭和三十六年五月十日

でピークを終わり、三十八年度から生徒増のピークは高等学校に移っていく。さらに所得倍増の問題は今年度を第一年度といたしましておよそ十年見当で倍になる、またなそうという政治目標でございます。それに応じまして集計いたしますと、生徒増の関係等もあわせ考へて教員の充足のことも頭頭に置きながら、らおよそ大学卒業程度の科学技術教育を受けた者が現状のままでは十七万人足りない。その教員組織の隘路を打開しながら極力努力をいたしまして、入学定員が一万六千人見当たらざるを得ない。その結果、卒業した者の累積は七万二、三千見当であ

ん事情が一変してくる、そして今申し上げた通り十年を集計してみれば絶対に十万人近くが足りないという状況の下におきましては、なかなか教員の充足が困難であるということを憂えまして、間隙を生じたら大へんだということのために、いろいろの改善の便法を講ぜざるを得なかったということでございまして、過去の資料が三十六年度まではおよそそうであるかもしれないという資料にはなりまして、十年を見通した大学卒業者の需給関係ということには直接的には御参考にはならぬもののじゃないか、こういうふうに考えるわけでございます。

○小林行政府委員　現在最も逼迫しておりますものは工業高等学校の教員置をとるわけであります、これについての措置をとるわけであります、中学校では御承知のように科目別にはなっておりますが、工業という科目にはなっておりませんので、この点についてはもし必要があれば将来検討するというところで、現在ではその点について特別な措置を考えておりません。

○山中重三委員　一つも満足する御答弁をいただいております。

委員長、一つ休憩をして理事会を開いてもらいたいと思います。

○濱野委員長　このまま理事会を開き

第一、条中教育職員免許法の附則に三項を加える改正規定に関する部分に「次の三項を加える」を「次の二項を加える」に改め、同法附則第十三項の改正規定を削る。

これが修正案の全文でございます。

この趣旨につきましては、さきにわが党からもるる御説明申し上げましたように、工業または数学もしくは理科の教科について高等学校教諭の免許状の授与を受ける場合必要とする教職に関する専門科目の修得は、当分の間、工業教科の場合にあってはその全部の単位について、数学もしくは理科の教科の場合にあってはその半数までの単

第三の理由としましては、すでにその十三項を削ることによって、今までの中学校及び高等学校の免許状の項の、教職に関する専門科目についての大学における最近低修得単位数については、当分の間、中学校にあつては音楽、図画工作となつておるのを、今度は美術になります、美術、高等学校にあつては音楽、図工を美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科の免許状の授与の場合には、その半数でよいということがこれによつて生きてくるわけでございます。従ひまして、工業教員については従前の通り半数の教職単位をとればよいといふ

うのが池田長官の勧告の趣旨であったことは万々御承知の通りでございませう。四年制度の大学を出た技術者というものは教育の場も産業界の場もすべてを考え合わせまして今後に向かっては絶対的に十万人足りないのだ。それすらもが高等学校卒業程度の人々を各職場内で再教育することによって補うというのが当面のなし得る方法、もちろんそれには三十七年度、八年度あらゆる努力をしまして事情の許す限り大学の拡充はしていくべきでありますから、その不足数を減らすことを期待はいたしておりますものの、総合的に考えますと、三十六年度までは今こうに入れましたような教育志望者、合格者、採用者等の似たような計数が出てくるかとは思いますが、三十八年度以降になりますと、がぜ

員を獲得するというこの法案に私は反対するわけですが、そのことについて御説明になっていないのです。まあそれはそれにしておいて、いま一つ問題があるので確認をしておかなければいかぬと思うのですが、中学校の先生に中学校の免状を与えないで、高等学校の免状を教科修得をしない者にでも与えているのですね。三十年、四十年前の工業高等学校卒業生でも特典を与えて高等学校の免状を与えている。ところで中学校は教科担任のころなのろが、私は現在の中学校の工業関係にしても、そういう関係の人もみんな大学を出た人だと思ふ。そういう人たちを採用して中学校の教員の免状を持って、そこから上がっていくならまだわかる。これでは高等学校の先生の方がむしろ質が低下すると思いますが、これはお調べになっておりますか。

○濱野委員長 教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対して、山中吾郎君外三名より修正案が提出されております。本修正案を議題とし、その趣旨を説明を求めます。三木喜夫君。

○三木喜夫委員 ただいま議題になっております教育職員免許法等の一部を改正する法律案に対して、社会党といたしまして、ただいまお手元に配っておりますような修正案を出しまして、その趣旨の説明をさせてもらいたいと思います。

教育職員免許法等の一部を改正する法律に対する修正案
教育職員免許法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

れて、教員の免許状についてこの取得条件を緩和しておるのでございますが、ただいまの説明によりますと、教員の不足するという現状は決して認めがない。むしろ希望するところの教員が多くあるという現状でありますし、なお各県の工業教員志望状況等つぶさに検討しての上で、この法案が出されておるかということに非常に疑義がある。それが修正の理由の第一点であります。

第二点といたしまして、たびたび申し上げておりますように、免許状の目的は資質の向上と保持ということを主体としておりますにもかかわりませず、この法が出ますと、教職員の資質を低下する以外の何ものでもない。この点にわれわれは考えを及ぼしまして、この条項を削る。

者に對しましては教職單位を七單位としております。これとのバランスをとるためにもこの条項を削らなければならぬ。そういうことでこの修正案を出したのであります。

以上、提案の趣旨説明を終わります。(拍手)

○濱野委員長　本修正案に對しての質疑の通告はございませぬ。

○濱野委員長　これより本案並びに修正案を一括して討論に付します。

討論の通告がありますので、これをまず許します。村山喜一君。

○村山委員　私は日本社会党を代表いたしまして、政府提出にかかります教育職員免許法等の一部を改正する法律案に對して反対、社会党提出の教育職

員免許法等の一部を改正する法律案に
対する修正に賛成の意思を表示申し上
げたいと思います。

ただいままで論議されて参りました
が、今回のこの法律の改正案の内容の
中には、御承知のように実習助手から
実習教諭に任用免許状を取得する場合
には、あるいは養護教諭の実情にかん
がみましてその免許状を取得する場合
等の措置は、時宜に適したものである
ことを認めるのにやぶさかでないわけ
でございますが、ただ今問題になりまし
たこの十三項の内容につきましては、
ただいままで論議されて参りましたよ
うに、免許法の精神を全く冒瀆するも
のであると言わなければならぬと思
います。今まで政府の説明によりまし
ると、これは暫定的な措置であるとい
う説明でございますが、一たんこのよ
うなふうに免許制度というものを改悪
をいたして参りましたならば、これは
恒久的なものに発展をする可能性があ
るわけでございまして、そういうよう
な点から、今後において教員が得られ
ない場合においては、数学、理科とい
うようなものもさらにこのような例に
ならって発展をしていくであろうとい
うことが言えると思うのであります。
そういうような点において、なぜ教職
員が得られないのかという本質的な問
題を確かめていかなければならない問
題が、ただ免許法の一部いじくること
によって当面の問題を糊塗しようとし
るがごとき態度に出るようなことにな
るならば、これは日本の教育制度につ
いて重大な問題を引き起こす結果にな
るであろうということがまず第一点で
ございます。

第二点は、これは教師の採用の数の

問題よりも、今後において教師の質を
低下していくという点でございま
す。今まで論議をされて参りましたの
で、その点についてはあえて繰り返す
必要はないと考えます。

次に第三点は、今まで論議いたして
参りましたように、学校教育法等の一
部を改正する法律案の中に見られまし
た工業教員の養成制度の考え方の問題
と、今回提案をされました免許法等
の一部を改正する法律案との中において
は、思想的な統一性がないということ
でございます。同一の国会に、このよ
うな相反する方向のものを出すとい
うことにおいては、これは全く見解がわ
れわれと食い違うわけでございまし
て、政府の、いわゆる統一的な見解と
いうものがないと言わざるを得ませ
ん。

第四点は、教育学、教育原理、教育
心理あるいは教育法等の、そういうよ
うな教職、教育に関するところの学問
を軽視していくことになるわけで
ございまして、このことは、戦前の
いわゆる日本の教師制度というものの
上において、幾多の欠陥があったれば
こそ免許法が制定をされて参りまし
た、そのゆえんから考えて参りまし
ても、結果的には、そういうような教育
に関する学問が軽視されるということ
になってくるわけであります。

第五点は、これは大臣の説明により
ますと、教員組織の間隙を防ぐとい
うことを言われておりますけれども、こ
の点から考えて参りましたも、今後にお
けるところの教師確保の道には、絶対
に役に立たないということが言える法
律でございまして、この条項につい

て、われわれの見解と政府提出の見解
とは、全く相反するわけでございま
す。

従いまして、政府の原案に対しまし
て反対、社会党の修正案に対して賛成
の意思を申しまして、私の討論を終わ
りたいと思います。

○演野委員長 これにて討論は終局い
たしました。

これより採決に入ります。

まず山中吾郎君外三名提出の修正案
について採決いたします。本修正案に
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○演野委員長 起立少数。よって、山
中吾郎君外三名提出の修正案は否決さ
れました。

次に、原案について採決いたしま
す。本案を原案の通り可決するに賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○演野委員長 起立多数。よって、本
案は原案の通り可決いたしました。

ただいまの議決に伴う委員会報告書
の作成、提出手続等につきましては、
先例により委員長に御一任願いたい
と存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○演野委員長 御異議なしと認めま
す。よって、さよう決しました。

○演野委員長 学校教育法の一部を改
正する法律案(内閣提出第一七四号)及
び学校教育法の一部を改正する法律
の施行に伴う関係法律の整理に関する法
律案(内閣提出第一七五号)について、
来たる十三日土曜日、参考人の出頭を
求め、その参考意見を聴取いたしたい

と存じますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○演野委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

参考人の人選につきましては、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御
異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○演野委員長 御異議なしと認め、さ
よう決しました。

本日はこの程度とし、次会は公報を
もって御通知申し上げます。
これにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

〔参照〕

教育職員免許法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第一四二号)に関す
る報告書
〔別冊附録に掲載〕

文教委員会議録第十九号中正誤

ページ 行 誤 正

七二七 三木(善)委 三木(喜)委

員 員

昭和三十六年五月十九日印刷

昭和三十六年五月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局